

平成 28 年第 3 回定例会

滝川市議会議録

## 第3回定例会会議録目次

第1日目（平成28年9月1日）	頁
○開会宣言	3
○開議宣言	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議長報告	3
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 議案第 1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第3号）	7
○日程第 6 議案第 2号 平成28年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	9
○日程の追加について	10
○日程第 7 議案第 3号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公 費負担に関する条例の一部を改正する条例	10
○日程第 8 議案第 4号 定住自立圈形成協定の変更について（芦別市） 議案第 5号 定住自立圈形成協定の変更について（赤平市） 議案第 6号 定住自立圈形成協定の変更について（歌志内市） 議案第 7号 定住自立圈形成協定の変更について（奈井江町） 議案第 8号 定住自立圈形成協定の変更について（上砂川町） 議案第 9号 定住自立圈形成協定の変更について（浦臼町） 議案第10号 定住自立圈形成協定の変更について（新十津川町） 議案第11号 定住自立圈形成協定の変更について（雨竜町）	11
○日程第 9 報告第 1号 平成27年度決算に係る健全化判断比率について	13
○日程第10 報告第 2号 平成27年度決算に係る資金不足比率について	17
○日程第11 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告 認定第 1号 平成27年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について 認定第 2号 平成27年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について 認定第 3号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の 認定について 認定第 4号 平成27年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について 認定第 5号 平成27年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について 認定第 6号 平成27年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	

認定第 7号	平成27年度滝川市下水道事業会計決算の認定について	
認定第 8号	平成27年度滝川市病院事業会計決算の認定について	
議案第12号	決算審査特別委員会の設置について	
選任第 1号	決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	17
○発言の訂正について		26
○休会の件について		26
○散会宣告		26

第13日目（平成28年9月13日）

○開議宣言		31
○日程第 1	会議録署名議員指名	31
○日程第 2	第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告	31
○日程第 3	第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告	32
○日程第 4	一般質問	34
	14番 山口清悦君	34
	6番 安樂良幸君	41
	13番 木下八重子君	43
	12番 渡邊龍之君	45
	1番 三上裕久君	56
○延会の件について		70
○延会宣言		70

第14日目（平成28年9月14日）

○開議宣言		75
○日程第 1	会議録署名議員指名	75
○日程第 2	一般質問	75
	7番 本間保昭君	75
	15番 柴田文男君	78
	5番 山本正信君	82
	18番 東元勝己君	86
	11番 小野保之君	89
	4番 清水雅人君	100
○延会の件について		120
○延会宣言		120

第15日目（平成28年9月15日）

○開議宣告	125
○日程第 1 会議録署名議員指名	125
○日程第 2 一般質問	125
3番　館 内 孝 夫 君	125
2番　堀 重 雄 君	134
○日程第 3 報告第 3号 株式会社滝川振興公社の経営状況について	139
○日程第 4 報告第 4号 株式会社滝川グリーンズの経営状況について	144
○日程第 5 報告第 5号 監査報告について	
報告第 6号 例月現金出納検査報告について	148
○日程第 6 意見書案第1号 J R北海道・J R四国・J R貨物に係る税制特例の恒久化を求める要望意見書	
意見書案第2号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める要望意見書	
意見書案第3号 無年金者対策の推進を求める要望意見書	150
○日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	151
○市長挨拶	151
○閉会宣告	151

## 平成28年第3回滝川市議会定例会（第1日目）

平成28年 9月 1日 (木)

午前10時00分 開会

午前11時47分 散会

### ○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

日程第 6 議案第 2号 平成28年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）

### ○追加日程

日程第 7 議案第 3号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 4号 定住自立圈形成協定の変更について（芦別市）

議案第 5号 定住自立圈形成協定の変更について（赤平市）

議案第 6号 定住自立圈形成協定の変更について（歌志内市）

議案第 7号 定住自立圈形成協定の変更について（奈井江町）

議案第 8号 定住自立圈形成協定の変更について（上砂川町）

議案第 9号 定住自立圈形成協定の変更について（浦臼町）

議案第10号 定住自立圈形成協定の変更について（新十津川町）

議案第11号 定住自立圈形成協定の変更について（雨竜町）

日程第 9 報告第 1号 平成27年度決算に係る健全化判断比率について

日程第10 報告第 2号 平成27年度決算に係る資金不足比率について

日程第11 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第 1号 平成27年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成27年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 平成27年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 平成27年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 平成27年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成27年度滝川市下水道事業会計決算の認定について  
認定第 8号 平成27年度滝川市病院事業会計決算の認定について  
議案第12号 決算審査特別委員会の設置について  
選任第 1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員 (18名)

1番	三上 裕久 君	2番	堀 重雄 君
3番	館内 孝夫 君	4番	清水 雅人 君
5番	山本 正信 君	6番	安樂 良幸 君
7番	本間 保昭 君	8番	田村 勇 君
9番	井上 正雄 君	10番	水口 典一 君
11番	小野 保之 君	12番	渡邊 龍之 君
13番	木下 八重子 君	14番	山口 清悦 君
15番	柴田 文男 君	16番	荒木 文一 君
17番	関藤 龍也 君	18番	東元 勝己 君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	前田 康吉 君	副市長	千田 史朗 君
教育長	山崎 猛 君	監査委員	宮崎 英彰 君
会計管理者	若山 重樹 君	総務部長	中島 純一 君
総務部次長	高橋 一美 君	市民生活部長	館敏弘 君
市民生活部次長	石川 雅敏 君	保健福祉部長	国嶋 隆雄 君
産業振興部長	中川 啓一 君	産業振興部次長	長瀬 文敬 君
建設部長	高瀬 慎二郎 君	市立病院事務部長	田湯 宏昌 君
市立病院事務部次長	椿 真人 君	教育部長	田中 嘉樹 君
教育部指導参事	小野 裕 君	監査事務局長	加藤 孝昭 君
選挙管理委員会	越前 充 君	総務課長	鎌田 清孝 君
事務局長	深村 栄司 君	財政課長	堀之内 孝則 君

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷 和徳 君	書記	菊田 健二 君
書記	平川 泰之 君	書記	村井 理 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成28年第3回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣言

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、山本議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月15日までの15日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日9月1日から15日までの15日間にわたりまして平成28年第3回滝川市議会定例会が招集され、平成27年度各会計の決算認定、補正予算及び条例改正など広範囲なご審議をいただくわけでございますが、まずはこのたびの台風9号、11号、10号の通過に伴いまして多くの被害が発生いたしました。お亡くなりになられた皆様方のご冥福をお祈りとともに、多くの被害を受け、いまだ避難を余儀なくされている皆様方に対して心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。

これからご提案を申し上げます各議案につきましては、それぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げ

ますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう冒頭お願ひを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成28年6月2日から平成28年8月20日までの間の行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、以下4点について口頭でご報告を申し上げます。

初めに、8月16日から8月23日までの間、観測史上初めて3つの台風が北海道に上陸しましたが、それぞれに対する災害対応と被害状況等について報告をさせていただきます。まず、台風7号につきましては、8月16日19時から17日22時にかけての降水量は114.5ミリメートル、1時間最大降雨は17日5時から6時の22.5ミリメートルでしたが、幸い大きな被害には至りませんでした。8月3日に試行版が完成したばかりの石狩川滝川地区水害タイムラインは、このとき初めて運用いたしました。まず、8月16日に札幌管区気象台において台風7号に関する説明会が開催されました。これを受け、滝川市と札幌開発建設部、札幌管区気象台の3者でテレビ会議を行い、初めてタイムラインの運用を決定し、レベルワンを立ち上げ、関係機関に周知を行い、情報収集に努めました。翌17日には大雨警報及び洪水警報の発表を受け、レベルツーに引き上げ、さらなる情報収集と土木課による現場パトロールを実施いたしました。同日21時前には気象警報は解除になりましたが、空知川上流域の降雨により河川の水位が下がらなかったことから、状況を見守り、翌18日13時40分にタイムラインを解除いたしました。

次に、台風11号、9号に関する災害対応と被害状況等につきましては、8月20日午前零時から23日14時までの降水量は236ミリメートル、1時間最大降雨は20日12時から13時の29.5ミリメートルでした。8月19日には札幌管区気象台により熱帯低気圧、台風11号、第9号による大雨に関する情報が提供され、タイムラインレベルワンを立ち上げ、情報収集に努めました。翌20日5時過ぎには大雨警報及び洪水警報が発表され、タイムラインレベルツーに引き上げ、同日16時、滝川市災害対策本部を立ち上げました。本部設置後は、土木班を中心に4班編成でパトロールを実施、市内各樋門においてポンプを設置し、稼働させたほか、21日及び22日に職員を動員し、3,000袋の土のうづくりを実施しました。21日21時には石狩川の水位が水防団待機水位を超過したことから、タイムラインレベルツリーに引き上げ、関係機関との情報共有を強化し、現場対応に努めたところです。23日、本市においては気象警報が解除になりましたが、石狩川及び空知川の水位と上流域の降雨状況を鑑み、災害対策本部は当面継続することを決定し、24日朝にタイムラインの解除をもって災害対策本部も解散しました。

避難状況につきましては、深沢川の増水により20日15時50分に二の坂町西2丁目の25世帯50人に避難勧告を発令し、滝川スポーツセンター第2体育館を避難所として開設し、最大で7世帯10名が避難しました。翌朝5時30分までには皆さんのが帰宅され、8時50分に避難勧告を解除しました。被害状況につきましては、8月31日現在で家屋被害では床上浸水1件、床下浸水3件、土木施設被害では道路被害2カ所、河川被害6カ所、公園被害3カ所、農業被害では水稻37ヘクタール、大豆6ヘクタール、タマネギ5ヘクタール、ソバ1ヘクタール、公共施設では落雷により保健センターの自動ドアが破損、そのほか石狩川野球場、パークゴルフ場など河川敷の施設が冠水により被害を受けています。なお、浸水被害を受けた住宅の消毒等は完了しておりますが、土木施設被害等の

災害復旧に向けて引き続き対応しているところです。タイムラインにつきましては、行った防災対応について今後滝川市と札幌開発建設部、札幌管区気象台の3者で検証、協議を実施し、課題等を抽出、内容の見直し、修正を行い、より実践的なものとなるよう取り組んでまいります。

2点目ですが、根室本線対策協議会によるJR北海道、北海道運輸局及び北海道への要請活動についてご報告します。ご承知のとおり、根室本線対策協議会は、石勝線の開通に伴い根室本線が大幅に減便となることから、維持存続のため昭和56年に設立され、沿線自治体の滝川市、赤平市、芦別市、富良野市、南富良野町の4市1町で構成されております。例年関係先への要請活動を行ってまいりましたが、今回は特にJR北海道が7月29日に発表した秋までに単独での維持が困難な線区を公表し、地元自治体と協議に入りたいとの意向が示されたことを受け、8月30日火曜日に4市1町の首長と議会議長により要請を行いました。JR北海道に対しては、根室本線の運行体系の確保について、臨時列車の継続、充実について、地域観光資源の一層の活用について、駅舎等の整備についての大きく4点について要請を行うとともに、懇談、意見交換を行いました。その後北海道運輸局と北海道に対して、将来の道内における鉄道体系のあり方についての考え方を示していただくよう要請活動を行いました。

3点目ですが、平成28年度普通交付税の交付額の決定についてご報告させていただきます。去る7月26日に平成28年度普通交付税について閣議報告がなされ、同日、交付団体に対する交付額が決定されました。平成28年度滝川市の普通交付税の交付額は62億4,660万円で、前年度決算比、マイナス4パーセント、2億6,131万円の減となり、平成28年度の臨時財政対策債と合わせますと68億651万円で、前年度決算比、マイナス5.9パーセント、4億2,474万円の減であり、現計予算との比較では1億4,096万円の減となりました。今年度は、平成27年度に行われた国勢調査の結果により人口が減少したことや過去の起債償還が終了したことなどにより、普通交付税が減額となりました。平成28年度全国の普通交付税算定結果では、市町村における普通交付税の対前年度増減率は0.3パーセント減、臨時財政対策債を含めた場合は3.9パーセントの減でした。平成28年度に実施する事業につきましては、引き続き事業の点検を行い、効率的な執行に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況等についてご報告いたします。本年は、4月、5月と比較的好天が続き、生育も順調に進んでおりましたが、6月に入り気温が低目に経過し、日照時間も少なく、生育への影響が懸念されました。しかし、7月以降は気温、日照時間ともに平年を上回り、生育は回復傾向にあるところです。8月15日現在の主な作物の生育状況ですが、水稻は、6月の低温の影響で2日ほど生育がおくれていましたが、8月に入ってからの高温多照によりおくれを取り戻しています。出穂期は3日おくれとなりましたが、開花、受精は良好でした。穂数、穂長については平年よりやや少なく、95パーセントほどの状況であります。秋まき小麦は、平年より2日ほどおくれ、7月31日に収穫終わりとなりました。赤カビ病の発生が一部で見られましたが、収量、品質は平年並みの状況です。大豆は、6月の降雨、低温、日照不足で圃場が乾かず、播種終わりが6日ほどおくれましたが、その後の天候回復により、開花期は7月29日と1日おくれまで回復し、一部の圃場で滯水による湿害と疫病の発生が見られますが、8月15日現在の生育は順調に推移をしています。タマネギは、6月の

曇天で軟腐病等の発生が見られましたが、その後の天候回復により球肥大も良好に進み、球径は平年比108パーセントとなっており、収穫作業は平年より4日早く進んでいます。リンゴは、6月の曇天で生育が緩慢になったものの、体積比は平年比118パーセントで、さび果の発生が若干見られますが、生育は良好です。なお、先ほどもご報告いたしましたが、8月17日から23日までの台風等の影響により一部の水田が冠水するなどの被害が生じましたが、収穫期における影響等については今後の推移を見守り、状況把握に努めたいと考えております。

以上であります。

(何事か言う声あり)

○市長 申しわけございません。行政報告の冒頭の部分を訂正させていただきます。

平成28年6月2日から平成28年8月20までの間の行政報告につきましてというふうに話しましたが、18日までということに訂正をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 おはようございます。それでは、教育委員会から1点口頭でご報告を申し上げます。

少し前のことにはなりますが、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団のご支援を賜り実施いたしました桟橋改修、トイレ改修及びバリアフリー化工事が完成し、6月19日、そのお披露目となる滝川市B&G海洋センターリニューアル式典を開催いたしました。リニューアル式典の席上におきましては、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団よりパラカヌー2艇の贈呈がありました。平成6年に開館いたしました滝川市B&G海洋センターは、艇庫の部で通年開館をしている沖縄県本部町に次ぐ全国第2位の利用者を誇り、13年連続特A評価をいただく施設として成長してまいりました。平成27年度は利用者数が初の2万人台に乗り、日常的なカヌー指導や特徴あるイベントの開催など、高い評価をいただいております。財団からの改修費助成、そして今回のパラカヌー艇の寄贈は、滝川市においての海洋性レクリエーションのますますの振興発展を期待されてのことと受けとめております。施設のバリアフリー化、そしてパラカヌー艇が整備されたことにより、障がいのある方へのカヌー体験の機会をより積極的に提供していくとともに、引き続き利用者の安全管理を徹底し、誰もが海洋性レクリエーションに親しめる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして口頭での行政報告といたします。

○議長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

○日程第5 議案第1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

○議長 日程第5、議案第1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第3号）を議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、医療扶助費や生活扶助費に係る平成27年度国庫補助負担金及び道費補助負担金の事業費確定に伴う返還金とB型肝炎予防接種に係る費用の補正が主な内容となってございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ5,698万8,000円を追加し、予算の総額を209億7,215万6,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、補正額405万円の増額ですが、財政事務に要する経費215万円の増額につきましては、平成27年1月に総務省より全ての地方公共団体に対して平成29年度までに統一的な基準による地方公会計を整備するように通知があり、その整備に当たって総務省から無償提供されましたソフトウェアに既存の財務会計システムのデータを移行する必要があることから、既存システムの改修を行うために補正したいとするものでございます。ふるさと納税の推進に要する経費190万円の増額につきましては、ふるさと納税の寄附額の増額を目指すために平成27年度寄附額全体の約半数を占めた首都圏でのシティーセールスPR事業や滝川市と関連のある企業を訪問して納税推進活動を実施するなど、官民一体となった取り組みを進めるために設立したふるさと発展推進会議に対し補助金を交付するために補正したいとするもので、費用の全額をふるさと基金から繰り入れしたいとするものでございます。

2款1項3目企画費、補正額10万円の増額につきましては、そらぶちキッズキャンプ支援事業に要する経費の補正でございます。そらぶちキッズキャンプの整備のためにご寄附賜りました10万円を財源といたしまして、公益財団法人そらぶちキッズキャンプに対して2人用ハンギングチェアと酸素ボンベカートを購入するための費用の一部を補助金として交付するために補正したいとするものでございます。

3款1項1目社会福祉費、補正額275万1,000円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正でございます。介護従事者の負担軽減等を目的とした介護ロボット等の導入を行う市内介護サービス事業者に対して地域介護・福祉空間整備推進補助金を交付するため補正したいとするもので、費用の全額が厚生労働省の地域介護・福祉空間整備推進交付金にて措置されるものでございます。

4款1項2目予防費、補正額476万9,000円の増額につきましては、感染症等対策に要する経費の補正でございます。予防接種法施行令等が改正され、10月1日からB型肝炎ワクチンが予防接種法に基づく定期予防接種に定められたことから、予防接種事業に要する経費を補正したいとするものでございます。

4款1項4目環境衛生費、補正額296万円の増額につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業等に要する経費の補正でございます。第2次滝川市環境基本計画地域行動計画に基づき展開する市民運動、エコライフたきかわに環境省が推進している国民運動、クールチョイスの視点を踏まえ、地域でのウォームビズやエコドライブなどの低炭素ライフスタイルの普及啓発活動を行いたいとするもので、費用の全額が一般財団法人環境イノベーション情報機構の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で措置されるものでございます。

10款3項1目学校管理費、補正額140万円の増額につきましては、教材、教具等に要する経費の補正でございます。教育振興のために複数の方よりご寄附賜りました140万円を財源といたしまして、明苑中学校に病気や障がいへの理解を深めるための図書と開西中学校にICTを活用した学習を推進するためのタブレット型端末機を購入したいとするものでございます。

次のページをお開きください。12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額4,095万8,000円の増額につきましては、平成27年度国庫補助負担金及び道費補助負担金の事業費の確定に伴う返還金の補正でございます。主なものといたしましては、医療扶助費等国庫負担金2,467万円、生活扶助費等国庫負担金1,125万8,000円、生活保護費道費負担金293万円、障害者医療費国庫負担金67万7,000円、障害者医療費道費負担金15万1,000円、子ども・子育て支援交付金、国庫ですけれども、13万6,000円となってございます。

以上、歳出合計で5,698万8,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開きください。15款2項7目民生費交付金275万1,000円の増、18款1項2目総務費寄附金10万円の増、18款1項8目教育費寄附金140万円の増、19款2項1目基金繰入金190万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金4,787万7,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款5項2目雑入296万円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で5,698万8,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

#### ◎日程第6 議案第2号 平成28年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長 日程第6、議案第2号 平成28年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第2号 平成28年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険事業勘定におきまして、平成27年度に国、北海道、社会保険診療報酬支払基金から概算交付されていた介護給付費等に係る負担金等につきまして実績額の確定の結果、超過交付額について本年度において償還するための増額補正を行いたいとするものでございます。

1ページをごらん願います。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,255万9,000円を追加し、予算の総額を36億9,518万6,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しを願います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。7款1項2目償還金、補正額3,255万9,000円を増額するもので、償還金の内訳といたしましては介護給付費負担金として国へ2,075万6,701円、道へ704万8,139円、地域支援事業交付金として国へ103万9,607円、道へ298万215円、支払基金へ58万8,084円、制度改正に伴うシステム改修に係る国庫補助金として国へ14万7,000円となっております。

以上、歳出合計で3,255万9,746円の増額となったところでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。7款1項1目繰越金、補正額3,255万9,000円の増につきましては、補正に必要な財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で3,255万9,000円の増額となったところでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程の追加について

○議長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

追加日程表の配付をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第7から第11までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第7 議案第3号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長 日程第7、議案第3号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が本年4月8日に公布、同日施行されたことに伴い、当該条例で定めております選挙運動費用に関する公費負担額等の一部を改正したいとするものでございま

す。

改正内容につきまして参考資料により説明をさせていただきますので、新旧対照表をごらんください。1ページですが、第4条第2号アで、選挙運動用自動車の借り入れ契約を行い、使用された選挙運動用自動車、各日について支払うべき金額の上限額を現行の1万5,300円から1万5,800円に改めたいとするものであります。

次に、イで、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約を行い、使用された選挙運動用自動車に供給した燃料代金の1日の支払い上限額を現行の7,350円から7,560円に改めたいとするものであります。

2ページ目に入りまして、第5条の4で、選挙運動用ビラ作成の契約に基づき作成されたビラ1枚当たりの作成単価の支払い上限額を現行の7円30銭から7円51銭に改めたいとするものであります。

次に、第8条で、選挙運動用ポスター作成契約に基づき作成されたポスター1枚当たりの作成単価の上限額を現行の510円48銭から525円6銭に、またポスター作成に係る企画費相当分の上限額を現行の30万1,875円から31万500円に改めたいとするものであります。

3ページになりますが、附則で、この条例の施行期日を公布の日からしたいとするものであります。

以上、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第8 議案第4号 定住自立圏形成協定の変更について（芦別市）

議案第5号 定住自立圏形成協定の変更について（赤平市）

議案第6号 定住自立圏形成協定の変更について（歌志内市）

議案第7号 定住自立圏形成協定の変更について（奈井江町）

議案第8号 定住自立圏形成協定の変更について（上砂川町）

議案第 9 号 定住自立圈形成協定の変更について（浦臼町）  
議案第 10 号 定住自立圈形成協定の変更について（新十津川町）  
議案第 11 号 定住自立圈形成協定の変更について（雨竜町）

○議長 日程第 8、議案第 4 号 定住自立圈形成協定の変更について（芦別市）、議案第 5 号 定住自立圈形成協定の変更について（赤平市）、議案第 6 号 定住自立圈形成協定の変更について（歌志内市）、議案第 7 号 定住自立圈形成協定の変更について（奈井江町）、議案第 8 号 定住自立圈形成協定の変更について（上砂川町）、議案第 9 号 定住自立圈形成協定の変更について（浦臼町）、議案第 10 号 定住自立圈形成協定の変更について（新十津川町）、議案第 11 号 定住自立圈形成協定の変更について（雨竜町）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第 4 号から議案第 11 号 定住自立圈形成協定の変更についての提案理由の説明を申し上げます。

議案第 4 号別紙をお開き願います。この変更は、平成 26 年 7 月 15 日に締結いたしました中空知定住自立圈形成協定に基づき推進する具体的取り組みに位置づけられております生活機能の強化に係る政策分野の一つであります防災分野に新たに消防相互応援体制の整備を追加し、平常時から消防機関等の応援体制などの情報共有や事業連携など広域的な取り組みによりさらなる消防力の強化と防災力の向上を図ることを目的に本協定の一部を変更したいとするものであり、別表第 1 の 6 の表中、「6 防災」を「6 防災・消防」に改め、消防相互応援体制の整備として、取り組みの内容並びに甲の役割、乙の役割をそれぞれ新たに追加したいとするものであります。

なお、この変更は、8 月 18 日に開催されました中空知定住自立圈構想推進会議、5 市 5 町の市長、町長による会議でございますが、この会議において協議を了しており、複眼型中心市であります滝川市及び砂川市と議案第 4 号で芦別市、議案第 5 号で赤平市、議案第 6 号で歌志内市、議案第 7 号で奈井江町、議案第 8 号で上砂川町、議案第 9 号で浦臼町、議案第 10 号で新十津川町、議案第 11 号で雨竜町とそれぞれ協定変更することとして提案したいとするものであり、各市町の議会の議決を経て締結を進めるものでございます。

以上を申し上げまして議案第 4 号から議案第 11 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号の8件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号の8件はいずれも可決されました。

◎日程第9 報告第1号 平成27年度決算に係る健全化判断比率について

○議長 日程第9、報告第1号 平成27年度決算に係る健全化判断比率についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました報告第1号 平成27年度決算に係る健全化判断比率についてご説明いたします。

平成20年4月1日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が一部施行され、各地方公共団体は平成19年度決算から財政の健全性に関する指標の公表を実施することとなりました。さらに、平成21年4月1日には一定の比率を超えた場合の計画策定義務等を含む全体の法律が施行となったことから、各比率が早期健全化基準、財政再生基準を超えた場合には財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を進めることとされております。滝川市各会計平成27年度決算等に基づき同法第3条第1項の健全化判断比率を算定した結果、いずれの指標についても健全段階となりました。当該健全化判断比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えましたことから、同法第3条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとするものであります。

健全化判断比率の各指標について順次ご説明をいたします。まず、実質赤字比率です。この指標は、普通会計における毎年の現金不足をチェックするための指標です。普通会計とは、滝川市の場合一般会計、公営住宅事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の3会計を指します。普通会計の実質収支額が赤字となった場合には当該比率が算定されます。平成27年度決算に係る普通会計の実質収支額は6億9,328万円の黒字となっておりましたことから、当該比率は該当いたしません。なお、滝川市において標準財政規模により算定されます法施行令第7条の規定による早期健全化基準は13.04パーセント、法施行令第8条の規定による財政再生基準は20パーセントとなっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。この指標は、普通会計のほかに各特別会計、企業会計を連結して毎年の現金不足をチェックする指標であり、連結対象の会計の実質収支合計額が赤字となった場合に当該比率が算定されます。平成27年度決算に係る連結対象の各会計の実質収支合計額は11億7,249万円の黒字となっておりましたことから、当該比率は該当いたしません。なお、法施行令第7条の規定による早期健全化基準は18.04パーセント、法施行令第8条の規定による財政再生基準は30パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率でございます。この比率は、全会計及び一部事務組合における毎年の公債費負担の適正度をチェックする指標です。平成27年度決算に係る実質公債費比率は11.7パーセントとなっております。これまで計画的に公債費負担を軽減してきたことなどにより、平成26年度の12.4パーセントから0.7パーセントの改善となっており、早期健全化基準の25パーセントを下回っております。

最後に、将来負担比率でございます。この指標は、全会計、一部事務組合、第三セクター等を含めて将来的に普通会計が負担すべきである債務等の大きさの適正度をチェックする指標です。健全化判断比率の中で唯一財政再生基準がありません。平成27年度決算に係る将来負担比率は102.9パーセントとなっております。公営企業債残高が減少したことに加え、退職手当負担見込み額が減少したことなどにより、平成26年度の113.1パーセントから10.2パーセントの改善となっており、早期健全化基準である350パーセントを下回る数値となっております。

なお、監査委員からは審査意見として、厳しい地方財政の状況を踏まえ、歳入面では徹底して自主財源の確保に努められ、歳出面では事業の重点化を一層進めるなど、安定した財政基盤を構築されるよう要望するとの意見をいただいております。現状の財政の健全性をさらに高めるとともに、それを一過性のものにしないためにも今後とも財政健全化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、報告第1号の報告とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。4点目の将来負担比率について、内訳など状況について伺いたいと思います。説明資料では分子となる8項目挙げられておりますが、この8項目の分子それについて金額をお伺いいたします。

2点目は、これは再生基準がないということから、全国的な比較等も報道はされないというふうに思いますが、例えば道内35市、あるいは全国などでの滝川市の現状、102.9パーセントというのはどのような位置にあるのかということがわかる指標があればお伺いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 まず、2点目の将来負担比率の全体的な指標ということなのですけれども、全道179市町村ですか、その中で滝川市は、平成26年度の状況しか出ておりませんけれども、全道の中では18位ということになっております。これは、全道、全市町村の中での18番目ということでございます。

それから、1問目の各債務額の状況でございますけれども、全体としては345億8,794万6,000円ということになっております。このそれぞれの部分でございますけれども、今資料の中で個別に出てまいりませんので、ちょっとお時間をいただきたいというふうに思います。少々お待ちください。

○議長 答弁に時間要するため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時54分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き答弁をお願いいたします。総務部次長。

○総務部次長 お時間いただいてまことに申しわけございません。

将来負担比率の資料に出している部分の項目、今8項目というふうにご質疑の部分でございますけれども、非常にこれは細かく算定をしているということで、それぞれの項目に合わせた形の金額というのが今資料としては持っていないという状況で、わかる部分について口頭でご報告をいたしますけれども、後ほどそれぞれの項目に合わせた数字についてきちとお示しをしたいと、書類でお示しをしたいというふうに思っておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

それで、まず地方債の現在高でございますが、206億5,979万7,000円でございます。それから、債務負担行為に基づく支出の予定額ということで69万円でございます。それから、公営企業債等の繰り入れ見込み額としまして105億638万6,000円でございます。それから、組合負担等の見込み額ということで14億5,493万円でございます。それから、退職手当の負担見込み額ということで19億6,614万3,000円というふうになっております。

以上、この5項目については数字として明確に出ておりますけれども、との部分の資料でさきにお示しした8項目についての数字の當方については後ほど資料として提出をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 清水議員。

○清水議員 26年度から約1割ぐらいの改善をされていると、1割というと、実質公債費比率が11.7パーセントですから、物すごく大きな改善だというふうに思うのですが、今財政健全化計画の初年度ということで、5年間でいろんな計画を立てているというふうに思うのですが、今後5年程度で将来負担比率がどの程度になっていくのか、概略で結構です。見通しについてお伺いいたします。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 今ご指摘のとおり、前年度に比して10.2パーセントという改善になったということで、この理由については下水道事業会計における起債償還が進んだことにより公営企業債の繰り入れ見込み額の減少とか、職員数の減によります退職手当負担見込み額が減少したことによって数値が改善をされてきております。今後につきましても、実質公債費比率と同様なのですけれども、公債費については順調に縮減をしてきているのですけれども、今建設している消防庁舎等の負担もございますので、順調に減っていくかどうかというののははつきり申し上げることはできないのかなというふうに思います。ただ、大幅に判断比率を超えるような基準になるということは全く考えておりませんので、そういう意味では今の健全化段階を維持していくというふうに判断しております。ただ、先ほども申し上げましたように、道内全体でいきますと将来負担比率においては余りいい状況の部類ではないということもございますので、その辺はご留意をいただきたい。順位的にはです。数字的にと

いうのはまた別、夕張とか非常に大きいところがございますので、あれですけれども、順位的には道内としては高いほうの順位にいるということは念頭に入れていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 1回目の質疑で道内での位置をお聞きしたところ18位というので、よいほうからというふうに勝手に解釈をいたしましたが、ただいまのお話で悪いほうからだということで、これはにわかにまずい話なのではないかと。再生基準がないとはいえ、それはまずい話ではないのかというふうに考えておりますが、例えば道内35市で、同じような傾向だというふうに思いますので、そういう聞き方をしてもよくはないというふうに思いますが、例えば102.9パーセントというものが、道内179の自治体の中で例えば50パーセントより少ないような自治体というのはどの程度あるのか、それを伺って質疑を終わりたいと思います。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 今手持ちの資料の中で、50パーセント以下ということなのですけれども、ずっと並んでいる資料を見ているのですけれども、平成26年度で50パーセント以下の市があるとすれば、申しわけないですが、岩見沢市、これ平成26年度です。43.4パーセント。それから、伊達市の35.1パーセント、江別市の34.6パーセント、それから砂川市の26.3パーセント、歌志内市の15.5パーセントというような状況でございます。50パーセント以下というのは、市だけでいいますと、全市町村出ているので、並べかえをしていないので、ここで明確にお答えはできませんけれども、そういうような状況にあります。

それで、悪いほうの上位ということなのですが、数字だけでいいますと、先ほど申し上げましたように夕張が724.4パーセントという数字でございまして、これは早期健全化団体になっているということでございますが、余り他市の状況を申し上げるのはいかがなものかなとも思いますけれども、その次の団体が美唄市で、これは26年度の公表されている結果ですので、181.1パーセントということになっておりますので、そういう状況の中で早期健全化判断基準の中にある中でもそういう分布がされているということをご理解をいただきながら、前段申し上げましたように財政健全化につきましては鋭意取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

○日程第10 報告第2号 平成27年度決算に係る資金不足比率について

○議長 日程第10、報告第2号 平成27年度決算に係る資金不足比率についてを議題といた

します。

説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました報告第2号 平成27年度決算に係る資金不足比率についてご説明いたします。

報告第1号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、各公営企業会計において事業規模の20パーセントを超える資金不足が発生した場合、当該公営企業において早期に経営健全化基準以下とすることを目標とした経営健全化計画を策定し、経営の健全化に努めなくてはならないとされております。各会計平成27年度決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の資金不足比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えましたことから、同条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとするものであります。

該当となります滝川市病院事業会計及び滝川市下水道事業会計においては、資金不足が発生しておりませんことから、当該比率は該当いたしません。よって、報告第2号のとおり資金不足が発生しておりませんことをご報告申し上げます。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

#### ◎日程第11 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第 1号 平成27年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成27年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 平成27年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 平成27年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 平成27年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成27年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第 8号 平成27年度滝川市病院事業会計決算の認定について

議案第12号 決算審査特別委員会の設置について

選任第 1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議 長 日程第11、平成27年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告並びに認定第1号から第8号までの平成27年度滝川市各会計決算の認定について、議案第12号 決算審査特別委員会の設置について、選任第1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

平成27年度の決算大綱の説明を求めます。市長。

○市 長 平成27年度各会計の決算をご審議いただくに当たり、各会計歳入歳出決算書並びに決算説明書、決算審査意見書等を提出したところでありますが、審査に先立ちまして、各会計決算の大綱をご説明申し上げます。

平成27年度の当初予算は、骨格予算として一般会計197億6,900万円、特別会計108億5,635万円、下水道事業会計支出25億8,245万円、病院事業会計支出83億5,618万円、合わせて415億6,398万円を計上したところでありますが、その後、元気な産業と活力あるまちづくり、豊かな資源を生かした魅力あふれるまちづくり、機能的な生活基盤の充実したまちづくり、誰もが住みよい安全安心なまちづくり、未来へはばたく子供たちを育むまちづくり、市民が活躍するまちづくり、効率的な行政運営によるまちづくりの7つの柱に基づきながら、公共事業の拡充による経済対策や中心市街地の活性化対策を初めとした商工業支援並びに農業支援など、各分野にわたる施策を進めるための補正を行ったほか、平成26年度からの繰越事業費繰越額を含めた最終予算額は一般会計220億1,680万円、特別会計109億5,759万円、下水道事業会計支出25億8,245万円、病院事業会計支出83億8,642万円、合わせて439億4,326万円となつたところであります。

平成27年度は、総合計画の着実な推進を図りながら、まちの成長力を確保するために滝川市人口ビジョンと滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、厳しい財政状況を鑑み、滝川市財政健全化計画を策定する中で事務事業の見直しによる効率化を図るなど、持続可能な財政基盤を築くための取り組みを推進してまいりました。

基金につきましては、厳しい財政状況にありながらも財政調整基金、ふるさと基金ほかで1億3,294万円を積み立てることができましたが、一方では国民健康保険準備基金ほかで1億5,335万円繰り入れざるを得なかつたことから、基金残高総額は前年度比2,041万円の減額となりました。

以下、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

一般会計におきましては、歳入216億4,464万円に対し、歳出210億1,200万円で、差し引き6億3,264万円の剩余を生じました。

歳入においては、収入済額と予算現額を比較すると3億7,216万円の減となっており、その主な内容は、予算額と比べ、地方消費税交付金が1億2,953万円、地方交付税が8,183万円、繰越金が7,863万円で、市税で6,151万円、株式譲渡所得割交付金その他で4,063万円

の増となりましたが、国庫支出金が4億181万円、繰入金が1億6,087万円、市債が1億2,750万円、道支出金その他で7,411万円減となつたことなどによります。しかし、平成28年度に歳入されるべき繰越明許費に係る歳入予算額が国庫支出金で2億9,045万円、地方債6,530万円、計3億5,575万円計上されていることから、これを差し引いた実質的な歳入は1,641万円減となつたところです。

一方、歳出においても予算現額と支出済額を比較すると10億480万円の減となつておりますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業や3・4・7号鈴蘭通移転補償費、情報セキュリティ強化対策事業、中空知定住自立圏しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業など、繰越明許費として平成28年度に繰り越して歳出することと決定した予算額3億5,761万円が計上されていまことから、実質的には6億4,719万円の減となりました。

歳入のうち、市税、使用料及び手数料、財産収入などの自主財源は全体の31.5パーセント、地方交付税、国・道支出金、市債などの依存財源は68.5パーセントとなつております。

自主財源の内訳は、市税42億6,251万円、諸収入12億6,021万円、使用料及び手数料5億2,455万円、繰越金4億2,755万円、分担金及び負担金1億4,028万円、寄附金1億734万円、繰入金5,091万円、財産収入5,000万円となり、また依存財源の内訳は、地方交付税73億7,703万円、国・道支出金43億9,811万円、市債18億7,904万円、地方消費税交付金8億5,494万円、地方譲与税2億1,944万円、その他9,273万円となつています。

一方、歳出について性質別に見ますと、扶助費39億5,318万円、人件費36億2,807万円、補助費等33億8,418万円、公債費21億8,040万円、繰出金19億5,438万円、建設事業費18億3,463万円、物件費18億445万円、貸付金9億3,751万円、維持補修費6億6,815万円、出資金5億3,992万円、積立金1億2,713万円となつています。

次に、特別会計につきましては、特別会計全体として、歳入109億9,424万円に対し、歳出107億5,897万円で、差し引き2億3,527万円の剰余を生じました。

国民健康保険特別会計では、歳入57億9,638万円に対し、歳出57億9,279万円で、差し引き359万円の剰余を生じました。

なお、剰余金のうち180万円を基金に積み立てし、残りを平成28年度会計に繰り越しました。歳入について見ますと、前期高齢者交付金14億93万円、国庫支出金13億3,660万円、共同事業交付金12億8,001万円、国民健康保険税7億6,285万円、繰入金5億7,447万円、道支出金2億6,665万円、療養給付費等交付金1億6,115万円、諸収入等その他1,372万円となり、歳出では保険給付費36億2,576万円、共同事業拠出金12億3,287万円、後期高齢者支援金等5億3,764万円、介護納付金2億1,776万円、総務費等その他で1億7,876万円となりました。

公営住宅事業特別会計では、歳入8億8,602万円に対し、歳出8億2,353万円で、差し引き6,249万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、使用料及び手数料が3億2,510万円、繰入金が2億2,187万円、

市債3億420万円、繰越金3, 122万円、諸収入335万円、国庫支出金26万円、財産収入2万円となり、歳出では、住宅事業費6億1, 640万円、公債費1億9, 938万円、諸支出金775万円となりました。

介護保険特別会計では、まず保険事業勘定で、歳入36億2, 427万円に対し、歳出34億8, 234万円で、差し引き1億4, 193万円の剩余を生じました。

歳入について見ますと、支払基金交付金9億2, 213万円、国庫支出金8億4, 500万円、介護保険料7億227万円、繰入金5億4, 417万円、道支出金5億2, 355万円、繰越金その他で8, 715万円となり、歳出では、保険給付費32億6, 134万円、総務費1億1, 419万円、地域支援事業費9, 167万円、諸支出金その他で1, 514万円となりました。

また、介護サービス事業勘定では、歳入1億1, 072万円に対し、歳出8, 538万円で、差し引き2, 534万円の剩余を生じました。

歳入について見ますと、サービス収入8, 934万円、繰越金2, 126万円、諸収入8万円、繰入金4万円となり、歳出では、サービス事業費8, 538万円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入5億5, 343万円に対し、歳出5億5, 151万円で、差し引き192万円の剩余を生じました。

歳入について見ますと、後期高齢者医療保険料3億7, 939万円、繰入金1億7, 216万円、繰越金151万円、諸収入で37万円となり、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金5億4, 229万円、その他総務費等で922万円となりました。

土地区画整理事業特別会計では、歳入2, 342万円に対し、歳出2, 342万円となりました。

歳入について見ますと、繰入金1, 742万円、市債600万円となり、歳出では、土地区画整理事業費2, 340万円、公債費2万円となりました。

次に、企業会計について申し上げます。

下水道事業会計の収益的収支では、事業収益13億2, 994万円に対し、事業費用12億6, 690万円で、6, 304万円の純利益となりました。

また、資本的収支では、収入6億2, 850万円に対し、支出11億9, 705万円で、差し引き不足額5億6, 855万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金で補填しました。

病院事業会計の収益的収支では、事業収益60億3, 609万円に対し、事業費用は68億5, 004万円となり、当初予算では5億1, 400万円の純損失を見込んでいましたが、入院収益の減などにより8億1, 315万円の純損失となりました。

また、資本的収支では、収入5億9, 370万円に対し、支出10億8, 033万円で、差し引き不足額4億8, 663万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填し、なお不足する額は一時借入金で措置しました。

以上、各会計の決算の内容についてご説明申し上げました。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率については、今議会において報告第1号、報告第2号として健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行ったところでありますが、いずれの指標についても

健全段階でありますし、厳しい財政状況の中、財源補填的な基金を繰り入れせずに財政運営するよう、今後より一層財政の健全化を進め、その状況について透明性を持ってお知らせしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

平成27年度各会計の決算の詳細につきましては、所管部課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長　監査委員の決算審査報告を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員　平成27年度の滝川市各会計の決算及び公営企業会計の決算について審査をいたしましたので、お手元の決算審査意見書に基づいて、以下ご報告いたします。

初めに、滝川市の各会計歳入歳出の決算審査であります。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査をいたしました。

1ページの審査の対象につきましては、一般会計のほか、国民健康保険特別会計、公営住宅事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び土地区画整理事業特別会計であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果につきましては、決算書等は法令に準拠して作成されており、表示された計数を関係諸帳簿と照合した結果、正確であると認められ、予算は適正に執行され、予算の流用または予備費の充用についても適正に処理されていると認められました。また、財産に関する調書並びに基金の運用状況につきましては、44、45ページに記載のとおり計数は正確であり、保管、管理及び運用は適正であると認められました。

2ページの審査の概要及び意見でありますが、前段の一般会計及び特別会計を合わせた決算状況では、実質収支額は8億6,605万3,000円の黒字となり、また前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額では一般会計は2億2,076万3,000円、特別会計では9,977万2,000円、総額では3億2,053万5,000円、それぞれ黒字となっております。

中段以降であります。平成27年度予算は滝川市総合計画の4年次目であり、少子高齢化や人口減少など急速に変化する社会情勢を直視しながら、事務事業の効率化を図るとともに、事業の取捨選択、重点化を行い、編成され、市全体の財政の健全性を維持しつつ執行されたところであります。また、地方創生に係る取り組みとして、平成27年10月には滝川市の将来を展望し、まちの成長力を確保するために滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地域経済の活性化を図る成長戦略も描きながら、地域力を高めていくことを目指したところであります。

平成27年度の国内経済情勢を見ると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により雇用、所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、内閣府の平成28年7月の月例経済報告では、景気はこのところ弱さも見られるが、穏やかな回復基調が続いているとしているものの、政府の経済財政政策が地方へそれほど波及しておらず、滝川市における経済情勢は依然として厳しい状況が続いております。

本市においては、平成10年度から他に先んじて取り組んだ行財政改革及びそれ以降各種取り組みの継続が本市の財政運営に大きく貢献してきたところであります。平成27年度決算での実質収支額

の黒字については、歳入では特にふるさと納税についてのクレジット納付制度の導入や地場産品を活用した謝礼品の拡充などにより着実に寄附額が増加している状況であり、また歳出では事務事業の見直しによる経費節減等が図られたことによるものであります、依然としてその財政運営は厳しい状況にあり、特に経常収支比率については前年度9.9.2パーセントであった比率が平成27年度では9.7.4パーセントと若干改善されたものの、経常一般財源の残余が少なく、財政の硬直化が進んでいる状況がうかがえます。今後市税収入は人口の減少とともに減収が見込まれ、また普通交付税においても平成28年度以降は国勢調査人口の反映による減少が見込まれるなど、一段と厳しい財政運営が予測されます。

このような状況下、平成27年12月に策定された財政健全化計画に基づき、ふるさと納税の拡大等の歳入確保に向けたさらなる取り組みとあわせて、単に事務事業の見直しだけでなく、P D C Aサイクルに基づく事業評価など、その事業の継続を判断するのに必要な手法の導入を検討し、将来にわたる安定的な財政運営を行うことにより、基金に依存しない持続可能な財政基盤の確立に向けた一層の取り組みが求められているところであります。

続きまして、決算概要ですが、3ページには各会計の決算総括表を、4ページの決算収支状況には形式収支額、実質収支額、単年度収支額を、5ページの総計及び純計の決算状況には一般会計、各特別会計、病院事業会計及び下水道事業会計の各会計間で繰り入れ、繰出金など29億1,323万4,000円が重複計上されておりますので、これらを控除し、市全体としての純計の決算収支額を記載しています。

6ページの財政指標では財政力指数及び経常収支比率を、7ページ、8ページには基金残高の状況、市債の借り入れ及び償還状況並びに債務負担行為の状況を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、各会計別ですが、一般会計につきましては9ページから、特別会計につきましては27ページから、それぞれ決算の概要、歳入及び歳出の概要を記載しておりますので、お目通しを願いまして、細部の説明は省略させていただきます。

各会計の未収金及び不納欠損状況につきましては、42、43ページに記載しています。43ページの未収金及び不納欠損状況に関する意見でございますが、前段は未収金及び不納欠損等の状況についての記載でございますので、お目通し願います。8行目以降ですが、また収納率は滞納繰り越し分10.4パーセントで、前年度と比較して1.9ポイントの減となりましたが、現年度分9.8.0パーセントで0.1ポイントの増、全体としては0.1ポイントの増となりました。国民健康保険税においては、平成27年度現年度分の収納率が対前年度比で0.4パーセントの減となり、滞納繰り越し分と合わせると1.2パーセントの減となりました。

平成27年度末の未収金は、一般会計及び特別会計合わせておおむね8億3,700万円と前年度比で6,600万円ほど減少したものの、厳しい財政運営の中において少なからずの影響を与えると考えられ、懸念されるところであります。また、不納欠損額は大きく増加したところであり、市民の受益と負担の公平性を担保する観点からも、収納の確保と不納欠損処分に対する一層の慎重かつ適切な対応を求められるとともに、滝川市が有する各種債権についても関係法規及び平成27年12月に制定された私債権管理条例を基本に適切な管理と回収が不可欠であります。

市税の調定額は、資産評価がえや税制改正の影響等で前年度よりも1億5, 200万円ほど減となっていますが、一般会計歳入全体のおおむね2割を占める極めて重要な自主財源であります。歳入を確保することは、継続的、安定的な市政運営上最重点課題の一つであり、その中心は言うまでもなく税収の確保対策であります。その取り組みの一つとして、平成26年度からコンビニエンスストア納付制度が導入され、市税の全体納付のうちコンビニ納付の占める割合が件数では21.9パーセント、納付額では13.0パーセントとなり、前年度と比べて件数、納付額とも伸びている状況であり、市民、納税者等にとって夜間及び休日等においても納付の機会が拡大され、さらなる利便性が図られたものと考えられます。今後とも口座振替の推進のほか、全ての部局においてその権限に応じた歳入の確保に努められるとともに、引き続き全庁挙げての取り組みなど自主財源の確保と未収金の縮減に向けた一層の努力を期待するものであります。

次に、公営企業会計の決算審査であります。別冊の審査意見書をお開きください。公営企業会計につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしました。

1ページの審査の対象につきましては、病院事業会計及び下水道事業会計であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果及び意見であります。決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正確であり、かついずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。

初めに、病院事業会計でございますが、前段は業務実績等について記載をしていますので、お目通し願います。

1ページの下段以降であります。当年度の決算を見ると損益計算書において収益合計額は前年度と比べ5億2, 950万6, 000円(8.1パーセント)の減の60億3, 609万2, 000円となり、費用合計額は前年度と比べ10億1, 420万6, 000円(12.9パーセント)減の68億5, 004万2, 000円となり、収支は前年度と比べ4億8, 470万円増の8億1, 395万円の純損失となったところでありますが、主な要因は医業収益が5億6, 812万1, 000円減となったものの、医業費用が2億5, 325万6, 000円の減、また特別損失が平成26年度は退職給付費等8億7, 096万5, 000円となったところであります。これは平成25年度以前分を一括して計上したことによるもので、平成27年度は退職給付費1億2, 341万円の当該年度分のみとなったことから、7億4, 755万5, 000円の減となったことによるものであります。

資金の状況については、業務活動によるキャッシュフローが2, 364万5, 000円のマイナス、さらに投資活動によるキャッシュフローが5億7, 732万円のマイナスとなったものの、財務活動によるキャッシュフローが5億9, 358万8, 000円のプラスとなった結果、当年度において737万7, 000円減少し、当年度末における資金残高は861万5, 000円となっています。前年度と比べ資金減少額は改善されたものの、経営安定の目安となる業務活動がマイナスとなっており、また運転資金不足が生じたことから、年度末において5億円の一時借り入れを行っています。収益の根幹である入院収益及び外来収益などの医業収益が入院患者数及び外来患者数の減少により前年度と比べ5億6, 812万1, 000円の減となり、資本合計もマイナスの状態が続き、当年度末で16億6, 000万円余りの資本不足となっているほか、未処理損失金が35億円を超えており、これら

の解消についても検討が必要であります。

このような状況の中、滝川市立病院においては、総務省の新公立病院ガイドラインに基づき、平成32年度までの新公立病院改革プランを平成28年9月に策定する予定であります。プランの詳細は明らかではないものの、今後はこのプランに基づき、病院の立て直しが図られていくことと思われますが、目標として減価償却実施額と純損失がおおむね同額になるような努力をしていただくとともに、引き続き医師確保に努められ、病院の健全経営を目指していただきたい。あわせて、これまででも医業費用が医業収益を上回っている状況が続いていることから、コスト面では薬品、材料が低廉な価格で購入できるよう努められるとともに、後発医薬品の積極的な採用により材料費を縮減するなど、さらなる経費節減を図られたい。病院事業を取り巻く経営環境は非常に厳しいものがありますが、医療機関相互の連携強化を図るなど、地域医療確保のために重要な役割を果たすとともに、市民に対し良質な医療サービスを安定的、継続的に提供されることを望むものであります。

続きまして、5ページから9ページにかけて業務実績、収益的収支、資本的収支の概要及び経営状況について記載していますので、お目通し願います。

2ページに戻りますが、次に下水道事業会計でございます。前段は、事業実績等について記載をしていますので、お目通し願います。

中段以降であります、しかしながら営業費用が営業収益で賄われているかを示す営業収支比率が昨年度と比べて減少傾向にあり、また100パーセントを下回っていることから、今後改善に向けた取り組みを図られたい。

資金の状況については、業務活動によるキャッシュフローが5億6,262万6,000円のプラス、当市活動によるキャッシュフローが1億1,440万3,000円のマイナス、さらに財務活動によるキャッシュフローが4億5,562万2,000円のマイナスとなった結果、当年度末における資金残高は1億9,506万3,000円となっており、当年度において739万9,000円減少していることから、安定的な資金運営となるよう努められたい。

企業債の平成27年度末残高は87億4,108万9,000円と前年度と比べ8億6,302万3,000円の減となり、また企業債元金の償還額は10億4,052万3,000円と前年度と比べ511万2,000円の減となったところですが、経営分析による企業債償還額対減価償却額比率が131.6パーセントと前年度より比率が減少し、依然として内部留保資金による償還能力が低く、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

損益収支については、費用の面では企業債残高の減少により支払利息が減少していく見込みがあるものの、下水道管更新に伴い、今後増加していくと思われる企業債の借り入れ増や減価償却費の増など、損益を悪化させる要因も見込まれ、また収益の根幹である下水道使用料が人口減により減少傾向となることが予測され、維持管理経費の削減が困難な状況が続くと考えられます。下水道事業の整備の方向性が拡張から維持へと向かっている中で、下水道事業を担う役割を今後も果たしていくためには、今後本格化する下水道管の更新が長期的に取り組むべき課題となることが予想されることから、資金収支に十分配慮しながら、更新コストの財源確保の方法などを検討し、計画的かつ効率的に既存施設及び設備の更新を行うなど、下水道事業の安定的な経営に努められるよう望むものであります。

続きまして、15ページから18ページにかけ、業務実績、収益的収支、資本的収支の概要及び経営状況について記載していますので、お目通し願います。

23ページは各会計の過年度未収金及び不納欠損状況についてであります、前年度と比べると過年度未収金は1,236万3,000円減の6,226万5,000円、不納欠損額は139万5,000円増の1,143万3,000円となっています。新たな未収金の発生を防ぐとともに、不納欠損額については徹底した情報収集と生活状況の的確な把握等、時効到来による不納欠損処分が極力生じないよう、債権の回収については今後も毅然たる態度で望み、法的措置を含め、平成27年12月に施行された滝川市私債権管理条例などに基づく実効性のある取り組みを進めるよう望むものであります。

以上で平成27年度滝川市各会計決算審査報告及び滝川市公営企業会計決算審査報告を終わりますが、数字等の読み違い等ございましたら、配付をさせていただいております意見書に記載のとおりでありますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 一括議題のうち議案第12号及び選任第1号は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して一括採決いたします。

議案第12号及び選任第1号の2件をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第12号が可決されたことにより、一括議題のうち残りの認定第1号から第8号までの平成27年度滝川市各会計決算の認定については、それぞれ決算審査特別委員会に付託することに決しました。

#### ◎発言の訂正について

○議長 ここで、先ほどの報告第1号 平成27年度決算に係る健全化判断比率についての清水議員の質疑による答弁において訂正の申し出がございましたので、これを許したいと思います。総務部次長。

○総務部次長 先ほど清水議員の将来負担比率の質疑の中で、将来負担比率の分子の部分の内訳につきまして総務文教常任委員会で報告をいたしました8項目の部分がございますけれども、この8項目については一般的な分子の項目を全て表示をさせていただいているということでございます。それで、私が先ほど金額と項目を申し上げました5項目を合計いたしますとその分子の部分の引く前の345億8,794万6,000円になりますので、5項目の部分を全てご説明を申し上げたということで、まことに申しわけございませんが、全体の8項目に対する資料を提出するという部分については訂正

をさせていただきたいというふうに思います。資料のつくり方等につきまして今後検討はしていきたいと思いますけれども、一般的な考え方を資料の中ではお示しをしているということでご理解を願いたいと思います。

以上でございます。どうも申しわけございませんでした。よろしくお願ひいたします。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

決算審査特別委員会の開会等により、9月2日から9月12日までの11日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、9月2日から9月12日までの11日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時47分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員



## 平成28年第3回滝川市議会定例会（第13日目）

平成28年 9月13日 (火)

午前 9時59分 開議

午後 2時15分 延会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 一般質問

### ○出席議員 (18名)

1番	三上 裕久 君	2番	堀 重雄 君
3番	館内 孝夫 君	4番	清水 雅人 君
5番	山本 正信 君	6番	安樂 良幸 君
7番	本間 保昭 君	8番	田村 勇 君
9番	井上 正雄 君	10番	水口 典一 君
11番	小野 保之 君	12番	渡邊 龍之 君
13番	木下 八重子 君	14番	山口 清悦 君
15番	柴田 文男 君	16番	荒木 文一 君
17番	関藤 龍也 君	18番	東元 勝己 君

### ○欠席議員 (0名)

### ○説明員

市長	前田 康吉 君	副市長	千田 史朗 君
教育長	山崎 猛 君	会計管理者	若山 重樹 君
総務部長	中島 純一 君	総務部次長	高橋 一美 君
市民生活部長	館敏弘 君	市民生活部次長	石川 雅敏 君
保健福祉部長	国嶋 隆雄 君	産業振興部長	中川 啓一 君
産業振興部次長	長瀬 文敬 君	建設部長	高瀬 慎二郎 君
市立病院事務部長	田湯 宏昌 君	市立病院事務部次長	椿 真人 君
教育部長	田中 嘉樹 君	教育部指導参事	小野 裕 君
監査事務局長	加藤 孝昭 君	総務課長	鎌田 清孝 君
企画課長	深村 栄司 君	財政課長	堀之内 孝則 君

○本会議事務従事者

事務局長 竹谷和徳君 記  
書記 平川泰之君

書記 菊田健二君  
書記 村井理君

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、山本議員を指名いたします。

◎日程第2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第2、第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局副主幹 第1決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。

事務局副主幹朗読する。（記載省略）

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。木下委員長。

○第1決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります、審査の経過について若干補足説明をいたします。

第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成27年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、3日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ50名の委員から63問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果、全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出された意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ござりますか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成27年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件を第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第3、第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局副主幹 第2決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。

事務局副主幹朗読する。 (記載省略)

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。本間委員長。

○第2決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から認定第8号までの7件につきましては、2日間にわたり委員会を開催し、延べ44名の委員から179間に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果、認定第2号については賛成多数、認定第3号から認定第8号の6件については全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出された意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明とさせていただきます。

○議長 朗読、補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいているわけで、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ござりますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。私は、日本共産党を代表して、認定第2号、国民健康保険特別会計を否とする立場で、またその他の認定第3号から第8号までの各会計を可とする立場で討論を行います。なお、日本共産党は第1、第2決算審査特別委員会に委員として出席しておりますので、第2決算審査特別委員会での討論のうち、認定第2号についてのみ討論を行います。なお、本会議では起立採決されるということで、この討論のみを本会議で行うというものです。

まず初めに、市民の健康と安全、生活を支えるため、無駄を省き、職員の安定的確保などに努められている理事者、職員の皆様に敬意を表します。

認定第2号、国民健康保険特別会計については、まず以下の点での改善を求める。第1は、短期保険証発行での受診抑制、病院にかかれない市民が出ることを強く危惧します。世帯の状況を考慮して発行を判断し、窓口とめ置きについては全期間3カ月のうち、従来2カ月半のとめ置きだったものが1カ月半に短縮されておりますが、これでも1年間のうち半分の期間は市役所の窓口に行かなければ

ば保険証を持つことができません。一方、窓口に来られない場合、理由によってはその世帯に郵送していることは評価できます。今後は、保険証とめ置き期間をさらに短縮するとともに、世帯の状況に配慮しての発行に努めることを求めます。第2は、国民健康保険準備基金現在高が1,449万5,425円に減少しています。2015年度だけで1億3,416万1,272円減額しました。原因は、1人当たりの医療費の増大と2007年度以降一般会計からの繰り入れを行っていないことです。今後の課題として、資金が不足する場合、翌年度繰り上げ充用するか、赤字が解決しない場合は国民健康保険税の増税の議論が必要になるという趣旨の答弁がされました。また、国民健康保険制度は受益者の問題とし、被保険者以外の市民と不公平になるので、一般会計からの繰り入れは考えられないという趣旨の答弁もされました。今後は、全国の状況をよく調べ、一般会計からの繰り入れの実態や考え方を調査し、受益者だけの問題という考え方からの脱皮を求めます。また、これ以上の増税が市民生活に与える影響も調査を求めます。

しかし、以上をもって本会計を否とするものではありません。理由は、資格証明書の発行です。発行数は減少し、2015年3月末現在では24世帯になりました。しかし、2013年までの滞納に對しては年14.6パーセント、また2014年1月1日以降の滞納分に對しては9.1パーセントの延滞税をかけています。滞納すれば納付義務額は10年前後で2倍に膨れ上がります。さらに、一定額以上の収入がある方や売却可能な固定資産を所有する方に対するは、催告書を送り、納付状況を見ながら100パーセント収納できるように差し押さえを実施しています。納付相談に来ない、電話も来ないなど悪質な世帯として、保険証を発行せずに窓口本人10割負担という滞納処分に加えた二重のペナルティーを科すのは行き過ぎです。これにより受診がおくれ、病気などが重篤化することは許されません。本来なら短期証明書の発行も問題はありますが、まずは資格証明書の発行を中止することが必要です。

以上、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより第2決算審査特別委員長報告のうち、先に認定第2号 平成27年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決をいたします。

本件を第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第2号は第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、残りの認定第3号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成27年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成27年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成27年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成27年度滝川市下水道事業会計決算の認定について、認定第8号 平成27年度滝川市病院事業会計決算の認定について

の6件を一括採決いたします。

本件をいずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第8号の6件は、いずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

#### ◎日程第4 一般質問

○議長 日程第4、これより一般質問を行いますが、配付いたしておりますプリントの順に従つて行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらぬようご留意願います。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 おはようございます。会派みどりの山口でございます。それでは、通告に従いまして質問いたします。

#### ◎1、防災対策

##### 1、災害対策（市民周知）について

まず、1、防災対策について、項目、災害対策（市民周知）についてお伺いをいたしたいと思います。先般の台風被害におきまして、滝川市にもかなりの被害がございました。避難勧告等が出た地域もありました。また、滝川市は北海道で初めての水害タイムラインを策定したということで、災害対策について特に注意を払っている自治体だというふうに認識をしております。従前よりハザードマップ等を住民に配布をして、いろんなところへ避難をする体制を整えているということを前提にしてお伺いをしたいと思います。

要旨の1です。水害時の対策本部機能と維持についてお伺いいたします。

○議長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 おはようございます。水害時の災害対策本部機能と維持についてのご質問について答弁をさせていただきます。

現在市民の皆さんに配布をいたしております滝川市洪水ハザードマップは、平成18年に作成されたもので、石狩川、空知川及び江部乙川の氾濫による浸水が想定される範囲を示したものでございます。その想定では、市庁舎も浸水想定区域内に含まれております。議員のこの後のご質問にもございましたが、庁舎の非常電源につきましては地下にあるため、市庁舎が万一浸水をし、電源等の確保が困難になった場合につきましては、災害対策本部の機能が停止してしまう可能性が想定されるということになりますので、災害対策本部を維持するためには浸水想定区域となっていない場所に移転する必要が出てくることから、現時点では、ハザードマップにも記載しておりますが、滝川スポーツセン

ター第2体育館に移設するという計画になっているところでございます。

以上です。

○議長 山口議員。

○山口議員 3問目を先に答えられてしまったような気がするのですけれども、滝川スポーツセンターに移しますということなのですけれども、実際に災害対策本部というのはただ建物を移せばいいという問題ではないですよね。当然災害対策本部は、水害の場合は開発局、それから気象庁、いろいろなところから情報を得ながら、消防とかほかの機関とも連絡をとり合ったり相談をしたりするわけですから、すぐ滝川スポーツセンターに本部を移しましたということになんて、スポーツセンターの中で例えばパソコンがすぐに何十台もそろうのか、あとほかの状況が市の庁舎にある本部機能と同じものがすぐにできるのでしょうかという危惧があつて質問しているのですけれども、そのことについてはどういうふうに考えますか。

○議長 総務部長。

○総務部長 議員のご質問にありましたとおり、仮に移設ということになりましたら、その機能につきましては現在の市の庁舎と違い、使い勝手も異なることから、庁舎内と全く同じにはならないということは想定されますが、移設後、現状有している施設機能を最大限に活用した形で非常時としての本部機能に対応しなければならないというように認識をしております。ただ、災害対策本部の移設に当たりましては、議員今おっしゃられたとおり、物品の運び込みやインターネット環境などに加え、現在庁舎地下にある公用車両についても移設先の本部に配備をする必要が出てくるというふうにも考えているところでございます。先月発生いたしました台風あるいは大雨等により本市においても設置した災害対策本部の各部における総括を現在行っているところで、その中でもスポーツセンター第2体育館に本部を立ち上げた際のシミュレーションを行うべきという課題整理も出てきておりますことから、議員ご指摘の点も含め今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 山口議員。

○山口議員 水害のときの緊急時なので、これからいろいろ反省を踏まえて対策を練るということなのですけれども、市民に周知する手段も、スポーツセンターにもし移るとすれば、ラジオのアンテナは市庁舎にあるので、当然ラジオで周知することも難しい、ほかのメールとか電話とかはできるかもしれませんけれども、もともとそういう周知する機能の災害対策本部を移すときにこれからどうするかということについては、そういう告知の手段も含めて検討する考えはありますか。

○議長 総務部長。

○総務部長 市民周知というご質問でございますが、現在も市庁舎が災害対策本部になった際につきましては、市の公式ホームページ、ツイッター等、そのほか広報車の巡回等で市民の方に周知、あらゆる手段を使って周知を行っておりますが、災害対策本部が仮にスポーツセンターのほうに移ったということになりますと、市庁舎機能がそのまま残っていれば、そういう機能はそのまま継続はできますが、市庁舎の機能が仮に果たせないということになりますと、やはり限られた条件の中で最大限の市民周知に当たらなければいけないということになります。ただ、その際どういったことが新

たに考えられるのかという部分も含めて、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っておりります。

以上です。

○議長 山口議員。

○山口議員 現在消防署を建てていますけれども、消防署の中に災害対策本部を移せるようなものを最初から検討すべきだったのではないかでしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 消防庁舎ということで現在建設中のということだと思われますが、現在は先ほど申し上げましたとおりスポーツセンターという部分でハザードマップ上は載ってございますが、ただいま議員からおっしゃられたとおり、インターネット環境等はどうなのだという部分も当然出てきます。そうしますと、例えば教育支援センターはどうなのだととか、あるいは消防署はどうなのだという部分も当然意見としては出てくるだろうということも想定されますことから、その場所につきましても含めて今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 山口議員。

○山口議員 次、要旨の2、市庁舎の水害対策の考え方についてお伺いをいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 庁舎の水害対策についてでございますが、短時間に非常に激しい降雨が予想されるにつきましては、あらかじめ土のうを用意いたしまして庁舎の浸水を防止するための準備を整えていられるところでございます。また、土のうを超えて地下まで仮に雨水が浸水したときにつきましては、庁舎地下の床下にありますピットで雨水を受けることが可能で、地下の4カ所に設置しているポンプにより下水道に排出を行う構造となっております。そのため、河川が氾濫して洪水にならない限り、地下のピットとポンプにより浸水時の対策としては処理能力が可能であるというふうに想定をしております。ただ、庁舎へ浸水してくるほどの水害発生時については予測困難なため、具体的にどの程度の雨量まで庁舎の水害対策で耐えることができるのかまでは明確にお答えできないというのが実情でございます。

以上です。

○議長 山口議員。

○山口議員 3つ目に移ります。先ほど少し答弁ありましたけれども、市庁舎の地下にある非常用電源についてお伺いいたします。これは、今ほど水害対策として土のうを地下の入り口に積むということなのですけれども、土のうである程度水害の水の浸水を防御できるという意味だと思うのですけれども、もし地下に流れ込んだ場合は、非常用電源が使えなくなるという可能性もないわけではないです。非常用電源が使えなくなった場合、どういう状況に陥るかお伺いしたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 庁舎地下にあります非常用電源についてでございますが、通常時使用している商用電源が停電した際には非常用発電設備が起動することで使用できる電源でございます。あくまでも非常用

電源でありますことから、非常用発電設備が作動している状況では庁舎全ての電源を賄うのではなく、あくまでも非常時に庁舎の一部にのみ必要最低限の電源を供給する仕組みとなっており、具体的に申し上げますと、電源の供給先につきましては地下1階の中央監視室に関する電源、1階の市民課関係サーバーに関する電源、6階の防災危機対策室関係機器の電源、7階の企画課情報推進係管理の各種システムサーバー等に関する電源、8階の災害対策本部が設置される大会議室に関する電源、11階の電話交換機及びFM放送関係機器に関する電源、その他では庁舎各フロアの4分の1程度の照明に関する電源について供給することを目的として設置をしているところでございます。

この非常用電源につきましては、暖房に使用するA重油により発電する流れとなっており、1万8,000リットルのタンクが満杯の状態であれば約9日間発電することが可能であり、A重油を供給することにより途切れることなく非常用発電装置を稼働することができる仕組みとなっているところでございます。

非常用電源を設置している地下まで雨水が浸水するほどの水害発生時で、先ほどのご質問で答弁をさせていただきましたが、浸水防止対策で仮に対応し切れない状態となった場合につきましては、庁舎の機能が維持できなくなり、災害対策本部の機能移転のための準備を整えていくという必要が出てくるというふうに考えております。ただ、現在の庁舎につきましては平成8年に建設をされておりまして、以降平成22年の大雨、平成23年の台風、そして先月の台風等の大雨で総雨量が200ミリを超える、あるいは時間最大雨量が50ミリを超えるという状況が発生をいたしましたが、過去のデータ等から今後気象状況がどうなるかという部分は想定できない部分はございますが、これまでの大雪あるいは台風等については市庁舎の機能が維持できないというようなことがない状態ということもございますので、今後ともそういった機能が最大限維持できるように万全を期してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 山口議員。

○山口議員 昨今ゲリラ豪雨とかいろいろありますので、予想がつかない想定の範囲外ということもありますので、もともとこの庁舎を建てたときに水害の対策というのは余り考えていられなかつたのだと思いますけれども、時代が変わって、水害が来る可能性があるということなのですけれども、非常用電源自体が地下にあることが今ウイークポイントだと思うのです。非常用電源装置のみ、自家発電の装置を例えれば庁舎の外側に2階建てなりで建てて、2階部分に非常用電源をつくるということをすれば、そんなに莫大な投資をする必要はないし、水害が起きたときでも本部機能を移す必要もないというふうに考えるのですけれども、その点についてはどう思いますか。

○議長 総務部長。

○総務部長 非常用電源の装置を2階以上にというご質問でございますが、非常用電源装置を含む電気設備等の設置面積というのが960平米ほどあります。面積で言うとあれですが、庁舎でいいますと6階の北側の財政課から広報広聴係の部分ですから、大体北側の3分の2以上のスペースを要しているということになりますが、これを別棟のスペースを確保できる空間が庁舎の中には現状ないということ、それと現在の設置場所につきましては庁舎の電気、電話等の配線が集中しているため、現時

点での移動ということについては非常に困難ということで考えております。ただ、困難だからそのまままでいいのかという部分は当然出てくると思いますので、現時点では先ほど申し上げたとおり災害対策本部の機能移転というのが1つ基本ではございますが、最大限庁舎の機能を維持できるような方策についても十分あわせて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 山口議員。

○山口議員 それでは、最後、4番目ですけれども、コミュニティラジオの活用について、他市の状況と補助金の有無、また防災ラジオの市民配布に関する市の考え方についてお伺いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 災害発生時におきましては、先ほど若干申し上げましたが、市民周知の方法といたしましては、公式ホームページ、ツイッター、エリアメール、広報車の巡回等、さまざまな手法がございますが、その中でコミュニティFMにつきましては地域における重要な情報伝達手段の一つというふうに理解をしているところでございます。エフエムなかそらちと協定を締結しております、他市にありますコミュニティFMにおいても所在する市町村の多くは防災協定を締結しているところでございます。災害発生時の緊急放送等が市内のどこにいても受信できることは、安心、安全なまちづくりを推進する上で必要であるということは十分理解しているところでございます。FMの難聴地区の解消対策というのがございますが、これは市といたしましても解決すべき課題の一つであることは十分認識しておるところでございますが、財源を伴うということもございまして、直ちに取り組めない状況にあり、冒頭申し上げましたさまざまな情報伝達手段により市民周知を図っておるところでございます。

今後防災ラジオ等につきましても、エフエムなかそらちのご協力をいただきながら今年度中に実証実験を実施することとしており、市民周知のツールの一つということで考えておりますことから、そういう結果も見ながら検証し、今後の市民周知の拡大、拡充についても改めて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 山口議員。

○山口議員 今の答弁だと、私の質問した他市の状況と補助金の有無についてという答弁がないような気がするのですけれども。

○議長 総務部長。

○総務部長 災害対策の予備送信所等に係る補助金の部分でございますが、予備送信所の整備につきましては、総務省所管の地域公共ネットワーク等強靭化事業費補助金という制度がございますが、これを活用しますと整備する場合一定の補助を利用できるという制度があることは十分承知しております。ただ、この制度につきましては、今年度もう既に2次募集というのが実は終了しているということも伺っておりますが、現在この制度を全国的にどこで活用しているのかという状況についてはまだ把握し切れておりませんので、こういった制度を活用した事例等も含めていろいろ勉強させていただければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 ただいまの答弁で、コミュニティFMラジオの活用について他市の状況という、そこの答弁もされておりませんが。総務部長。

○総務部長 議員おっしゃられたのは、コミュニティラジオ、防災ラジオの他市の状況ということではない。コミュニティラジオの他市の状況ということ。

(「含めて、防災の関係だから」と言う声あり)

○総務部長 コミュニティラジオにつきましては、現在押さえているのは防災ラジオの部分でございますが、前の本会議でもお話ありましたが、岩見沢市等で活用しているという状況は把握しております。道外でもさまざまな防災ラジオの活用をしているという事例が新聞報道等で出ておりますので、こういった活用策、あるいはその拡大、普及策についてもあわせて今後の参考にさせていただければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 ただいまの他市の状況は、滝川市の近隣のことを確認をしようとしていることですか。

○山口議員 いいえ。

○議長 わかりました。山口議員。

○山口議員 まず、他市の状況なのですけれども、岩見沢市では市民に周知をするために防災のラジオを配布しているのですけれども、どうして防災ラジオを配布したかというと、住民というのは年齢がいろいろあります。若い方はメールとか、それからパソコン、ツイッター、全部やれますけれども、一番避難におくれるのは高齢者なのです。高齢者にメール配信をするというものは非効率的。ですから、それをラジオでカバーするという意味で今全国で防災ラジオの配布を始めているのです。岩見沢においては、障がいを持っている方、それから介護者など、無償で市が配布をしております。自動発報ラジオですから、ふだん電源を入れていなくても、市の庁舎でスイッチを入れると自動的に自分の家の、高齢者の家のラジオに電源が入って、一番大きなボリュームで災害の状況をお知らせするということになっておりますけれども、滝川市もこういうものを取り入れていくべきだというふうに思っておりますけれども、その点についてはどういうふうに考えますか。

○議長 市長。

○市長 今山口議員のほうからいろいろとご提言も含めてのご質問だったと思いますが、岩見沢市では確かに防災ラジオが導入されております。発報ラジオですから、災害弱者と言われる皆様方のためには役立つというふうに思っております。約2,500台が普及されているというふうにも聞いておりまし、一部希望者には2,000円の実費をいただいているということも聞いております。ただし、1台1万円という非常に高価な防災ラジオでございますので、その予算等の確保というのなかなか厳しいものがございますので、今後の検討課題にはさせていただきたいと思います。

また、滝川市においては、先ほどもお話をいただきましたが、道内初のタイムラインを策定して、そういう災害弱者と言われる方々の早期避難ということも考えているわけでございます。その中において、防災ラジオがどのようにそれらとリンクさせて活用していくかということも検討しなければい

けないと思う次第でございます。私の考えといたしましては、自主防災組織をつくっていただければ、そのトップとなる方にそういうラジオを置かせていただく、そういうことも一つの考え方になろうかと思いますので、さまざまな面から道内初のタイムラインと絡めて今後の検討課題にさせていただきたいと思いますので、防災ラジオにつきましてはそのような考え方を持っているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 山口議員。

○山口議員 配布に関しては、財政的なこともありますので、いきなり全戸配布というのも無理かもしれません。せめて独居老人の家とか、障がい者の家とか、そういう必要なところに先に配布をするということを検討していただきたいというふうに思います。

財政的なことなのですけれども、毎年毎年コミュニティラジオに関しては財政措置が国で図られています。今言いましたラジオの配布に関しても、平成28年度に新設された緊急防災・減災事業債の活用で全額地方債充当、交付税算入率が事業費の70パーセントで、残りが後に事業費の30パーセントがこの充当になるのですけれども、先ほど部長が答弁したように例えばスポーツセンターに機能を移したときは、そちらのほうにアンテナをもう一つ立てるということに関しても地域活性化事業債が活用されます。事業費の73パーセントです。どんどん新しい交付税措置が入っております。使えないのは滝川では過疎債ぐらいですけれども、もっともっと市民の安全、安心を守るということを第一に考えて事業の推進を図っていただきたいと思いますけれども、そのことに関する答弁をお願いします。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問、ご提言もあったと思いますが、緊急防災・減災事業債につきましては、平成28年度新設というお話もございましたが、滝川市においてはいち早く、例えば消防本部、そしてただいまのスポーツセンターの第1、第2体育館等々で利用させていただいております。はしご車もその緊防債を活用した導入でございました。そのようなアンテナを張りめぐらせておりますけれども、防災ラジオにつきましても先ほどお話ししたような考えのもとに、緊防債を使えるならばそのようなことも検討しながら考えてまいりたいと思いますし、地域活性化事業債という形で、新しいといいますか、非常用の放送施設を移転するという考え方も持たなければいけないというふうに考えております。例えば消防本部が新しくなりますので、そちらのほうにスポーツセンターでなくて移すほうが適正かと考えれば、そのようなことも考えてまいりたいと思う次第でございます。ただ、これは時間を要するのではなくて、一日も早く考えていかなければいけない事業だということは議員ご提案のとおりだと思っていますので、市民の安全、安心を守るために非常にスピード感を持って取り組んでまいりたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○山口議員 終わります。

○議長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

安樂議員の発言を許します。安樂議員。

○安樂議員 おはようございます。新政会の安樂でございます。まず、質問の前に、先般の台風でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対し心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問を行いますが、前向きなご答弁を期待しております。

## ◎1、建設行政

### 1、新築取得助成事業（仮称）の新規制定について

1件目の建設行政、新築取得助成事業（仮称）の新規制定について質問いたします。平成27年第3回定例会で、人口減少に歯どめをかける一助として、転入者及び若年層の新築取得希望者に的を絞り、助成する制度を設け、より多くの市民に定住してもらうことを狙いとした新築取得助成事業（仮称）について一般質問を行いましたが、その後の検討状況について伺います。

○議長 安樂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、ただいまの安樂議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

新築住宅助成制度の創設につきましては、平成27年第3回定例会に安樂議員にご質問いただいたほかにも、議会、さらにはタウンミーティングにおいても人口増の観点などから制定を求めるご意見を多数いただいたところであります。新築住宅の居住の選択肢として政策的に後押しすることで移住の促進、あるいは今住んでいらっしゃる方々の定住につながることが見込まれ、昨年策定いたしました滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口減少問題の克服への効果も期待できると考えております。このことから、新築住宅助成制度の創設について検討する旨の方針を盛り込んだ総合戦略の改定案につきまして常任委員会や外部会議等にお諮りをし、本年8月に改定を行ったところであります。現在市や建設業界、介護事業者などから成ります住宅施策検討会議を開催いたしまして住宅制度全般の見直しについて検討している最中ですが、新築住宅助成制度については平成29年度の制度化に向けて、財政健全化計画との整合性につきましても十分考慮させていただきながら、さらに検討を重ねてまいりますので、ご理解をよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 ただいま市長から平成29年度の制度化に向けてご検討いただけるということで、大変心強いご答弁をいただきました。

そこで、再質問をいたしますが、現在いろいろ検討されている中で、これからさらに検討を進めていく上で市内業者と、それから市外業者、これに対する条件設定というものを現段階でお考えがあるかどうか伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 具体の制度設計につきましてはこれから検討いたしますが、先ほど市長が申し上げましたとおり、地域経済の活性化などさまざまな観点で総合的に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 この制度を制度化するに向けて、地域経済の活性化というのは非常に大事なことだと思いますので、またこの新築の住宅助成制度というのはほかの自治体でも一定の成果を上げており、本市の地方創生に係る大事な施策だというふうに思っております。ぜひ29年度に制度化が実現できるようにお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

## ◎2、スポーツ振興

### 1、スポーツ施設の改修について

次に、2件目の社会教育行政、スポーツ施設の改修について質問いたします。本年6月の第2回定期例会で柴田議員、三上議員から野球場、テニスコートの改修について個々のご質問がございましたが、私も昨年の第3回定期例会で市民の健康増進、全道規模の大会招致による本市の活性化を狙いとして、老朽化した屋外スポーツ全般の改修について一般質問を行いましたが、その後の検討状況について伺います。

○議長 教育部長。

○教育部長 屋外スポーツ施設の改修の検討状況ということでございます。ご質問の件につきましては、市全体の施策として取り組んでいくということで現在も市長部局との調整を進めているところでございます。ご質問の屋外スポーツ施設につきましては、改修に対する財源措置が薄いということで、財源対策も大きな課題ということでございます。例えば市営球場、テニスコートといいましたそういういった屋外施設につきましては、ご利用いただく際に天候などによりまして支障が出ているということも実情でございます。私どもとしましては、やはり優先的に改修をしていかなければならない施設だという認識は持ちながらも、一方では財源対策、この課題をどうクリアするかということも考えいかなければならないというところでございます。

先般の第2回定期例会で柴田議員、三上議員からもご質問いただいておりますけれども、その際にご答弁申し上げましたけれども、市全体の中で協議をして、私どもとしましては年内をめどに一定の見通しは立てたいというふうに考えているところでございます。今後とも市長部局との連携、調整、これらを進めながらそんな見通しを立てたいということで、なかなか前向きというご評価はいただけないかもしれませんけれども、そんなことでご理解いただきたいと思います。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 今ご答弁で年内をめどに一定の見通しを立てていただけるということですので、非常に前向きなところだと思います。これ以上深くは、財政の関係がありますので、この場では答弁できないのかというふうに私は推察しておりますが、ぜひこれも中長期的な計画により、市民が安心して安全に利用できるスポーツ施設、この改修、これを切にお願いを申し上げまして、簡単ですが、質問を終わります。

○議長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 会派みどりの木下八重子です。

## ◎1、防災対策

### 1、排水ポンプ設置について

それでは、防災対策の質問をさせていただきます。最初に、1番、排水ポンプ設置について。8月に本道に上陸した台風や停滞前線などによる大雨により、石狩川の水位が上昇した。特に西18丁目の手島川の樋門の水位上昇に対しては、まずは市のポンプで対応していたが、間に合わないで、札幌開発建設部のポンプ車を借りて排水作業を行った。今後のことを考えると、氾濫危険の高い樋門には排水ポンプを常設しての迅速な対応が必要と考えるが、見解を伺います。

○議長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 内水排除に関するポンプ設置というご質問でございますが、大雨などにより石狩川、空知川の水位上昇時の逆流による建物や田畠の大きな損害を防ぐために、樋門が設置されているところです。その樋門を閉めることにより、これらの本線から受ける被害を免れることが可能になりますが、一方で内水が流出せずにたまつていく現象が生じます。滝川市内には国、道及び改良区が管理する樋門、樋管は28カ所ありますが、排水ポンプ施設が設置されているのは滝川排水機場、池の前排水機場、西6丁目排水機場及び江部乙救急排水場の4カ所となっております。

ご質問のありました西18丁目、手島樋門を含む江部乙地区の5カ所につきましては、地域からの要請により樋門周辺にポンプを設置し、内水排除を実施しているところでございます。しかしながら、これらの箇所においては排除すべき水量に対応し切れていない場合もございます。木下議員のご指摘のとおり、常設のポンプ設備が設置されることが一番理想的であることは十分承知しておりますが、現時点において河川管理の上でポンプ施設の常設設置の可否について申し上げることは難しいという状況でございます。しかしながら、地域からの意見や要望もありますことから、実現性の判断や設置が不可能となった場合にどのような代替の手法があるか等も含めまして今後国と協議を進めていきたいというふうに考えております。今後につきましても、ポンプや発電機の設置など、地域の皆様方と協力しながら、できる限りの対応を心がけてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 木下議員。

○木下議員 この場所に私も視察に行ってきましたのすけれども、8本のパイプでホースで水を出しておりましたけれども、やっぱり常設が望れますけれども、市長に伺いますけれども、国に対してぜひ強く要望していただくことは可能なのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長 市長。

○市長 ただいまの木下議員のご質問でございますが、国に要望したからといってすぐということは難しい問題だと思いますが、昨今のいろいろな豪雨の被害等が広がっている中、よく話し合いをさせていただきまして、相談をさせていただきまして、手島川の被害が少しでも軽減されるよう努力はしてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願ひします。

○議長 木下議員。

## ◎ 2、市立病院

### 1、患者の病状の説明について

○木下議員 それでは、2番目に移ります。市立病院、患者の病状の説明について。日ごろの医師による患者対応や接遇などの不適切さが患者離れを引き起こす原因につながると考えられますが、市立病院では患者の病状の説明についてどのような対応をしているのか伺います。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 患者様やご家族様への病状等の説明につきましては、院内規定によりまして、医療は患者と医療従事者がお互いに信頼関係に基づき協働してつくり上げていくことが必要である。そのため、医師を初めとする医療従事者は、患者が治療方法などみずから選択できるよう、理解しやすい言葉や方法で十分な説明と情報提供を行うことが必要であると定めており、この規定に基づき対応しているところです。なお、患者様及びご家族様への説明に当たっては、診察室やカンファレンス室などで行っており、患者様のプライバシー保護に十分に配慮して実施しているところであります。

また、医師の接遇向上のために、7月4日に外部講師をお招きし、医師の接遇研修を開催したところですし、8月22日から26日の1週間をかけて外来で診察を受けられた患者様全員を対象に医師の説明のわかりやすさ、言葉遣いや態度などについてどのように感じているかアンケート調査を実施したところであります。この調査結果を各医師ごとにフィードバックし、接遇の向上につなげていきたいと考えております。

今後とも地域の基幹病院として患者様に選ばれる病院を目指し、取り組んでまいります。

○議 長 木下議員。

○木下議員 再質問させていただきますけれども、実は市民の方から、市立病院の医師から病状の説明について非常に不愉快な思いをして、他の病院で手術をしたということの相談と指摘がありました。そんなことで、説明する場所、それはそのときにはナースステーションでされたということを聞いておりますけれども、そのことについて個室であるのか、また説明の仕方についてもう一度伺います。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 先ほどもご説明しましたけれども、医師からの説明は診察室やカンファレンス室などを中心に行ってています。ただ、ケース・バイ・ケースで医師の判断により違う場所でも実施することにはなっておりません。あと、マニュアルには説明義務と説明方法についても記載をしております。留意点などもありますので、丁寧な態度や心配りをもって対応するようにしていきたいと考えております。

○議 長 木下議員。

## ◎ 3、教育行政

### 1、親子給食調理施設整備について

○木下議員 それでは、最後の質問に移ります。教育行政、親子給食調理施設整備について。学校給食調理施設を親子方式として4地区で整備する方針を平成23年にまとめ、これまで3地区が整備されています。残りの滝川第二小学校、東小学校、江陵中学校の地区はいつごろ調理施設の設置校や設

置時期を決定するのか、今後の見通しについてお伺いします。

○議長 教育部長。

○教育部長 学校給食施設整備についてでございます。

平成24年3月に策定しました滝川市学校給食施設整備計画、これに基づきまして整備を進めてきておりましたけれども、滝川第二小学校、東小学校、江陵中学校の地区については計画上では平成29年度に滝川第二小学校の大規模改造にあわせて整備する、そういう計画となつてございました。しかしながら、公立学校の施設整備に係る補助金が大幅に減少となつてはいるということ、また国の方針としまして耐震改修工事を最優先するということで、大規模改造における老朽化対策事業というのについては採択が非常に困難な状況ということになってございます。今後の給食施設の整備でございますけれども、小中学校の適正配置計画、これを進める中で各学校の具体的な方向性を見定めまして、調理施設の設置校あるいは設置時期、それらについては市の財政状況ですか国の補助金、これらの状況を見ながら学校施設整備の検討とあわせて改めて整備の方針について検討したいというふうに考えてございます。

○議長 木下議員。

○木下議員 今部長から答弁がありましたけれども、今の段階では今後の見通しはいつごろということはまだ答弁できないということの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長 教育部長。

○教育部長 残念ですけれども、現段階で何年というところまではご答弁できない状況でございます。

○議長 木下議員。

○木下議員 終わります。

○議長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

○渡邊議員 おはようございます。過日の台風、大雨による対応に対して、市職員が深夜にもかかわらず、また土日等で一生懸命対応したことに対し敬意を表したいと思います。

それでは、私の質問に入らせていただきます。

## ◎1、市長の基本姿勢

### 1、利用されていない公共施設の対応について

#### 2、財政健全化指標について

まず最初に、市長の基本姿勢、項目の1番目、利用されていない公共施設の対応についてお伺いしたいと思います。現在取り組んでいる公共施設マネジメント計画においては、既存施設の運用、長寿命化の対応をするものと解するところであります。そこで、既に利用されてない施設が残っております。処分、解体されずにこのままの状態が続くことは施設の安全面等から考えても早急な対応が必要であると考えるところであります。解体等に対しては、要する経費を捻出するのは非常に厳しい財政状況と認識しております。しかし、この放置状態の施設に対して、いろいろと課題があるならば、何らかのアクションを起こして処分計画を作成し、取り組むことが重要と考えます。ぜひ市長の見解を

お伺いいたします。

○議長 渡邊議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 利用されていない公共施設についてということでございますけれども、滝川市公共施設マネジメント計画におきましては、未利用暫定施設につきましては積極的な財産処分を行うこととしており、使用の見込みがないと判断される施設については総務省が運営している公共施設再生ナビを活用して譲渡や貸与を目指しておりますが、なかなか成果が出ていないのが実情でございます。また、施設の安全面等からも解体を進めてまいりましたけれども、議員ご指摘のとおり、解体等に要する経費の捻出も年々厳しさが増してきているという状況でございます。

国におきましては、公共施設等総合管理計画を策定した自治体には公共施設の除却のための特例債などの支援を開始しているものの、この特例債はいわゆる資金手当てといったもので、決して有利な財源手当てではないことから、市では公共施設の老朽化対策の法制化を含む支援措置の充実について総務省や内閣府、国の各種諮問会議委員等が滝川市にヒアリングに来られる際には直接これらのことについて要請をさせていただいております。

このように我が国全体で問題となっている公共施設の老朽化対策は、国レベルでの支援も重要な要素であると考えております。今後も国に要請を続けてまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様のお力添えもよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 担当する所管が厳しいというふうな認識を持っているのは十分わかりました。しかし、各施設の危険度の意識、認識というのは理解いたしますけれども、市役所内での保全情報の共有化をぜひ図っていただきたいなと思うところであります。

それでは、項目の2番目、財政健全化指標についてお伺いいたします。平成27年度決算における財政健全化指標が報告され、報告された各指標については市の財政は健全である旨の報告内容がありました。ただ、経常収支比率から見ますと、依然として公債費、人件費、扶助費の固定費の割合が高い水準で推移していることがわかると思います。このことは、滝川市財政の硬直化を如実にあらわしているのではありませんか。この硬直化に対する考え方をまずお伺いいたします。

また、行政として市税など自由に使えるお金の占める割合を高めるための方策として何が有効的かを含めて、市長の財政健全化に取り組む考え方をあわせてお伺いいたします。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 市財政の硬直化についてというご質問でございますけれども、ご指摘のとおり、経常収支比率は平成27年度決算で97.4パーセントとなり、平成26年度の99.2パーセントより改善はいたしましたけれども、なお高い水準であり、健全な財政運営とするためには早期に改善をしていくことが求められております。この状況を改善するため、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とした滝川市財政健全化計画を策定し、事務事業の見直しや組織、人件費の見直し、歳入確保対策ということで総額5億円の効果を生み出すべく積極的に推進をしております。平成28年度予算においては、約3,820万円の削減を行うことができました。また、歳入確保対策といた

しましては、ふるさと納税も積極的に取り組んでおりまして、昨年度は予想を大きく上回る1億300万円のご寄附を賜ったところでございます。

今後も事務事業の見直しなど財政健全化計画を着実に実行することが財政の硬直化を改善し、持続可能な財政運営につながっていくものと考えているところであります、引き続き既存事業を含め取捨選択する中で、必要な事業については効率的、効果的な予算措置を図ってまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 当局のそういう取り組みの姿勢は十分理解いたします。そういう中で、固定費という部分で質問させていただきましたけれども、ほかの費目に対してもやはり積極的な健全化に向けて聖域なき対応を望みまして、次の質問に入らせていただきます。

## ◎2、福祉行政

### 1、子育て世代の支援について

#### 2、介護の2025年問題について

2件目、福祉行政、1番目、子育て世代の支援についてお伺いいたします。市長の公約でもあり、施策でもあるまち・ひと・しごと創生総合戦略において、子育て世代包括支援センターとしての方向性を打ち出しております。子ども・子育て支援法では、13の事業推進のため、支援事業計画を5年を1期としまして計画策定するよう定めております。現在市としての取り組み事業は何事業で展開しているのか、まずお伺いいたします。

なお、この13事業のうち、妊婦健康診査、母子健康法の第13条第1項の規定に基づきまして、市町村では必要に応じ妊婦、乳幼児に対して検査を行い、検査を受けることを勧奨しなければならないとなっております。平成25年度まではこの事業に対し交付税措置がなされてきましたが、それ以降は国は地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることにより恒常的な仕組みへと移行しております。そこで、滝川市としまして妊婦健康診査事業に対しての取り組み状況が現状でよいと判断しているのかお伺いします。

また、これら支援事業計画を積極的に盛り込むべきと考えますが、あわせて見解をお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 子ども・子育て新制度になりまして、地域の実情に応じて行う13の地域子ども・子育て支援事業が位置づけられました。滝川市の子ども・子育て支援事業計画にもこれらの事業を掲載しております。現在13事業のうち実施しております事業は、地域子育て支援拠点事業、これが花月、一の坂の子育て支援センターの事業となります。また、お話をありました妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、滝川市におきましては対象は今のところ病後児でございますが、それと放課後児童クラブ、この以上8事業を実施しております。

妊婦健康診査の支援事業につきましては、妊娠8週から39週まで14回分と超音波検査6回分、

この健診費の助成をしております。平成27年度につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金によりまして実施させていただきましたが、28年度からは一般財源での実施となっております。13の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられておりますし、滝川市の子ども・子育て支援事業計画にも位置づけている事業であり、これからも妊娠期の方への支援は重要だと考えております。この事業も今後も継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 子育て世代に対する支援というのは大変重要なものだというふうには認識します。ぜひ一般財源においても手厚く事業計画を推進するようお願いしたいと思います。

それでは、項目の2番目、介護の2025年問題についてお伺いいたします。既にご存じだと思いますけれども、2025年に起こる介護の問題点といたしましては、まず平均寿命が伸びていることから当然高齢化社会が進み、健康な高齢者がふえることに対しては介護の問題はありません。しかし、75歳以上の後期高齢者になると要介護の認定を受ける割合が上がってくるものと考えられます。現在でも介護職場の従事者が不足していることから、さらに深刻なことと考えられます。この人手不足が容易に解消するとは思えない中で、事業の継続、新規参入も困難になるのではないかと思います。そうすることにより介護難民がふえるものと予想されることから、介護に従事する人手不足に対する施策が求められます。この点について人手不足における長期的な考え方についてお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 団塊の世代の方々が75歳を超えて、大変な高齢化社会を迎えることとなります2025年において、介護人材の不足が現在よりもさらに深刻化するということは予想されているところであります。行政としても非常に重要な問題であると認識しております。この介護人材の不足につきましては、内閣の一億総活躍社会の実現のための施策におきましても介護人材確保のための待遇改善、再就職準備金事業、介護ロボットの活用推進などの諸施策が示されているところであります。国を挙げて取り組んでいる重要な課題であると認識しております。

本市としても、この問題に対しましては処遇改善加算、事業者に対する研修費用支援制度の活用促進など、介護事業所と連携し取り組んでいくほか、北海道、国に対し、北海道市長会要望など機会を捉えて要請を行うなど、さまざまな取り組みを行ってまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 この問題については、ご答弁のとおりかなと。しかしながら、当然こういう問題に対して国がやる、道がやるではなく、市としてやれることに取り組む考えが必要ではないかなと思うところであります。

それでは、次の要旨の2番目、介護給付、介護保険料の問題点としては、要介護者がふえることにより介護サービスを利用する人がふえ、介護保険を利用して介護サービスを受ける経費は40歳以上が支払う介護保険料と税金で賄われております。そういう中、高齢者が安心して在宅生活を送れるシステムが当然大切になってくると思います。2025年の対応に向けて、厳しい財政、特別会計を運

當されていますけれども、介護保険制度の見直しが恐らく急務になるものと考えます。そこで、介護保険料の引き上げについての独自の調査研究についての見解をお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 介護保険料全国平均につきましては、現在月額で5, 514円となります。2025年度には月額8, 165円になると現時点では推計されております。一方で滝川市の介護保険料におきましては、現在の月額が4, 900円、2025年度の月額は現時点では6, 059円と推計しております。この介護保険料につきましては、議員がご指摘のとおり、介護の保険給付が多くなれば多くなるほど引き上げが必要となる仕組みとなっております。滝川市としては、いきいき百歳体操を始めとしたさまざまな介護予防事業の実施や認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームの設置など各種認知症施策の推進など、健康寿命を延ばすための取り組みを進める中で介護保険料の負担をできるだけ軽減してまいりたいと考えております。

以上です。

(「調査研究という部分の答弁、やったことは今答弁であったけど」と言う声あり)

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 介護保険料の独自の抑制策を目的とした調査研究というのは、実施はしておりません。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 この会計に関してリスクマネジメントは当然必要かなと思うのです。そういう中で、2025年には6, 059円という数字をはじき出していると。これは、当然高齢者も増加していく中、給付される人口もふえていくという算出で6, 059円という中身だと。であれば、この6, 059円に対して何らかの措置というか、考え方を持つべきではないのかなと思うのですけれども、その点についてはどうなのか。1点だけお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 現時点での推計、伸びる高齢者の人口に対しての比率で算定した保険料の推計であります。ただ、やみくもにただ上げるのを容認するということではもちろんございません。可能な限りご負担は少ないほうにこしたことはございません。そのためとしては、国の示しもありますし、また滝川市としても先ほど申し上げました介護の予防、できるだけ健康な寿命を延ばしていただくという施策を介護保険制度ではなくて保健福祉全体としての取り組みの柱として進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 いろんなアクシデントに向けて、そういうシミュレーションは必要だと思います。そういう中、一財からの部分があってこういう特別会計が成り立っている部分、そういう事業展開していく上で、2025年という問題を改めて認識していただければと思います。

### ◎3、観光行政

#### 1、菜の花まつりについて

それでは、3件目、観光行政、まず菜の花まつりについてお伺いいたします。実は会派みどりでも過日6月に、青森県の横浜町という菜の花まつりでは結構全国的に有名なところであります。そこを視察を行いました。そういう町との協議の中には、町長さんも一緒に入っているこんな意見交換を行ったわけであります。そういう中で、それらを踏まえて、まず最初に滝川市の祭りとして菜の花まつりは定着しているものと思っております。現在多くの観光客が来滝しているこの祭りにおきます本年度の課題と改善点についての認識はどのように捉えているのかお伺いいたします。例年指摘されているPRの仕方、駐車場の問題、散策コース、来滝者のマナー、案内等があると思いますけれども、これら例を示した以外で改善点がありましたら、お伺いいたします。

○議長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 ことで17回目の開催となりましたたきかわ菜の花まつりは、年々メディアにも多く取り上げられるようになり、菜の花を求める観光客もここ数年で飛躍的に増加をしております。1回目は観光客1,300人で始まった菜の花まつりも、ことは天候にも恵まれまして2日間で7万人を超え、菜の花まつりの前後を菜の花ウイーク期間と定めた11日間におきましては約11万人の観光客の方々が訪れるまでとなりました。

ご質問のこれまでに指摘のありました点につきましては、一定の改善を図ったところでございます。例を挙げますと、案内看板の増設を初め、菜の花タクシー及び菜の花バスの運行、警備員の増員配置、菜の花の開花状況や見どころを掲載した菜の花ブログの開設、またスムーズな会場誘導を行うためのマップコードの掲載、また今年度は菜の花畠会場に隣接する駐車場の開設のほか、日本語、英語、中国語の3カ国語を併記した菜の花畠への進入禁止看板の設置、花畠会場のごみ拾いなどを実施したところでございます。

本年度の課題の認識につきましては、菜の花畠会場でのトイレ、それと駐車場に関する問題、さらには道順や観光バスについての対応が挙げられたところでございます。また、観光客のマナーといたしましては、一部の方でございますが、迷惑駐車やごみのポイ捨てなども問題となっているところでございます。観光客の増加に伴う課題や問題点につきましては、菜の花まつり終了後に実行委員会を開催し、次年度の開催に向け改善策を協議しているところであります。今後におきましても多くの観光客の方々に菜の花畠の美しい景観を楽しんでもらえるよう、関係機関、団体と協力し、課題の改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 17回となるこの祭りは、観光協会を中心として市の職員、関係団体等々が協力して支えている祭りだと認識しております。

そこで、2番目の菜の花まつり開催時におけるイベントのあり方についての考え方をお伺いします。例えば道の駅において菜の花関連の物品の販売、また菜の花会場において菜の花迷路の造成、あわせて菜の花マラソンというようないろんな設定が可能かなどと思いますけれども、各種イベントとこういうものを組み合わせ、合同で開催することは可能なのかどうかお伺いいたします。

○議長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 菜の花関連の物品販売とイベントのあり方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

菜の花関連の物品販売につきましては、現在道の駅たきかわにおいて菜種油や菜の花オイルソースを通年販売しており、特に菜の花の開花時期には多くの観光客の方々にお買い求めをいただいております。また、菜の花ウイーク期間中は、市内の菓子店の協力により菜の花関連商品を使用したスイーツが商品化され、道の駅の特設テントで販売をし、大変好評をいただいているところでございます。

次に、菜の花まつりにあわせて他のイベントを同時開催することにつきましては、えべおつ丘陵地マラニックが5月上旬に開催されておりますが、田植えの準備作業と重なることもあります。近隣農家への配慮は欠かせない状況にあります。現在の菜の花まつりは、経済作物として菜の花を作付している農家の方々や近隣住民の方々のご理解とご協力により開催をさせていただいているところであります。見ごろを迎えるイベントの同時開催はさらなる交通渋滞を招き、農繁期の作業に支障を来すことが予想されることから、現状においては難しいものと考えております。

しかしながら、菜の花の咲き誇る農村景観を通して観光交流人口の増加を図るため、関係団体と連携をし、ご提言をいただいた例示を含め、可能な限りまち全体を盛り上げるイベントにしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 農家さんに対する配慮は十分理解できます。メイン会場が江部乙というふうになりますけれども、滝の川地区においても菜の花を栽培されている農家もおります。そういう中のマラソンのコースの設定というのも可能かなと思いますので、その時期に合わせたマラソン、体育協会とも連携しながらぜひ協議していただければと思います。

3番目の菜の花まつり関連グッズ、先ほど菜種油等々の話をされましたけれども、それ以外の商品の開発に向けての取り組みは検討されているのかお伺いいたします。例えばお菓子類、麺類、ジュース類、アルコール類、ケーキ等という、この中でも既に開発されているものはございますけれども、それ以外で検討されたものがあるのかどうかについてお伺いいたします。

○議長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 ただいま菜の花関連の商品の開発に向けての取り組みの検討ということでございますけれども、先ほど答弁したように、菜の花の商品につきましては通年販売をしているところであります。また本年度は7つの事業者がナバナ、菜の花オイル、菜の花蜂蜜のいずれかを使用して7種類のスイーツを商品化いたしまして、菜の花ウイーク期間中3,000個以上を売り上げをしているところでございます。また、商業観光課所属の地域おこし協力隊が試行錯誤の上、菜種油を使用したキャンドルを商品化いたしまして、菜の花キャンドルとして物産展においても大変好評を得ているところでございます。たきかわ観光協会におきましては、ご当地ヒーローのジンギリバーがキャラクターとなった切手を制作いたしまして、菜の花の絵はがきとセットで販売するなど、新たな菜の花まつり関連商品を完成させまして販売をしているところでございます。

このように菜の花の魅力を形にして伝える新しい商品が開発されてきているところであります。引き続

き商品開発を行う民間事業者への積極的なアプローチを図るとともに、菜の花の関連商品の通年販売やインターネットを活用した販売促進支援などに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 先ほど青森県の横浜町の視察の話をさせていただきました。ここでは菜の花関連グッズが約100種類ほど製作されていると、それらを商品化していると。横浜町は大変滝川市に対抗意識を持って、全国一の復活を目指しております。ぜひ切磋琢磨しながら、滝川市の菜の花まつりを盛り上げていくような施策を講じていただきたいと思います。

#### ◎4、教育行政

- 1、学力向上について
- 2、滝川西高等学校の在り方について
- 3、スポーツ施設の対応について

それでは、4件目、教育行政、まず最初に学力向上についてお伺いしたいと思います。この要旨については、ある程度私的な考えもございますけれども、よろしく答弁のほどをお願いしたいと思います。

まず最初、この向上に向けて、確かな学力向上に向けては子供たちには生きる力というのを育むという捉え方が必要ではないかと考えております。そこで、学校の体制づくりとして、子供たちの実態と育てたい力、具体的な取り組み等について全教職員が共通理解を図らなければならないと考えておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

各学校では、子供たちに生きる力を育むために、知、徳、体の3つの要素のバランスのとれた力を子供たちに身につけさせる教育を進めているところであります。確かな学力の育成は、その一つとして重要な観点でありまして、基礎基本となる知識や技術、技能と習得はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけて自分で学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決をする資質や能力、そういうことを育てることとされております。確かな学力の育成に当たりましては、ご指摘のとおり学校には組織として児童生徒の現状を把握し、目指す児童生徒像を明確にした上で具体的な手立てを講じることが求められております。各校では、新年度に向け、校長より示される学校経営方針に基づいて校内研修の場で児童生徒の実態を捉え、目指す子供像を明らかにし、子供に身につけさせるべき力やそのための指導の手立てなどを全教職員で確認しながら日常の授業実践を行っているところでです。また、各学校で行う諸テスト、児童生徒や保護者へのアンケート、子供による授業評価などを行った後には必ず集計、分析を加え、全教職員で情報の共有や改善のための方策について検討を行って授業実践を行っているところであります。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 学力向上、「滝川市の教育」の中でも述べられております。そういう中で、どういう子

供という部分は各学校の校長の経営方針というふうな説明されましたけれども、共通として言えるのは、いじめをなくすという部分も重要ですけれども、生きる力という部分をぜひ知、徳、体の中に生かしていただきたいと思います。

次に、授業の進め方としては、体験や問題解決のような学習等が求められるものではないかと考えます。指導の工夫により、子供たちが集中できる楽しい授業、またわかる授業をぜひ推進すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 現行学習指導要領で求められている確かな学力という考え方をございまして、各学校においてはそのことを踏まえて、例えば算数の授業で面積の学習をした後、実際の教室の面積をはかるにはどうしたらいいでしょうかと考えさせ、また使う道具も考えさせ、体験を通した学びにつながるような工夫がされております。また、みずから思考したことをまとめて、それをペア学習ですか小グループでの学習、さらには学級全体に伝えるような、いわば言語活動を充実させるような観点での学習もさせるなどしているところです。そういうことを通して楽しくわかる授業につながればというふうに考えているところであります。今後も教育振興会での研修ですか、各学校訪問を通じてそういう考え方を浸透させるようにしていきたいと考えています。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 そういう取り組みという状況、やはりこれも各学校で共通にすべきかなと思っております。そういういい事例をぜひ実践できるような仕組みをつくっていただければと思います。

3番目の学習の支援について、子供たちの学習へのつまずきに対して授業以外での対応が重要ではないかと考えます。放課後や休憩時間に相談に乗るなど、どのように取り組んでいるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 滝川市におきましては、子供たち一人一人のきめ細かな見守りや支援を行うという観点から、学校に学びサポーターを配置するなどして、授業やその他学校生活の各場面において一人一人の特性や学習状況等に応じた手立てを講じております。しかし、子供たちの学習内容の理解ですか技能習得には、当然ながら個人差があります。1単位時間の中でつまずきが生じてしまう子供がいることも実態でございまして、各学校においてはこうした子供たちへの対応として学級担任や教科担当者が休み時間や放課後に理解の進まない児童生徒への指導を行うなど、学び漏らしが生じないように取り組んでおります。また、このような教師による個別指導と並行して、学校体制として放課後学習の時間と場所を設定して学習支援を行ったり、夏休み、冬休み中の学習相談を行ったりと学びの機会を提供しております。指導には、教師のほか、学びサポーターはもちろん、それから道教委から派遣されます退職教員等外部人材活用事業による指導者を確保して対応しているところであります。

○議長 渡邊議員、次にもし入られるのであれば、ここで休憩とさせていただきたいのですが。

○渡邊議員 はい。

○議長 それでは、渡邊議員の要旨2件につきましては、午後からの一般質問とさせていただきたいと思います。

それでは、再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時54分  
再開 午後 0時58分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

渡邊議員の一般質問を続行いたします。渡邊議員。

○渡邊議員 先ほど小野指導参事より学力向上に向けて3点ご答弁をいただきました。そういう中で、子供たちは環境によって変われる、変わることは十分認識したものと思います。そこで、学力向上に向けてぜひ学校経営含めてやっていただきたいと思います。

それでは、教育行政の2項目め、滝川西高等学校の在り方について質問いたします。公立高等学校配置計画に基づき、1学級減の対応として現行の会計科、情報ビジネス科を見直し、新たに情報マネジメント科となる。市立高校としてのグローバルな人材育成の考えのもとに進めるものと解するところであります。そこで、教育委員会として少子化に対する市立高等学校のあり方については十分な協議と議論を行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 滝川西高等学校についてでございますけれども、ご承知のとおり平成30年度から職業学科を1間口減らすこととしまして、現在の会計ビジネス科と情報ビジネス科を統合しまして、グローバル社会への対応などをコンセプトにしまして新たに情報マネジメント科としてスタートを切ることになってございます。学科転換を検討する際には、市内のPTA役員ですか小中学校の校長先生などで構成されます検討市民会議での検討、また教育委員協議会や教育委員会議で協議を重ねた上で決定をしたところでございます。現在滝川市内には3つの高等学校がありますが、進学、資格取得、就職とそれぞれ特色ある指導を行っているところでございます。子供たちにとっては、高等学校進学時における幅広い選択が可能な恵まれた地域であるということが言えると思います。

しかしながら、平成30年度以降には大幅な中学校卒業者の減少が見込まれておりますことから、将来にわたり子供たちに恵まれた教育環境を提供することができるよう、教育委員会としましても特色ある教育など、西高のあり方を含めまして引き続き検討していくことが重要であるという、そういう認識を持っているところでございます。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 検討市民会議でいろんな議論されているということですので、ぜひ滝川西高という特色ある市立高校を目指していろんな議論を深めていただきたいと思います。

それでは、最後にスポーツ施設の対応についてお伺いいたします。先ほど安樂議員より質問がございました。その中の答弁としては、年内をめどに一定の見通しをつけるというご答弁をしていたと思います。それらを踏まえて、滝川市内におけるスポーツ施設の指定管理等については一般財団法人滝川市体育協会が行っています。各施設の実態は、各競技団体が維持管理を行っている現状であります。現場を把握している体育協会が施設要望を取りまとめているものと考えるところであります。予

算的なことについては、あくまでも市教育委員会が前面に立って各競技団体と協議を行い、対応すべき事項だとも思っております。教育委員会としまして、スポーツ基本法、この法律に基づいてぜひ施設整備計画を策定し、長期的な展開を図らなければならないと考えます。この点についての見解をお伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 スポーツ基本法に基づいてというお話でございました。スポーツ基本法の第12条において、国及び地方公共団体の努力義務としまして、スポーツ施設の整備、あるいは利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善など、身近にスポーツに親しむことができるよう、必要な施策を講じなさいということが規定されております。この法律の趣旨を尊重しまして、必要な施設整備ということは進めいかなければならないという認識は持っております。ご質問にありましたとおり、これを実施するに当たりましては、ご利用いただいております各種競技団体の要望、意見なども十分に踏まえた上で実施内容を精査するとともに、先ほど安樂議員のご質問にもご答弁いたしましたけれども、市長部局との連携、これがやっぱり欠かせないということでございます。ですから、その辺も含めて財源対策、それらを全体調整しながら進めいかなければならないということで考えてございます。

ぜひともご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 一番最初の利用されない施設の関係と同様に考えるわけなのですけれども、やはり最終的には財源という話が出てきます。当然ないところに何をやれと言っても無理なのはわかります。しかし、私が今回この質問しているのは、長期的な展開を図る上でやっぱり計画というものをつくっていかなければ次のステップに進まないと思うので、質問させてもらった。ないから、しない。だけれども、ないならないなりのそういう準備をしておく。先ほども質問しましたけれども、そういう準備をする体制をつくるということが必要ではないのかということで再質問させていただきます。

○議長 教育部長。

○教育部長 そのとおりだと思います。所管としましては、やるべきという認識は持ちながらも、財源というのはあらゆる面でクリアしなければならない課題ということでございます。ですから、今も市長部局と協議を進めておりますけれども、実際にそれを計画というような名前をつけるに当たっては、時期、財源、これらを明らかにしなければ、所管の思いだけで言ってもこれは無責任になってしまいますので、その辺はご意見踏まえましてしっかり今後協議したいと思います。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 部長答弁であったように、競技団体の件もそうですし、市民からの声という部分の要望もしっかりと把握して、そういう計画を策定していただければと思います。

以上で終わります。

○議長 以上をもちまして渡邊議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 それでは、本日最後の質問をさせていただきます。

## ◎1、移住促進

### 1、移住促進について

きょう、たまたまタイミングよく次に質問する事項が新聞に掲載されておりましたので、そこを含めて質問させていただきますけれども、まず移住定住促進についてなのですが、定住自立圏構想における移住促進事業の活用は、もちろん中心市としては大変重要なことだと思っております。ところが、各まちにおいてはこれとは別に独自政策というのがあると思うのです。ですから、滝川市がこの枠組みを大きくはみ出してしまうと、また中心市としての責任はどうなのかということも問われると思いますけれども、滝川市独自の定住促進策について伺いたいと思います。

○議長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 滝川市におきますまち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトであります中空知定住自立圏しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業に今年度地方創生加速化交付金を活用して、優先的に事業着手をしたところでございます。道外の都市部では中空知各市町の知名度が必ずしも高いとは言えない状況であり、広域連携によってそれぞれの地域資源を面的に活用して関心度を高められる可能性があると考えております。例えば滝川市へ移住希望者がいる場合には、多様な就業の選択肢、趣味、レジャーを含むライフスタイルの提案にも広域による強みを發揮することが想定されているところでございます。

ご質問にありました市独自の取り組みにつきましては、これまで都市部での移住相談会に出演したり、モニターツアーを実施した経過もございますが、現在はおためし暮らし用に滝川ふれ愛の里コーナーの利用料金の割引のほか、子育て世帯が移住する場合の滝川住み替え支援補助制度の活用など、そういった取り組みを進めながら対応しているところでございます。移住促進に向けては、息の長い取り組みが必要だというふうに考えておりまして、今後も都市部でのPR活動など滝川市独自の取り組みと広域連携事業とが相乗効果を發揮できるよう、今後も工夫を凝らし、市内企業等の就業や人口の定着に向けて引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 やることはやっているのだと思います。滝川市の移住定住促進政策というのは道内でも先駆的なものだったと思っておりますし、ただ定住自立圏構想における取り組みとして、今回なかそらち会議だとか、それからなかそらちカフェというものをやっていますね。これは、圏域でやっているからいいということではなくて、滝川市としては独自政策ではないかもしれないけれども、これはどのようななかかわりを持っていたのでしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 中空知でさまざまな取り組みをしております。なかそらちカフェ、あるいは現在いろいろな情報の分析、収集等、さらにはプロモーションのイメージ動画等を作成したりという部分を現在実は事業着手をして、途中といいますか、完成に向けて取り組んでいるところでございますが、こういった取り組みにつきましては当然中空知で行っている事業ではございますが、中心市という滝川市、あるいは砂川市という部分もありますが、こういった中心市と連携市町が連携して取り組んでいる事

業ではございますが、先ほど議員おっしゃられたとおりそれぞれのまちのいろんな支援策あるいは取り組みというのもございますので、この中で滝川市の優位性あるいは強みというのも出しながら、連携するべきところは連携をしていくと、強みを出すところは強みを出していくという部分もやはり必要なのだろうというふうに思います。ただ、滝川市だけがということではなく、この地域、圏域外からこの圏域に移住をしてもらうという部分に重点を置くべきではないかというふうに考えておりますので、そういった視点を持って今後も取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 過日、なからちカフェでは札幌と東京で開催しました。このときの状況と、それと職員が出向いているのかどうか伺いたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 過日、8月20日の日になからちカフェを東京で、9月9日、札幌で開催をしておりますが、東京につきましては20名ほどの参加があったということで、さらに札幌については10名という参加ということで報告を受けております。また、職員についても、担当する企画課の職員も、東京の場合はあれですが、札幌等についても参加をしながら、事業の進捗等について確認を行っているという報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 それなりに、任せっきりではなくて、出向いていって少しでも中空知へ、滝川へという流れをつくられたということで、少し安心しました。

次に質問いたしますのは、ワンストップで滝川への移住に向けた相談窓口というのが外部的にはつきりわかる形で設けられているのかどうなのかということを伺いたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 滝川市に寄せられます移住相談につきましては、過去本会議でご質問があったときにも答弁をさせていただいておりますが、現在対応窓口につきましては総務部企画課に置いておりまして、基本的には移住担当者が対応する体制としております。移住の問い合わせ内容につきましては、住居、教育、子育て等非常に幅広い多岐にわたる場合がございますことから、必ずしも電話で即時対応ができる、回答ができないというのも中にはございますが、責任を持ってワンストップ窓口がその問い合わせ内容につきまして情報を整理しながら、後日連絡をするなどの対応をとって、懇切丁寧な対応に心がけているというところでございます。そういったことも踏まえますと、最近の事例では道外あるいは札幌圏からの移住希望者の問い合わせに対応して、中古住宅あるいは新築住宅等による滝川市への転入が決まったというような事例も出てきているところでございます。少しずつではありますが、移住などの問い合わせ件数がふえているという状況でございますので、引き続き親切丁寧なワンストップ窓口の体制の確立に向けて努力してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長 三上議員。

○三上議員 総務部企画課に窓口らしきものがあるということですね。ホームページを見ると、滝川市のトップページを見ても移住促進、定住促進についてのいわゆる窓がないのです。これは、本当にやる気あるのかなというふうに思うわけですが、部長はどのようにお持ちですか。

○議長 総務部長。

○総務部長 窓口の関係の再質問でございますが、先ほど答弁させていただいたように、企画課が窓口ということで、先ほど議員もおっしゃられておりますが、滝川市におきます移住定住事業につきましては平成17年度から実はスタートして、道内でも先駆的に取り組んだ経過がございます。ホームページの部分については、今後きっちとそいつた対応をもっと積極的に進めていきたいというふうに考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、企画課の移住担当の窓口の担当者がかなり丁寧に対応してきたというようなこともありますて、平成17年度から27年度、昨年度までという部分になりますが、完全移住あるいは季節移住ということでの実績から申し上げますと23組49名の方が移住という結果が出てございます。また、完全移住、季節移住までいかないまでも、おためし暮らしですかモニターツアー等、そいつたものを全て含みまして85組171名の方がこういった移住定住事業の中で企画課を通じて問い合わせ、あるいは短期的なステイに取り組んできているという部分もありますので、議員おっしゃられたとおりホームページ、あるいはそいつたPRをさらに進めながら、こういった件数をさらに伸ばして、永住、定住の確保に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 担当者になっている方がホームページで私がお世話しますみたいな形でPRできたほうがいいと思いますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

## ◎2、福祉行政

### 1、成年後見人制度の周知について

次に移ります。成年後見人制度の周知について伺いたいと思います。今現在は、認知症の方あるいは独居老人の方がふえております。それで、ここでの質問は、任意後見人制度のことについて集中的に伺いたいのですが、今PRとして滝川市としてはどのようなことをされているのか、まず伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 成年後見制度に関する総合相談、普及啓発、市民後見人の要請、活動支援等につきましては、今年4月から社会福祉協議会に委託することとしております。社会福祉協議会において既に実施されております日常生活自立支援事業などとあわせて、切れ目のない支援が可能となっていると判断しております。社会福祉協議会における市民への周知につきましては、滝川市の広報8月号に社会福祉協議会の広報紙を入れ、幅広く周知をしているほか、各種窓口や事業所関連にパンフレットを送付し、関係者への周知にも努めております。また、研修会を開催し、普及啓発をさらに進める予定であります。市におきましても、地域包括支援センターを中心としまして、市民や事業所等からの

相談を受け、必要な方には成年後見制度に早期につなげるよう努めているところでございます。認知症の方の数は年々増加しております。ご本人、ご家族様が地域において安心して生活できるよう、早い段階で相談でき、早期対応ができる権利擁護体制の充実を図るとともに、支援が必要な方に必要な支援が行き届くよう、さらなる普及啓発に努めたいと考えております。ご質問にありました任意の後見制度につきましても、法定後見とあわせて周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 社協においても滝川市としてもPR活動はされているということなのですけれども、実態としてはなかなかこの制度というのは理解されておりません。それが現実です。自分がまだはっきりしているとき、あるいは少しづやけてきたときに、自分の手続だとか財産だとか、どうなるのだろうという心配は持ちながらも、こういう制度があるかどうかというのはわかつていないというのが実態でございます。ですから、根気よく制度周知に努めていただきたいと思います。

それでは次に、市民後見人の養成状況について伺いたいと思いますけれども、2年ほど前だったでしょうか、何人が議員の方からも養成講座に出た方もいらっしゃいますけれども、今の状況を伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 市民後見人の養成状況につきましては、平成26年度、一昨年ですが、養成講座の修了者の方が45名いらっしゃいます。一昨年、平成27年度にはフォローアップ研修を実施しております、それへの参加をいただいた方が37名となっております。また、今年度市民後見人の皆様には登録カードを提出していただいております。現在のところ、成年後見支援員への登録者が12名、日常生活自立支援員への登録者が13名、普及啓発員への登録が13名となっております。今後ともこの方たちのご協力をいただきながら、本年度社会福祉協議会に委託しました成年後見制度の受け付け窓口と含め、法人後見の活用も検討に入れて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 フォローアップ研修もされているということなので、少し安心しておりますけれども、認知症の方々がふえていく、そういった中で市民後見人というのは必要なことだと思いますので、ぜひこれからも養成、それとフォローアップ研修に努めていただきたいなと思います。

### ◎3、観光振興

1、観光客誘致について

2、滝川ブランドの発掘について

次に、観光行政について伺いたいと思います。観光のDMOは、大きく分けて、ここには2つと書いてありますが、3つあるそうです。滝川が将来的に目指すDMOの方向性というのはどうなのかということを伺いたいと思いますけれども、この3つというのは、広域連携のDMO、それから地域連携のDMO、地域、いわゆる基礎自治体が中心となってのDMOという3つのタイプがあるそうです。

このDMO、観光におけるマーケティングやマネジメントを扱う組織でありますけれども、中空知にとってはDMOという組織がなければ、なかなかこの地域全体の底上げにはつながらないだろうと私は思っておりますので、滝川が目指すDMOの形を伺いたいと思います。

○議長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 滝川市の目指すDMOの方向性ということでのご質問にご答弁をさせていただきたいと思います。

近年観光立国実現に向けた国の取り組みもありまして、訪日外国人旅行者が急増し、地方においても観光客が滞在、周遊できる魅力ある観光地域づくりが求められるようになってございます。先ほどのご質問にありましたように、日本版のDMOの主な寄与につきましては、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくり実現のための戦略の策定、実施するための調整機能を備え、地域全体として利益を生み、地域を活性化することでございます。3つのタイプということでのご質問でございますけれども、当市の観光DMOの取り組みといたしましては、ことし3月に講師を招きましてセミナーを開催し、中空知を中心とした観光事業者や自治体職員とともに組織の重要性や取り組み事例を学んだところでございます。観光資源の少ない自治体との温度差もございますが、周辺地域には当市の菜の花やグライダーを初め、温泉やスキー場、サイクリングや山間部に見られる雲海、ワインなど魅力ある観光資源が豊富にあり、既にサイクリング事業などは地域連携を図り、着手しているところでもございます。

今年度は、中空知広域市町村圏組合において、中空知地域を周遊するモニターツアーを企画しており、地域の魅力発信に力を入れているところでございます。単位自治体では厳しい観光分野も地域で連携し、広くPRすることで誘客効果のある観光を提案できるものと考えております、地域連携DMOを目指したいと考えているところでございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 地域連携DMO、近隣の地域と連携しながらということで、私もそのように思っておりますけれども、進める上でいろいろ課題があると思うのです。それは、1つは、中心市と言っていいのか、滝川のリーダーシップもあるでしょうし、課題となるものというのはどういったものを想定されているのでしょうか。

○議長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 地域連携の課題ということでございますけれども、今の求められている部分の今回のDMOに関しましては、マーケティングということと、あとはそれに対する分析というのが非常に求められているところでございます。これに向けては、稼ぐ観光としての部分の中で地域内における観光協会を初め、民間事業者であります交通であるとか宿泊、飲食、物販などの観光事業者の方々とビジョン、コンセプトを持ってやっていきたいと思っております。その中で早く分析を行って、先ほど菜の花まつりの答弁もいたしましたように、11万人も来ている部分の中でいかに経済効果があるかということを分析して、それを次につなげていくためにもDMO組織というものは必要と感じているところでございます。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 次の質問に移りますけれども、地域連携はもちろん必要でしょうけれども、滝川市においては着地型観光というか、そういったことを目指していただきたいなと思っているわけです。それで、その可能性について伺いたいのですけれども、昨今の旅行者、温泉旅館を使って過ごすだとか、あるいは温泉でおいしいものを食べて過ごすだとか、そういった旅にはなれてきてしまって、別の形を求めているそうなのですけれども、着地型観光はその土地ならではの魅力、あるいは住んでいる人たちと接する、その地域にしかできない観光なのです。そういうことを滝川でやっていけるかどうかということがこれから重要だと思うのですが、その可能性について伺いたいと思います。

○議長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 着地型観光とは、先ほど議員さんがおっしゃるとおり、旅行者を受け入れる側の地域側がその地域でお勧めの観光資源をもとにした旅行商品や体験プログラムを企画運営する形態と言われてございます。当市におきましては、具体的に商品化をした観光プログラムはございませんけれども、着地型観光の素材となる観光資源及び体験事業は数多く存在していると考えているところでございます。例を挙げますと、菜の花の観賞にあわせました菜の花タクシー、菜の花スイーツ、菜の花キャンドルやグライダ一体験などさまざまな取り組みがなされておりまして、着地型観光に最も取り組みやすい観光資源であると考えているところでございます。また、地域おこし協力隊による地域おこし協力隊のクリエイターズショップ匠においては、キャンドルや革製品の製作体験も行っているところでございます。また、新たな観光資源といたしまして、丸加高原の雲海、江部乙神社の笑うこま犬、江部乙のオープンガーデン、さらには野菜の収穫体験などもございます。

今後におきましては、地域の特性を生かしたプランづくりや独立性を持った着地型観光を提案できる可能性があると考えており、プログラムづくりを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 さまざまな仕掛けづくりはされていると思います。ただ、そうはいっても滝川市民の協力があるともっと効果的なのだろうなと思います。例えば滝川は雪が多いですし、屋根に積もった雪おろしの体験ツアードとか、あるいはかまくらって余り滝川では見ないのでけれども、かまくらでの過ごし方だとか、お金を使わなくても何とでも提案できるものがいっぱいあります。ですが、これは市民の協力が必要となりますので、その環境づくりをぜひお願いしたいなと思います。

次に、滝川ブランドの発掘について伺いたいと思います。現状の滝川ブランドと言われるもののが昨今いろいろ出てきております。私も認識しておりますけれども、このブランド品をどのように市内外に発信されているのか、まず伺いたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 三上議員のご質問にお答えしたいと思います。

滝川市でつくられる農産物や特産品などのPRにつきましては、滝川地産地消ふるさとづくり協議会と連携し、滝川市の公式ホームページや地産地消認定店ガイドブックなどでのPRを初め、地産地消フェアや菜の花まつり、先般開催いたしましたクラフトビアガーデンなどのイベントにおいて継続

的にPRを行っているところでございます。市外においては、当市の職員を派遣している新日本スーパー・マーケット協会の協力を得ながら、日本最大級の食品商談展示会、スーパー・マーケットトレードショーにおいて市内事業者の出展を積極的に勧め、バイヤーとの商談の場を設けることで販路拡大に努めているところでございます。

今年度におきましては、市内事業者と連携しながら、農産品の輸出に向けた取り組みを進めているほか、首都圏における物産展参加、ふるさと納税制度との連携やインターネットを活用したPR活動を進めているところであります、今後も地元企業と連携しながら市内外に向けたPR活動に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 職員の皆さんには、いろいろ頑張られていると私も思います。ただ、1つ欠けているのは、印象的ですよ、所管の皆さん一生懸命やっているのだけれども、一部で完結してしまっているような感じを受けないこともないのです。それで、例えば発掘だとか発信するための市民応援団みたいのが必要なのだろうと思うのです。その仕掛けづくり。例えばある銀行では、定期預金を新たに契約した場合にその方に滝川ブランドと言われるもの贈るということもやっていますし、例えば滝川ブランドを発信してくれる企業に対しては公共工事のインセンティブを与えるだとか、そういうような環境をつくっていくことでもっと相乗効果が上がってくるのだろうと思うのですが、この考えについてはいかがでしょうか。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 他の企業との滝川市の物産を発信するための連携といいますか、そういう関係づくりということだとは思うのですけれども、公共工事の発注の関係でポイント性というのがあるって、地域貢献をするとそのポイントが高くなることがあるというの、そういうものがあるというの存じ上げておりますが、一物産の振興といいますか、そういうもののPRに企業がどういう貢献をしているかということについての判断というのはなかなか難しいものがあると思いますし、私どもも一例としては例えば大通公園で夏に行われますサッポロビールさんが行っている、ほかのビールメーカーもいろいろ行っていただいているのですけれども、毎年地域をPRする、そういうステージイベントがございまして、滝川からも毎年参加をさせていただいている。そういうつながりが縁となりまして、サッポロビールさんのほうで、ビールの販促としてポイントを集めると何かがいただけるというような、そういうものに滝川市の物産、アイガモが使われたりといった、そういう関係ができ上がっておりまして、そういうつながりを意識しながら、滝川市の物産も企業さんのPRの中で協力していただけているという例はございます。

これが答えになるかどうかわかりませんが、以上でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 部長言われるように、ただ物産振興だけでそういうことはなかなかできないのだよということなのですけれども、別に物産振興だけでなく、滝川PRという大枠で考えると、こういったことも市長、必要だと思いませんか、どうでしょうか。

○議長 市長。

○市長 ただいまの三上議員のご指摘の部分も私もうなづくところがございますので、そういう考え方を取り入れて今後の施策を考えまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 三上議員。

○三上議員 滝川ブランドの発掘についての施策を伺いたいのですけれども、こちらも職員一生懸命されているのです。ところが、発掘しようという空気が市内に醸成されていないのです。そういうことがあるので、なかなか難しいのですけれども、発掘するための施策を伺いたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 ブランドを発掘するための施策の関係でございますが、さきの答弁でもちょっと触れさせていただきましたが、新日本スーパー・マーケット協会の協力も得ながら、専門家の派遣をいただいて市内食品関係事業者を中心に新たな商品開発や商品の発掘、磨き上げなどのセミナーとか個別相談、そういうものを行って事業者の育成に努めているところでございます。

施策としましては、滝川市産業活性化協議会で産業創出促進助成金制度というのを設けておりますが、これによって地場の产品的ブランド化ですか商品開発にかかる事業等について支援を行っているほか、昨年度からTAKI-Biz、たきかわ産業支援相談窓口を開設するなど、ワンストップで相談できる体制の充実を図っているところです。また、今年度からは、農林水産省の外郭団体であります6次産業化中央サポートセンターからプランナーの派遣事業により専門家の派遣を受けまして、市内事業者や農業者に対し、体制づくりから商品販売までの6次産業化についてのご指導をいただいているほか、事業内容に応じて国や道の補助金などを事業者につなげる支援を行っております。今後も市の独自施策ですか国の制度を活用して、滝川産の素材や地元商品の芽を積極的に引き出すなど、新たな滝川ブランド開発や商品発掘に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 そういうものと、もう一つ、そういう醸成、盛り上げるために市民に対して、結構市民はおいしいものを知っているのです。ですから、市民に対して滝川ブランドになり得るものを募集するわけです。これは、自薦でも他薦でもありとして、推薦されたものを認定審議会で審査して、認証を受けたところに対しては何か差し上げるというようなことをやりながら、大々的に市の運動としてやっていくともっと効果があるのではないかなど私は考えております。ぜひ検討していただきたいなと思います。

#### ◎4、中心市街地活性化

##### 1、栄町3—3地区のイベント広場の活用について

次に、栄町3—3地区の関係について伺いたいと思いますけれども、まず栄町3—3地区に予定されている公開空地というものがあります。この公開空地、まだ常任委員会でもこの使い方については説明はなかったのではないかと私は記憶しておりますけれども、公開空地のイベント広場と言ってはいけないのでしょうか、公開空地の機能にイベント広場機能を備えてみてはどうなのかという

ふうに思っているのですけれども、その考え方について伺いたいと思います。

○議長 三上議員、ただいまの質問の要旨の中に後段の部分。

○三上議員 済みません。

それと、もう一つ、三楽街にあるにぎわい広場、余り広いところではないのですけれども、その広場が結局今後どのようになるのだろうという心配されている方々も結構おります。これについて伺いたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 三上議員からのご質問にお答えしたいと思います。

栄町3—3地区再開発事業において整備される公開空地に関するご質問でございます。この公開空地は、事業参画者がそれぞれの所有する敷地において市民の皆さんのが自由に通行、利用できる公共的空間として開放されるものです。また、金融機関等においては北門信用金庫さんが1階のベルロード沿いに市民開放ギャラリーを整備される予定であると承知しております。公開空地は、第2期も含めた全体が完成しますと夜間でも安全に通行できる照明や国道側にはバスを待つ人のための屋根つきの通路、休憩のためのベンチなども設置されるということになっております。また、先ほど申し上げました金融機関等の市民開放ギャラリーは、市民が憩い、くつろげる場所として公開空地と一体となつた利用が期待されるところでございます。街なかを訪れた市民が滞留し、憩うことができる空間という本町地区のにぎわい広場の設置目的とにぎわい拠点として人々が交流し、憩うことができる空間の確保を目的とするこの公開空地の設置目的はほぼ同じだと考えています。栄町3—3地区再開発事業で生み出される新たなスペースが日常においては市民が自由に通行、休憩し、春、秋の滝川神社例大祭ですか、冬のたきかわランターンフェスティバル、あるいは折々の商店街のイベントなどといった催しなどに利用され、にぎわい広場にも増して多くの人々でにぎわうことが期待されます。

本町のにぎわい広場についてでございますが、平成17年に中心市街地活性化事業の一環として滝川商工会議所とも協調し、造成されました。設置後10年が経過し、これまでの利用状況、実績などを確認しておりますが、残念ながらイベント等による広場利用がこれ以上ふえるという状況ではなく、近年では駐輪場がわりとして使われるため、放置自転車が発生したり、ごみの投棄などの対応にも苦慮しております。周辺の商業環境の変化に伴い、にぎわい広場も設置当初と比べその使われ方が変化しております。至近の距離に同様の目的の公開空地の整備にめどがついた現在、新たな利活用策を検討する時期に来たのではないかと考えており、用途廃止も含め、そのあり方について関係諸団体と調整、協議を実施しているところでございます。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 それでは、今の説明ですと、にぎわい広場は利用が少ないので、今後は存続について検討していきたいと。3—3地区の公開空地については、必ずしもイベントで使えるということではないということですよね、これを確認したいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 あくまでも公開空地というのは本当に公共な空間という位置づけにはなっておりま

して、ただ目的がイベントだけのための設備とか、あるいはそういった構造を備えたということではなくて、人々がそこで、先ほどもベンチを置いたりとか、照明器具を夜でも安全にということの配慮ですとかなされているということで、幅広くもっと使えるという意味では、イベントに制限を加えるということではないですけれども、周りの環境との調和ということもありますので、ご存じのとおり中心市街地の中の、それも将来建つ金融機関棟と医療棟と2つに分かれておりますけれども、その中に生まれるという空間なので、一定の配慮は必要になるのではないかとは思いますが、ただ幅広く使っていただけるものと思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 どうなるのか私もちょっとわからないのですけれども、私は3—3地区も三楽街も一体だと思っているのです。ですから、当初の3—3地区の開発ということは何が目的だったかということ、にぎわいをつくって、そこに人を集めます。確かに金融機関、医療機関、人は集まります。だけれども、そういう楽しみがないとなかなか継続的なにぎわいづくりにはならないと私は思っております。その当時経済部長だった副市長、この件について伺いたいと思います。そもそも3—3地区の開発というのは、にぎわいづくりだったのではないかと思う。

○議長 副市長。

○副市長 三上議員の当時経済部長でないかというお話ですけれども、これをされたときには私は経済部にはいません。ただ、今ご質問にいろいろありましたけれども、三楽街と3—3地区一緒ではないかというお話でございましたけれども、私は10年もたつと時代が変わってくるというふうに考えています。ただ、そのところに三楽街のところのにぎわい広場がまさに必要だとすれば残ると思いますし、ただまちとしてそこに別な投資があって効果があるとすれば、そちらを選ぶべきだというふうに私は考えております。それは、その時代、時代によって利用の仕方は変わってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 もちろん副市長言われたとおり、にぎわい広場も必要、公開空地でもイベントをするスペースが必要、そういうことを言っているわけでないのです。どちらかあればいいのでしょうかけれども、次の質問に移りますけれども、公開空地というのはイベント機能を備えた空き地に、広場にすべきだと思っているのです。もちろんそれは金融機関の方のご協力、あるいは医療機関の方のご協力も必要だと思います。そういった中でステージなんかを設けて、なかなか発表の機会のない素人の方々の発表の場もできる、あるいは一昨日ワイン×ワインFestaみたいなこと、ああいうような店舗を出して販売してにぎわう、そういうことも可能だと思うのです。ですから、そういう広場が必要だというふうに考えていましたけれども、今の説明だとそういうことにはならないということなので、市長の見解伺いたいなと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまの三上議員のご質問でございますが、公開空地ということでございますので、ステージを備えてということはなかなか難しいのかもしれませんけれども、ステージのかわりに

なるトラックを持っている会社もございますので、そのようなものをお借りして、駐車場に置いてそれをステージとして活用できるということをあろうかと思ひますし、私が聞き及んでいる限りでは、私もある周辺をにぎわいづくりで3—3地区はやつていただきたいと思っております。北門信用金庫さんの金融棟ができ上がったときに、旧本店の土地がどうなるかと、あそこは解体されますので、そこにそのような広場ができる可能性もあるかもしれません。そしてまた、今現在ジョイの栄町が解体された大きな空き地が広がっております。その活用策についても今後皆様方と協議しながら考えていきたいと思っているわけでございまして、3—3地区にあるあそこの公開空地だけがにぎわいづくりではなくて、中心市街地全体、そして三楽街も含めた中でにぎわいづくりを考えていきたいと思っている次第でございます。そのような形で進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 三上議員。

○三上議員 市長の答弁で、3—3地区に限らず、ほかのところにその可能性を残すということで承っておきたいと思います。

## ◎5、公営住宅

### 1、市営住宅の空き家となったあとの環境維持について

それでは次に、市営住宅の空き家になった後の環境について伺いたいと思います。ここでは政策空き家も含めて、いろいろと近隣の方から私のところにも苦情の話があります。現状どのような対策をされているのか伺いたいと思います。

○議長 建設部長。

○建設部長 滝川市公営住宅ストック総合活用計画によりまして建てかえ計画を進めている状況にあり、現在では緑町団地の建てかえ及び東団地の用途廃止計画により、当該団地では募集停止を行っている状況であります。緑町団地及び東団地におきましては、現在の入居者が退去した後以降につきましては政策空き家として、その後解体まで空き家として市で管理しているところでございます。解体までの管理としましては、窓をコンパネで塞いで窓ガラスの破損防止を行うとともに、夏場の草刈りや冬場の除雪を実施しているところです。特に草刈りや除雪につきましては、空き家の増加に伴い管理範囲も広いことから、委託において作業を実施しています。また、草刈りや除雪は天候によって日常的に変化するため、委託管理だけでは対応し切れない部分もございます。そのような場合には、団地巡回とあわせて、入居者からの情報提供のご協力もいただきながら、個別に市の直営処理で対応しているところでございます。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 いろいろ対応していただいていると思うのですが、まだまだ物置とかに家電がそのまま放置されているということもありますので、もう一度点検してぜひよい環境づくりに努めていただきたいなと思います。

## ◎ 6、道路行政

### 1、市道の補修について

それでは、次の市道補修について伺いたいと思います。最近は工事が続いて、中心街のバリアフリー化がかなり進んできていると思います。しかしながら、その一方で市全域を見渡すと、市道の穴ぼこが結構目立つのです。この現状について、もちろんその財源がないのだよと言われればそれまでなのですが、市長に穴ぼこだらけの市道の現状について見解を伺いたいと思います。どのような感想をお持ちですか。

○議長 市長。

○市長 今建設部長のほうからいろいろと延長距離等々でお答えしようと思ったのですが、穴ぼこ状態をどうするのだということでの私の感想ということでございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

路盤改良が必要な路線もあります。さまざまあるところがあるわけでございます。簡易舗装しか終わっていないところ、全面的に舗装が終わっているところ、さまざまあるわけでございます。その中ににおいて、何としても社会資本整備交付金、非常に今少なくなっています、災害があったせいとかいろいろ、わかりませんが、国の予算の中でそのようなことに縛られています。それをいかに、いただいてきたものを道路のこぼこを直すかと、配分したいというふうにも考えておりますが、いかんせん交付金が非常に少なくなっているということでございますし、優先すべきものも多々あるわけでございます。その中で、なるべくは市民の皆さん方がでこぼこ道路で車が傷むとか、いろんなお話を直接私も伺っているわけでございまして、非常に申しわけないなと思う気持ちあるわけでございますが、そのような状況でございます。先ほど三上議員が金がないからと言われればそれまでだと言われましたけれども、まさにそういうふうにしか言いようがないような状況でございます。ぜひとも非常に私どももどかしい気持ちを持っているということをご理解いただいて、今後ともできる限りのこぼこ改良をしていきたいと考えておりますけれども、そのような考えのもとに進めるということです。ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 限られた財源の中で、単費で例えばオーバーレイ工事をするだとか、そういうことは難しいのでしょうかけれども、とはい優先順位を決めて計画的に進めいかないと前へ進まないと思うのです。それで、私たちは危険度だとか往来頻度だとか、そういうことで傷んでいる市道についてどこを優先するのかということが決まってくるのだと思いますけれども、今挙げた危険度、往来頻度、そのほかにどういったことが考慮されるのでしょうか。

○議長 建設部長。

○建設部長 市道の舗装補修につきましては、先ほど市長も述べましたけれども、社会資本交付金による事業と、それから単費で単独事業で整備するものとございます。交付金事業では、主要な道路幹線の舗装補修を実施するもので、道路ストック調査による路面性状調査をもとに劣化度合いを総合的に判断して策定しました滝川市主要幹線道路修繕計画によりまして、主に舗装切削後にオーバーレイ

による補修を行っております。また、単独事業で行っている舗装の穴ぼこ等の補修につきましては、安全確保を最優先にしており、発見次第すぐに補修を行うこととしております。また、生活道路で行っている単純な舗装のオーバーレイにつきましては、補修を必要とする箇所が市内に散在しております、整備したい路線は数多くありますが、限られた財源の中での整備であり、また舗装面の劣化とともに整備が必要となる路線が次々と発生してきたりすることですから、その選定には非常に苦慮しているところでもございます。このような中で、生活道路の舗装補修につきましては、補修に補修を重ねている箇所や補修箇所が連続している路線もあり、このような路線では結果としては補修に労力と費用が相応にかかってしまっているという現状もございます。

以上のようなことから、単独事業の市道補修では路線の整備順番に資する整備計画によるものではなく、危険性を最優先にして、補修方法の難易度、補修費用、利用状況等を総合的に判断した上で決定しているというところでございます。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 市民の皆さんには、社会資本整備のお金でやっているとか、市の単独経費でやっているだとかというのは全然わからないのです。なぜうちらの町内の道路あんなにでこぼこなのに、先にきれいな道路つくるのだよというような話がありますので、ぜひ巡回の段階にはそのようなことも含めて説明していただければいいかなと思います。

## ◎ 7、教育行政

### 1、親子給食調理施設について

最後になります。親子給食調理施設について伺いたいと思います。まず、今回新施設、西小学校でしたか、新施設に親子給食用の調理施設ができたと思うのですが、そこにはアレルギー給食に対応した施設もつくられておりますが、どのようなものになっているのか、まず伺っておきたいと思います。

○議長 教育部長。

○教育部長 新設されました共同調理場でございますけれども、平成27年4月には第三小学校で、今年度2学期から西小学校の共同調理場ということで、それぞれ両調理場とも、アレルギーといいますか、特別食専用のスペースを確保しております、そこにはIHヒーターですとか、作業台、シンク、消毒保管庫などを整備しております。

○議長 三上議員。

○三上議員 将来的にはその施設というのは各所に設置する考えなのでしょうか。

○議長 教育部長。

○教育部長 先ほどのご質問にもございましたけれども、江部乙地区は小中既にやっておりますけれども、そこは特別なスペースはないということでございます。共同調理場、計画では残りは東地区というところで、今のところはそこにもそういうスペースは設置するという予定は持ってございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 アレルギーに悩んでいるお子さんというのは、市内全域で何人いらっしゃるかわかりま

せん。ただ、これを各所にアレルギー対応施設を設けていくとなると、稼働しない日のほうが多くなってくるのではないかなど私は考えております。それで、市内に1カ所あれば十分対応できるのではないかと思いますけれども、部長はどのように考えておりますか。

○議長 教育部長。

○教育部長 アレルギー給食なのですけれども、多種多様なアレルギーということで、その対応も多岐にわたるということです。しかも、命にかかわるというような大事なことでございます。ですから、マニュアルの整備ですとか、個別プランというものもありますけれども、何よりも安心、安全な給食、これを子供たちに提供していくためには、専任の栄養士ですとか専任の調理員、これの確保が必要だと考えております。ですから、そういう中で各共同調理場ばらばらにというような考え方でありますけれども、今議員がご指摘のように1カ所で集中してやるというのも一つの方法だと思います。その時々の子供の人数ですか、アレルギーの対応、それらを見ながら、これは慎重に段階的に検討していかなければならないなど、そんな感じで思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 わかりますけれども、そこに栄養士さん、それから運搬される方、いろんな方がかかわって、各所にあると無駄ができます。その辺これから検討されたほうがいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、最後になりますけれども、親子給食、東小への設置についての質問だったのですが、木下議員が先ほど言われたとおり、まだいつ開設できるのか未定だということなのですけれども、議長、ここ観点を変えてちょっと質問させていただきたいのですが、財源がないからできないというふうに言われております、教育委員会としては。ただ、それは施設計画で盛り込まれている計画だったわけです。財源のいろんな状況があってできなかつたのだと思います。だけれども、市長、これは計画に盛り込まれている、ましてや子供たちのことですし、学校教育のことですので、優先的に財源の措置を予算措置すべきだと思うのですけれども、市長、どのように考えておりますか。

○議長 市長。

○市長 先ほど教育委員会のほうからお答えしましたとおり、文科省のほうの補助金が非常に削減されているということで、非常にその辺を憂慮しているところでございます。そして、先ほどもお答えしましたが、今後の5カ年の計画の中で考えていきたいというお話をさせていただきました。大規模改修とともにやるほうが、少しでもかかる経費を抑えていきたいということも踏まえて考えている次第でございます。しかしながら、単独費がどれだけかかるかということも検討しながら、皆様のご期待も高いというふうに思いますので、優先的には難しいかもしれません、5カ年計画をつくる中において親子給食が早期にできるものかどうかというのは検討はさせていただきたいと思います。しかしながら、なかなか難しい問題である。そして、予算が厳しい中でございますので、難しい問題でありますけれども、先ほども木下議員にもしばらくかかりますよというお話をさせていただいたとおり、いつかということはまだ言えません。ただ、検討はさせていただきたいと思いますので、その点でご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 市長、理事者が、職員の皆さんが難しいと言うのはわかります。市長は簡単ですよ、市長の決意次第ですから。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 2時15分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員



## 平成28年第3回滝川市議会定例会（第14日目）

平成28年 9月14日（水）

午前 9時59分 開議

午後 2時29分 延会

### ○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

### ○出席議員（18名）

1番	三上 裕久 君	2番	堀 重雄 君
3番	館内 孝夫 君	4番	清水 雅人 君
5番	山本 正信 君	6番	安樂 良幸 君
7番	本間 保昭 君	8番	田村 勇 君
9番	井上 正雄 君	10番	水口 典一 君
11番	小野 保之 君	12番	渡邊 龍之 君
13番	木下 八重子 君	14番	山口 清悦 君
15番	柴田 文男 君	16番	荒木 文一 君
17番	関藤 龍也 君	18番	東元 勝己 君

### ○欠席議員（0名）

### ○説明員

市長	前田 康吉 君	副市長	千田 史朗 君
教育長	山崎 猛 君	会計管理者	若山 重樹 君
総務部長	中島 純一 君	総務部次長	高橋 一美 君
市民生活部長	館 敏弘 君	市民生活部次長	石川 雅敏 君
保健福祉部長	国嶋 隆雄 君	産業振興部長	中川 啓一 君
産業振興部次長	長瀬 文敬 君	建設部長	高瀬 慎二郎 君
市立病院事務部長	田湯 宏昌 君	市立病院事務部次長	椿 真人 君
教育部長	田中 嘉樹 君	教育部指導参事	小野 裕 君
監査事務局長	加藤 孝昭 君	総務課長	鎌田 清孝 君
企画課長	深村 栄司 君	財政課長	堀之内 孝則 君

### ○本会議事務従事者

事務局長 竹谷 和徳 君 書記 菊田 健二 君

書

記 平 川 泰 之 君

書

記 村 井 理 君

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、山本議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

なお、この場合5名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位6番目の方からの質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意を願います。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、新政会の本間保昭ですけれども、1件1項目1要旨のみとなっておりますけれども、質問させていただきたいと思います。

◎1、社会教育

1、社会教育施設の複合化と市街地活性化について

まず、件名につきまして社会教育となっておりますけれども、実はそれだけではなくて、まちづくりにもかかわるということになろうかというふうに思います。項目名として社会教育施設の複合化と市街地活性化についてとしております。これは、文化芸術と市民活動を中心とするまちづくりを具体的に検討をスタートすることになればと願っている、そういう意味を込めた質問になりますので、よろしくお願ひいたします。

内容に入ります。老朽化が進み、耐震化を含めた改築もしくは大規模改修の必要に迫られている文化センターは、ボイラーを初め設備関係がいつ使用不能となっても不思議ではない状況にあります。また、美術自然史館も今後多額の改修費用を要することは明らかであります。音楽公民館、郷土館、陶芸センター、新町書庫、こども科学館などの施設についても、現状のままにはできないと思います。

そして、スマイルビルのエレベーター問題で新年度からやむを得ず休止を決断した場合、たきかわホールの機能は今後どうするのか、そして既に廃止した総合福祉センターの機能は十分に補完されているのかなどの問題も解決していく必要があるのではないかと思います。それぞれの施設を改築、もしくは改修したとしても、多額の費用を要することは言うまでもありません。また、それぞれの独立した施設に多額の運営費を要しています。建設費及び運営費は、より効率的でなければなりません。

ここで若干私のほうで試算をさせていただいた金額について申し上げますけれども、多分大規模改修を中心として、使用する継続する機能、継続しない機能を自分なりにこれはこうだろうというふうなことも含めて、主に大規模改修としてもこれを現地で改修したとしても18億円とか20億円とか、さらにもうちょっと力を入れるとしたらまだまだお金がかかるのかもしれないなというふうには考えられます。そして、運営費については、収入を引かないで1億6,000万円程度、収入を引いても1億2,500万円は上回るのではないかというふうな試算をしてみたところでございます。

あと、8月7日に開催しました文化ゾーン活性化とその検証を目的としたイベント、カルチャーマーケットにおいては、各施設が大変離れた場所にあることにより、一体感、または相乗効果を図ることが困難であるということと、周辺への波及効果が限定的である印象、これは私の主観でありますけれども、強く持ったところでございます。

これまで申し上げました要素を総合的に勘案して、継続すべきと判断されるものの機能を複合化して新設するということが実は有効なのではないかというふうに考えております。さらには、その複合施設を現状の場所にこだわるのではなく、市街地に立地させるべきと考えております。そして、これまで申し上げました社会教育施設のみならず、市長が推進しようとされている女性活躍センター、そしてまち・ひと・しごと創生総合戦略の中にもうたわれておりますCCRCとの連携です。これは、CCRCの要するに文化的部分も含めたボランティア的活動の拠点ということにもなろうかと思いますし、例えば大学のサテライトキャンパスを置いてみるというのも方法論としてはあるのではないかというふうに考えています。

そしてまた、リブランとか国際交流協会、観光協会、また今仮住まいというか、借りてやっております「く・る・る」、それからまた子育て支援施設などの機能の付加はいかがなものでしょうか。それから、きのう三上議員のほうからいろいろ質問があったと思いますけれども、イベントスペースの設置、そしてイベント等を行う際に市民組織、協議体をつくって例えば毎週行うとか、そうしたものを整えながらイベントスペースを置く。そして、食と農という観点で、これもまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でうたわれておりますけれども、マルシェだとか、レストランだとか、そうしたものを併設するということなど、日常的なにぎわいを意識した複合施設とすることにより、その他の場所、隣接する場所への店舗の出店や地価の上昇など周辺への波及効果につながり、さらには市外からの集客施設として発展するものにしてはいかがでしょうか。

あと、市街地といいましても新設する場所については、多分皆さん想像してみると幾つかの候補地が思い浮かべられるというふうに思いますけれども、多分今後いろんな状況の変化もあるのではないかというふうに思いますので、そうした変化も見据えながら選定をしていくにしても、このような複合施設を市街地に設置する準備を進めていくべきというふうに思います。そして、府内の検討組織を早急に準備してはいかがかというふうにも考えます。このことは、私学生時代といいますか、昔のことを思い出して言うのもおかしいのですけれども、大変滝川のまちの市民というのは滝川のまちに誇りを持って、そして活力あふれる活動をされて、経済活動も含めてされていたのだろうというふうに思います。そうしたものを取り戻す、全てではないにしても、そのきっかけとなるようなものにしていくということが大事なのではないかと考えておりますけれども、お考えをお伺いいたします。

○議長 本間議員の質問に対する答弁を求める。教育部長。

○教育部長 ただいま施設整備のあり方、またはまちづくりのあり方ということでご提言も含めたご質問をいただいたと思っております。

特に芸術文化施設というお話をありましたので、私のほうからお答えをさせていただきますけれども、主に文化ゾーンに整備されております社会教育施設、現在抱えております課題や解決すべき課題、これらについては今ご質問がありましたとおり、複合化、集約化の視点ということは、これはまさに本間議員のお考えのとおりだというふうに思っております。現在教育委員会におきましては、今の文化ゾーンが担っている役割、機能を検証した上で、将来にわたり必要な機能、残すべき機能、それらを選別しまして、その持ち方、残し方について検討を進めているところでございます。この滝川においてどのような形がいいのか、そういうことを先進事例なども勉強させていただきながら、市長部局と十分に連携を図りながら、今ありました女性活躍センターなどの他の施策、また公共施設のマネジメントの方針、あるいは他のさまざまな計画との整合、それら含めまして将来のまちづくりを見据えまして、さまざまなセクションにまたがりますので、市全体でしっかりと議論、熟考してまいりたいという考え方でございます。

具体的なご提言をいただきましたけれども、なかなか明確に踏み込んだご回答できなくて申しわけありませんけれども、そんなことでよろしくお願ひいたします。

○議長 本間議員。

○本間議員 続いて、再質問ですけれども、できれば市長部局にお答えをいただけたらというふうに思いますけれども、このことは実は市街地に設置すると国交省とか経産省の関係の補助金なども期待できるという関係もあるかというふうに思いますし、可能性は広がるというふうにも思います。今田中部長から横断的な検討をしていきたいというご回答をいただきましたけれども、実際に府内組織の設置に対して早急に行うお考えがあるのかということと、先ほどの補助金の関係のことにつきましてご回答いただけたらというふうに思います。

○議長 市長。

○市長 ただいま本間議員の再質問で市長部局と言われましたので、私のほうからご回答をさせていただきたいと思います。

先ほど田中教育部長がお答えしたとおり、本間議員のご質問はご提案というふうに私どもも受けとめさせていただきたいと思う次第でございます。文化ゾーンの見直しを現在進めている中、コンパクトなまちづくりという観点から見ると大変重要なご提言だろうというふうに思う次第でございます。その中で、中心市街地の活性化、昨日は三上議員のほうから3—3地区に絡んだ中でご回答いただきました。その中で、にぎわい広場等々のお話もあったわけでございます。そのような市民が何を求めているのかということ、そして市民がどう利用されて、どう喜ばれるのかという観点が、そしてコンパクトなまちづくりという、その全ての観点、そして財政状況、それがこれからの課題であろうかというふうに思っております。

その中で、今ほど補助金等々のお話もございました。中心市街地活性化を今までやっておりまして、その補助金等の関連もございます。さまざまな補助金等もこれから視野に入れながら、そのような

ものに着手できるかどうかということも検討の課題であろうかというふうに思う次第でもございますし、そしてまた中心市街地といいましても幅広い、また駅前といつても大きな地域でございます。他人が所有しているものに対して勝手にこちらが絵を描くわけにはいきませんので、そのことを踏まえながらいろいろと検討させていただければと思う次第でございます。

専門の所掌する課とそういう機関をつくるべきでないかというご提言は、ご提案として受けとめさせていただきまして、今後の課題として府内で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○本間議員 終わります。よろしくお願ひいたします。

○議 長 以上をもちまして本間議員の質問を終了いたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 おはようございます。議長にお許しをいただきましたので、会派清新、柴田でございます。以下通告に従って質問を行ってまいりたいと思いますが、冒頭、8月の一連の台風によりまして日本全国、特に北海道内でも多くの被害が生じました。亡くなられた皆さんに謹んで哀悼の意を表したいと思いますし、被災された住民の皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。

## ◎1、防災対策

### 1、台風9号に対する危機管理の在り方について

さて、質問の第1点目の防災対策についてお伺いをいたします。台風9号に対する危機管理の在り方についてまず質問を行いたいと思います。この台風による豪雨は、滝川市においても降り始めからの雨量が180ミリを超えるなど、特に石狩川最上流部の支流などでの雨量が多く、美瑛町などで氾濫危険水位を超えるなど、石狩川の危険性が大きく全国的にも注目されるに至った次第であります。8月23日午後には、深川市納内で石狩川が氾濫し、農地に大きな被害を与えることになりました。実はこの日、前田市長は東京での防衛省関連の行事、陳情等をキャンセルされ、危機管理を優先されました。このことは、当然とはいえ、極めて適切な判断であったと敬意を表したいと思います。ただ、その一方で、一部災害対応が続いている最中の24日の朝、災害対策本部を解散することを決められたようあります。今回のこのご判断は、どのような意思形成過程を経て決定されたのかについてお伺いをしておきたいと思います。

○議 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 柴田議員の災害対策本部の解散に至る意思形成過程についてのご質問に対して答弁をさせていただきます。

8月19日から影響が出ました台風の関係では、8月20日に大雨、洪水警報の発令を受けまして、タイムラインをレベルツーに移行し、今後の台風の影響による被害を予測し、同日16時に災害対策本部を設置したところでございます。その後大雨や洪水の警報の発令、解除を繰り返し、災害対策本部では道路パトロール、避難所の開設など災害対応を行ったところでございます。23日の朝には台風9号は網走付近まで北上したことから、札幌管区気象台では今後は滝川市において台風による警報発令の見込みはなく、また札幌開発建設部では空知川の水位が上がってはいるものの、滝川市まで影

響はないとの判断がなされ、昼ごろには水位が下がるとの予測を受けまして、23日の朝、災害対策本部会議を開き、本部設置基準はクリアされる見込みから、解散の条件が整った旨の報告が行われたところでございますが、その時点ではタイムラインが解除されていなかったこと、あるいは河川の上流域の状況等を注視するべきとの結論に至り、引き続き本部については現状維持とすることと決定をし、状況の変化が生じた際は即時対応できる体制を堅持したところでございます。

その後石狩川で水位が上昇してきたことから、23日16時30分に災害対策本部を開催し、状況報告とともに、今後についての協議を行い、札幌開発建設部で水位が下がると予測された翌朝まで状況を見ることとしたところでございます。水位は、23日夜中から降下し、翌24日明け方には安全な水位となったため、滝川市、札幌管区気象台、札幌開発建設部の3者による協議の上、タイムラインを解除したところでございます。また、災害対策本部では、市内で予想される災害の危険が解消されたことから、今後の災害対応の取り扱いについては引き続き役割を担っています防災危機対策室、建設部等の各所管で対応していくことを確認し、24日8時30分に災害対策本部の解散を決定したという経過でございます。

以上です。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 未曾有の災害の際にはどのようなことが起こるかわかりませんので、安全を第一に対応しなければいけない、これは当然のことであります。どのような過程を経て災害対策本部の解散を決定したかという部分については、よくわかりました。

ただ、実際に石狩川の水位は23日の間は一日の間は上昇していたわけです。今の説明でも24日の明け方には水位が下がって、安全な水位になったということなのです。問題は、その前日にも、タイムラインに参加されているであろう開発建設部のほうは石狩川の水位は今後下がるという報告がなされたように聞いております。しかしながら、実際石狩川の水位は上昇したということでありますので、私は本部解散の決定が24日の朝であったことについては異存はないのですが、問題は現場での対応は怠りなく行われていたのか、この点が非常に重要だと思うのです。そのことについて確認をさせていただきたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 災害対策本部会議の中で、施設部、主に建設部ということになりますが、施設部からは今後の水位上昇が見込まれる旨の想定と樋門管理及び排水ポンプ稼働計画等を巡回パトロールによりリアルタイムに調整をし続けることが報告され、統括部、これ総務部関係が中心でございますが、統括部におきましても引き続き気象情報、河川の水位情報等の収集に努め、状況の変化に即応できるよう準備をしていたところでございます。今後も災害対応に当たりましては情報の収集、さらに分析を的確に行い、現場対応が遺漏なく行えるよう、このたびの災害対応の貴重な経験も含め、引き続き研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 最後に、1つだけ市長のお考えお聞きしておきたいと思います。

今回タイムライン、実際の災害の危険が高まっている状況の中でこのタイムラインがなされたのは、初のことだと思います。今回から学んだことも相当数あると思うのですが、今後に向けて市長として災害対策の本部長として今後の取り組み等についてもしお考えがあれば、お尋ねしておきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 柴田議員の再質問にお答えをさせていただきますが、今回のタイムライン、8月6日に試行版ができ上がってすぐということでございました。しかしながら、その試行版ができるまでの間に警察、消防、自衛隊等々さまざまな方々と連携をしながらつくり上げたということで、お互い顔の見える関係ができたということで、非常に有効なタイムラインの運用になったのではなかろうかと、そのように思っています。しかしながら、今ご質問にもございましたとおり、実際となりますとさまざまな問題も提起されたわけでございますので、それらを試行版の中でさらにもっと熟度を高めるべく、今回の反省材料を生かしながら、さらなるタイムラインの運用に心がけてまいりたいと、そのように思っている次第でございます。今回、先ほどのお話の中では23日の日の札建のほうの情報というのがございました。私としては、本部長という立場でその情報だけでは足りないという判断のもとに翌日まで延ばしたことござります。さまざまな情報を取り入れながら判断をしなければならない立場であるというのを自覚したタイムラインの運用でなかつたかと思いますので、今後タイムラインにかかわった、そして多くの市民の皆様方にも協力をいただきながら行なっていくかなければいけないというふうに強く感じております。

以上です。

○議長 柴田議員。

## ◎2、中心市街地の再開発

### 1、民間投資の促進に向けた基本的考え方について

○柴田議員 次の質問に移りたいと思います。中心市街地の再開発について、民間投資促進に向けた基本的な考え方についてお伺いをしたいと思います。栄町3—3地区開発が関係者の本当にたゆみないご努力によりまして、大きな期待の中順調な進展がなされていることに私も民間開発を目指してこの事業に取り組んだ一人として本当に喜びを禁じ得ないところであります。

しかしながら、これで中心市街地の再開発が一見落着となるとは思っておりません。3—3地区を初めとする栄町本町地区は、建物の老朽化が進み、先ほど本間議員も社会教育施設の関係でお話をされておりましたが、実はこれは民間の建物も相当老朽化してきている。このままでは第2、第3の金市館が出るかわからないと、このような状況で老朽化が進んでおります。そしてまた、これまで果たしてきた都市機能、これも失われつつあるのが現状であります。この中心市街地に新しい息吹を吹き込むとともに、新たな市街地として生まれ変わる必要性があると考えております。そのためには、今の行政、滝川市の財政等ではこれら再開発に取り組むだけの力が足りない。これを後押しする上ではやはり民間投資が必要になってくると私は考えております。市としても、新たな政策的枠組みを構築する必要があると考えておりますが、市としての基本的な考え方についてお伺いをしておきたいと思

います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 民間投資の促進に向けた基本的な考え方というご質問でございますが、滝川市において市街地に老朽化した建築物や遊休地が点在し、再開発が必要と思われる街区があるということはご指摘のとおりでございます。地区、建物の位置や権利関係など、それぞれの事情というのは異なりますが、人口減の抑制、防災、町並み、景観の維持、都市の継続的な発展などの観点から、市街地の更新は非常に重要なことではありますが、地権者を中心とした再開発の機運づくりには多くの時間を要するものであり、行政が一方的に進められるものではないことから、今後とも積極的に情報を収集し、適宜適切な支援を図ってまいりたいと考えております。

その上において、例えば現在市が取り組んでいる公共施設の削減、統合といったストックマネジメントの方向性でございますが、民間との複合化といった視点を加える、いわば複眼的な考え方も可能ではないかと思われますし、また再開発によっては補助金の導入によって支援するといった状況に応じた手法も考えられます。また、地権者、事業者の事業の熟度、進捗状況によっては、今回のような国の交付金を活用する形の補助金交付ではスピード感や状況の変化に対応する柔軟性が損なわれる可能性がある場合、あるいは老朽化した建物を放置することによって市民に危険が及ぶような場合は、市議会にお諮りし、財源の許す範囲内において滝川市単独での補助金支出ですとか、あるいは公有地の提供、処分といった手法を講じるといった判断が必要になるかもしれません。第2、第3の再開発がすぐ動き出すという状況ではありませんが、栄町3—3地区開発が目に見える状況となってきた現在、次につなげていくことが重要だと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力をいただきたいと思います。お願い申し上げます。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 都市機能という点では、言葉ではインバウンドだとか、いろんな言葉が發せられるわけですが、それではそれを本当にこの滝川市で受け入れが可能なのかどうなのかということになると、私は首をかしげるところがございます。そういう点で今の質問をしたわけですが、確かに一足飛びに民間投資を後押しするような政策を打ち出すことは、これはなかなか難しいことだと思います。例えば先ほど答弁あったような公共、民間の複合施設の整備といった場合や複数の再開発、今の3—3地区と、さらにはまたほかの再開発事業も並行していくような状況を考えた場合に、現状の市の体制というもので果たしてよいのかという疑問を私は持っております。そのことについて市の考え方についてお考えを伺っておきたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 柴田議員の再質問、組織体制の問題だと思いますが、地権者を初め、民間事業者による市街地の再開発を誘導し、街なかを再生していくためには、現在都市計画部門と経済産業振興部門、あるいは建築部門がそれぞれの役割分担のもとに対応しているところでございますが、行政機能として民間開発の事業化の提案を受けとめられる体制、受け皿というものは必要だというふうに認識しております。そういう専門性を有した職員の配置というのも時と場合によっては必要ではないかというふうな考えを持っております。

以上です。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 最後に市長にお尋ねします。

先ほど本間議員も実は同じ質問をしたのです。そういういた古いものを再構築していくための専門の部署というものが私は必要性が高まってきているのではないかなど。例えば先ほどの本間議員の提案も、私は民間投資という部分でお話をさせていただきましたけれども、街なかにぎわいを取り戻すという、これは市長の、逆に言えば市長が市長になったのはそのためだったのだと私は承知しております。そういういた意味で私は、今の本間議員の提案、そして私が申し上げた専門性ある組織の部分、この点について私からも市長のお考えもう一度お尋ねしておきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいま柴田議員から非常に熱く語られた再質問をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの本間議員にもお答えさせていただきましたけれども、今おっしゃるとおり、私もまちのにぎわいを取り戻したいと、その思いは同じでございますし、かつてのにぎわいを目の当たりにしていた一人として、もう一度あのにぎわいを取り戻したいという思いは人一倍強く持っているというつもりでもございます。そのため、2期目の公約でも物産振興館等々を駅周辺とか街なかに誘致したいなという公約も掲げさせていただきました。専門の部署等々のお話がございました。例えば私の今の考え方といたしましては、CCRCもこれからまち・ひと・しごと創生の中で進める中、高齢者のためのそういう施設、例えば有料のマンションが欲しいなといったときに、どのような場所に建てるかわかりませんが、建てる。その下に公共的なものを持っていくとなりますと、駅周辺整備室、都市計画、そして保健福祉部等々が関連するわけでございます。現在の連携の中で十分できる部分はあるかというと、なかなか難しい問題があろうかと思いますので、今後その問題を解決するような部署をつくるべく、これから府内で鋭意努力して検討して、そのような部署をつくるべく考えたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○柴田議員 終わります。

○議長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

山本議員の発言を許します。山本議員。

○山本議員 会派みどりの山本でございます。議長のお許しをいただきましたので、私は農業行政に絞ってご質問させていただきたいと思います。

## ◎1、農業行政

1、樹園地振興対策について

2、離農防止対策について

今回の8月の一連の台風で全道的には非常に大きな被害が出たわけでありますけれども、おかげさまで滝川市内は軽微な被害で済んでございますけれども、そんな意味も込めながら、滝川の農業振興

に関連した質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目に項目として樹園地振興対策ということでございますけれども、江部乙の果樹園の問題でございます。今回江部乙地区は「日本で最も美しい村」連合の加盟をさせていただいたわけでありますけれども、その加盟要件の中でナタネの景観と、そして防風林に囲まれた果樹園ということ、リンゴ園であります。今の現状を皆さんもご存じかと思いますけれども、滝川市内の特に江部乙の果樹園につきましては、高齢化等で年々、次に若い人に世代交代ができればいいのですけれども、リタイアされるといきなり樹園地が廃耕になり、畠に変わっている現状が見えます。

そんな中で、現在数少なく残っている果樹園農家の方々が非常に高齢化の中で設備投資等もままならぬ現状にあるかと思います。そんな中で過去には苗木の助成等も市でやっていただいた経過もございますけれども、ここでその加盟要件の一つであります特に江部乙の樹園地、果樹園を残すためにも、滝川市として何らかの方策ができないのかなと。特に江部乙枠で予算をつけないと、5年後の再認定もままならぬ状況が先にもう3年後に見えてございますので、とりあえず現状維持を図るだけでも、例えば元気な農業づくりの補助金の一定額を果樹振興のために充てられないのかお伺いをしておきたいと思います。

○議長 山本議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 果樹振興対策に対するご質問でございますが、山本議員ご指摘のとおり、本市の樹園地につきましては近年果樹農家の高齢化などにより戸数、面積とも減少しております。現在果樹農家が使用する農業用機械の更新には経営体育成支援事業などの国の補助金の活用が可能ですが、成果目標の水準が高いことなどの理由により、なかなか活用できない場合が多くなっております。その場合、例えば防除機、スピードスプレーヤーという大きな機械がございますが、中空知農業共済組合の貸付事業を活用し、導入しているという事例があると聞いております。

本市における果樹振興対策としては、議員おっしゃっておりました元気な農業づくり補助金のメニューに平成25年度から樹園地維持のための事業を追加しまして、リンゴの苗木の購入ですとか、果樹の剪定した枝を破碎するための破碎機の購入に対する助成というのを行ってまいっております。現在のところ今申し上げたメニュー以外の農業機械に対する助成というのではないのですが、今後におきましてもまずは国の補助事業や関係機関の事業などの活用を検討していただきながら、果樹農家、団体の皆さんからの要望ですか、この補助金、元気な農業づくり補助金の予算の状況などを見据えまして、果樹農家の皆さんにとって使いやすい補助金のメニューとなるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 山本議員。

○山本議員 果樹振興に関しましては、過去に果樹園に対して新規就農がなかなか難しいという、過去の議会質問でもご答弁をいただいておりますけれども、今現実に残っている方が当面残ってくれて、きっちり所得を上げていただくと、そこに居抜きで次の人が入れる体制を組む必要もここに出てくるのではないかなと思います。そんな意味も含めて、今の現状の予算の中では使われている予算の中でそういった部分は非常に不足するかと思うのですけれども、先ほど部長がおっしゃったとおり、国

事業を活用するときには非常に枠厳しゅうございまして、若い後継者とか、いろんな要件見ますと今の江部乙、滝川市内でいくとその要件を満たす人って非常に少ないというか、いない現状にあろうかと思うのですけれども、そこを残れるような部分で当面この3年ぐらいを重点的にやっていただくということありますので、今農業共済組合の貸与の話も出たのですけれども、例えばその貸与金額の補助なんていうのは可能なのか、金額の一部を補助するということは市として可能なのかどうかだけ1点お伺いしておきたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 貸与、リース事業に対するリース料金の補助だというふうに思いますが、実態として数件の事例があることだけしか、まだ十分情報を得ておりませんので、果樹農家の皆さん農業機械の購入の実態、どの程度の間隔でそういった機械が必要になるのか、果たして先ほど申し上げました防除機というのがどの程度まだ要望として需要があるのか、要望需要があるのか、そういったことも情報を得まして、どういった支援のあり方、機械購入代の方法がいいのか、あるいは既存施策の活用の中でそういったリース料金の一部補助がいいのか、そういったことも含めてもう少し時間をかけて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 山本議員。

○山本議員 今回の果樹園問題に対しましては、江部乙の果樹園、特にリンゴ園がなくなるのは非常に大きな問題でありますので、今後の取り組みを期待しておきたいと思います。

それでは、2番目、離農防止対策ということで質問させていただきたいと思います。今現在、ご存じかと思うのですけれども、滝川の平均面積が10ヘクタールを超えるような状況の中で、農家戸数も400戸を切っていく状況でございます。近年の農業政策の流れの中で規模拡大をしなさいということで、滝川市内の農業、特に規模拡大型が非常に多くございます。集約のハウス園芸だとかいろんな部分をやっている方はいらっしゃるのですけれども、大半の方が規模拡大ということでございます。

特にそんな状況が続いているわけでありますけれども、ここに質問の中にも書いてございますけれども、若い後継者の中で青年給付金等の国、道、市町村のいろんな担い手確保の中で新規就農を促進しているわけでありますけれども、市内で高齢化や何かで、それとまた農産物の価格の低迷の中での無計画などといいますか、過剰な設備投資等々により、規模拡大も含めてございますけれども、余裕を持って農業経営をリタイアされるならいいのですけれども、無計画な部分があつて離農される方も後を絶たないというか、散見される状況にございます。現実的に滝川市内の農家の方も、外見から見ますと非常に規模拡大で華々しく見えるかもしれませんけれども、内情は非常に厳しいものがございます。そんな中で今一番大きな問題というのは、いろんな国の政策が日々目まぐるしく変わるのであります。そんな中で自分の農業経営のあり方と、そして国の政策の部分がどうやっていけばいいのか、農業経営の営農計画の部分がきちんと成り立っていない農家の方が散見されるわけであります。そんな中できちんと営農ができるで、結果的に資金がショートして離農になっていくという方もいらっしゃるわけであります。

そんなことで、これは農業者に対していろんな形で情報発信が不足で、今の厳しい農業情勢の中ではきっちり勉強して経営戦略を立てていかないと非常にだめな状況、どの産業でもそんな状況であります。

ますけれども、特に今の農業というのはそんな制度が非常に目まぐるしく変わっておりますので、この部分で一人でも、滝川の農業は基幹産業と言われておりますので、一人でも農業の離農者を出さない、そんな政策が必要かと思います。

そんな意味で農協との連携が必要かと思われるわけでありますけれども、農協も実際に農家の財布の中身を見て営農指導しているわけでありますけれども、農協だけでは、農協は広域合併でありますので、滝川市の農協という内容がちょっと薄い部分がありますので、滝川市の市民の農家に対しての指導がおろそかになる部分もないとは言えない部分もございます。そんな意味で、農協の担当者、そして市と連携しながら、これ以上農家戸数を減らすということは決して滝川の経済にプラスにならない。私は昔からそう思っております。

例えばその昔1,000戸いる農家の人が今400戸になっているけれども、600戸の方が滝川市内に住んでいてくれればいいのですけれども、滝川市内に当然大半の方は住まわれていないわけであります。ということは、滝川の人口が如実に減っていく現象の一つにつながるかと思いますので、今後とも滝川市の農家戸数が減らないことが滝川経済を守ることの一助になるかと思うのでございまして、今後の取り扱い、方策等をお伺いしておきたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 離農防止対策についてのご質問でございます。離農の理由の多くというのは、通常後継者がいない農家が高齢のために営農が続けられなくなったというふうに認識しているところでございますが、一方山本議員のご指摘のとおり、農業を取り巻くさまざまな情勢変化、環境変化によって本市においても農業経営の環境というのは非常に厳しい状況にあるというふうな認識を持っております。このことから、市、JAにおいては農業経営の安定化を図るため、国の経営所得安定対策の着実な実施を図っているところです。

農業経営に対する指導体制としては、JAによる日常の営農指導のほか、市では認定農業者に対して国の新たな農業経営指標による自己チェックとして各農業者と面談しながら、経営管理や財務などの6分野にわたる項目を分析し、経営改善に向けた助言を行っているところでございます。これら市やJAの指導以外にも、経営等に関する相談事業として株式会社日本政策金融公庫では資金や経営に関しまして税理士等からアドバイスを受けることができる定期相談窓口を開設しているほか、JAグループ北海道では担い手農業者の経営課題解決のための専門コンサルタントを現地に派遣し、無料で対面相談を行う農業経営コンサルタント事業を実施しております。今後もこれら関係機関による施策、事業を始めとした経営改善に資するよう、さまざまな情報の収集や提供に努めて農業者の皆さんのが希望に沿った相談を受けられるよう、JAを始め関係機関と連携して支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長 山本議員。

○山本議員 ただいまのご答弁でいろいろとやっています、やっているということでありますけれども、現実問題として私の認識ではその情報が理解できていない農業者の方がかなりいらっしゃる。理解されている方はほっておいても大丈夫なわけでありますけれども、ごく一部でありますけれども、

心配な方が情報をきっちり把握していらっしゃらないのが散見されます。そんな意味で、いま一つ何らかの形で小まめに市独自で認定農業者を対象にした講習会をもう少し多く開催する予定は今後あるかどうかだけ1点お伺いしておきたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 個々の農業者によっては、理解の度合いといいますか、温度差があるというか、興味の持ち方によってさまざまあるとは思うのですが、認定農業者を中心としたというお話をございました。滝川市のほうでは認定農業者協議会という協議会がございまして、そちらの事務局のほうも担っておりますので、年1回必ず研修会というのを冬のシーズンに行っておりますので、そういったところで理解の差がないように、そのとき、そのときに必要な制度の説明とか、国の動き、そういったものをその講習会、研修会の中で取り入れていくようなことを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 山本議員。

○山本議員 それでは、今後農業者が一人も減らないような政策の実現のために頑張っていただくことをお願いし、質問を閉じます。ありがとうございます。

○議長 以上をもちまして山本議員の質問を終了いたします。

東元議員の発言を許します。東元議員。

○東元議員 会派清新の東元です。通告に従いまして、3件質問させていただきます。

## ◎1、防災対策

### 1、タイムラインの地域連携について

まず、第1点目、タイムラインについてなのですが、これは先ほど同僚議員の柴田議員の質問、ご答弁と一部かぶる点があるかと思いますが、あえてご質問させていただきます。

当市で8月に策定されましたタイムラインは試行版ということでございますので、今回道内を襲いました台風を教訓として、今後実際の災害時に運用しながら必要に応じてタイムラインの内容の改定や見直しを行っていくことが重要かと思います。9月11日付の北海道新聞にこのタイムラインの件が記載されておりまして、8月末時点で全国の対象730市町村のうち589市町村でこのタイムラインが策定されています。1年前には216市町村だということでございますので、約3倍にふえているということです。道内でも日高の平取町を初め、対象82市町村のうち策定済みは当市も含めて43市町村になると北海道新聞では掲載されておりました。

近年道内でも記録的豪雨に見舞われるケースがふえているにもかかわらず、堤防などは過去の降水量に基づいて整備されたままで、河川の治水能力が現状に追いついていないことが背景にあると思います。災害が発生して、想定外だったでは済まされませんので、今回の災害を踏まえて、石狩川、空知川流域の自治体との連携や使いこなせるタイムラインの策定に向けて市の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 東元議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 答弁をさせていただきます。

滝川地区タイムラインにつきましては、全道で初めての取り組みといたしまして、関係機関36団体が集まり、昨年10月から検討を進め、本年8月3日に試行版が完成したところでございます。そして、8月16日からの台風、大雨の対応で初めてその運用を図ってきたところでございます。

ご質問にあります石狩川、空知川流域自治体との連携についてでございますが、タイムライン検討会におきまして、滝川市を除く中空知4市5町にもオブザーバーとして参加をいたしております、今後のタイムラインの見直しの中でも情報の共有を図っていきたいというふうに考えているところでございます。また、中空知定住自立圏構想に基づき、7月5日に中空知5市5町防災に関する協定を締結し、平常時における相互協力と災害時における相互応援について連携を図ることとしたところでございます。さらには、北海道と道内179市町村が締結しております災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定、石狩川の支流を含む石狩川流域46市町村で組織する石狩川流域圏会議と北海道開発局、北海道の3者で災害時の相互支援と流域の相互発展に向けて締結をいたしました石狩川流域連携宣言などがあり、流域の連携については既に図られており、災害時のみならず、平時においても相互連携は構築されているというふうに考えております。

以上です。

○議長 東元議員。

○東元議員 ありがとうございます。なかなか災害は想定内でおさまることはありませんので、それぞれの連携を重視して、住民の安全、安心を守っていただきたいと思います。

## ◎2、産業振興

### 1、地域おこし協力隊について

2点目に移ります。地域おこし協力隊について質問させていただきます。地域おこし協力隊は、都市部で生活する方など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持と強化を図る総務省の推進事業でございます。滝川市では、観光振興、商業振興、国際交流、生涯学習、農業振興など5分野にかかる地域協力活動に現時点で8名が従事しております。当初最初に採用された2名の協力隊員の任期が来年3月末に満了すると聞いておりますが、その隊員の地元での今後の活動予定と後任の採用予定についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 答弁をさせていただきます。

地域おこし協力隊8名のうち、観光振興分野で採用した2名の地域おこし協力隊員は本年度が3年目となり、任期満了を迎えます。任期終了後につきましては、当市での活動を希望し、起業への準備を進めているところでございます。丸加高原伝習館に主に勤務している1名は、身近な自然を生かした自然体験プログラムなどによる事業化を、観光分野のもう1名は、ITを活用した起業化を目指しており、地域おこし協力隊のフォローアップを委託している北海道観光まちづくりセンターと起業に向けた事業計画を作成するなど準備を進めている状況でございます。

次期採用予定の地域おこし協力隊員につきましては、現在の事業を継承する後任という形ではなく、観光分野において収益事業開発に寄与する活動のできる方や江部乙地域を活用した観光地づくりがで

きる方を分野にとらわれず募集していきたいと考えているところでございます。

○議長 東元議員。

○東元議員 ありがとうございます。特に丸加高原の伝習館につきましては、今般長い間空き家になっておりましたひつじの館が民間企業によって利活用が図られており、この秋から来年度にかけて観光客等々の増加が予想されますので、いま一度市には伝習館の利活用について再度ご検討いただければと思っております。

### ◎3、教育行政

#### 1、カルチャーマーケットについて

次、3点目、教育行政のカルチャーマーケットについてご質問させていただきます。先ほど本間議員も言及されておりましたが、先月8月6日、7日の両日、滝川市のいわゆる文化ゾーン、美術自然史館を中心とする文化ゾーンでカルチャーマーケットが開催されました。文化センターや美術自然史館の利活用を促進する企画としては、大変よい企画であると私は評価したいと思っております。当日は私も現場に足を運びましたけれども、かなりのにぎわいを見せておりました。ただ、興味がある企画でも、何分文化ゾーン自身がご承知のように交通の便が非常に悪いところにあり、興味があつても高齢者、運転免許のない方はなかなかカルチャーマーケットに参加できない。残念だったというご意見をるる聞いております。来年以降もぜひともこのイベントは続けていただきたいなと思っておりますけれども、そのあたりの対応と今般のカルチャーマーケットの成果についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 8月6日、7日に開催されましたカルチャーマーケットでございますけれども、文化ゾーンの新たな活用方法やにぎわいづくりを目的に、滝川市文化ゾーン活用事業実行委員会、ここが開催をしたものでございます。文化センターでは、軽トラ市や子供向けのコンサート、また美術自然史館では前庭を活用したピアガーデン、また人形劇場などの開催をして、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の方にご来場いただいたところでございます。来場者につきましては、合計で約1,200名というような人数となってございます。カルチャーマーケットが文化ゾーンのにぎわいづくりに一定程度の効果があったものというふうには考えてございます。また、イベントの中でアンケート調査を実施しております、この結果としましては、多くの方から新しい利活用の方法について期待を寄せられていると、そのような結果を得ております。

ただ、一方で今議員からご指摘あったようにアクセス、これが悪いというご意見も多数寄せられました。この点につきましては、実行委員会の中でも課題の一つとしてイベント開催に向けて検討はしましたけれども、残念ながら費用面等々ございまして実行には至らなかつたということでございます。現在文化ゾーンにつきましては、今後の方向性について実行委員会、検討市民会議ですか、で議論をしておりまして、今回のカルチャーマーケットで得られた課題、それらをまずは検証しまして、今後どうあるべきか、来年以降も続けてほしいというご意見ありましたけれども、それも踏まえて、単発のイベントでそのときだけ人が集まつたということでは本来の目的ではありませんので、まずはこれ

をしっかりと検証したいというふうに思っております。

○議長 東元議員。

○東元議員 ありがとうございます。ぜひとも来年度以降も継続していただいて、文化ゾーンの新たな利活用の方法を見つけていただきたいと思っております。何分滝川市のイベントというのは数回やつて終わってしまうというのが市民の、何となくそういう感覚を持っておりますので、せっかく始めたい企画でございますので、続けていただきたい。

それと、これは1つ余談なのですけれども、当日8月の6日、7日は市内でも相当数のイベントが開かれておりまして、来年度以降カルチャーマーケット開催の際、その辺のイベントの時間帯の調整などもしていただければより集客につながるのではないかと思います。

以上をもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして東元議員の質問を終了いたします。

小野議員の発言を許します。小野議員。

○小野議員 会派みどり、小野保之です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

## ◎1、市民行政

### 1、窓口対応について

まず、市民行政、窓口対応についてお伺いいたします。きょうは傍聴のほうに新人の職員が研修のために来ておりますので、この一番最初の窓口対応についても新人さんには直接関係あるかもしれませんので、よくお聞きください。

今までの質問の内容とは少し異なりますが、何回か窓口対応について質問させていただきました。それぞれ対応され、改善されてきたと思いますが、窓口には直接または電話等で確認や相談あるいは苦情などが多くあると思いますが、中には対応が不親切、あるいは面倒と言ったら怒られるかもしれませんが、無愛想、もう少し丁寧な説明などの声を聞きます。一部の窓口の対応の悪さが全ての窓口が悪いように言われます。

その中で一例を挙げますが、今回の台風の影響で大雨になりました。一部の地域で水洗トイレの水が流れない、あるいは音がしてあふれそうだと、そういう電話をしたところ、現状ではどうにもならない。なるべくトイレは使用しないでください。言ったのは高齢の方なのです。高齢者と同居の若い世代の方は、行動が速いのです。コンビニ等を利用してそういうことは間に合わせた人もいました。窓口に確認、相談するのは、不安で心配で電話等をするのであって、受け付けは専門知識がある職員が対応していると思いますが、言葉の中で、もう少し落ちつくと思います、少しづつ流してくださいとか、言葉の説明で思いやりが不足していたのではないかと思います。

窓口は、諸手続や申請、確認だけではなく、状況により相談、苦情の件数が多いと思います。窓口はそのためにもあると思うのですが、市長も市政方針の中で毎年いろいろと述べております。24年度には、市長、職員が現場に入り、市民とともに知恵を絞り、汗をかく。25年度には、市民感覚を取り入れる。26年度には、諸問題の対応など市民とともに歩む市役所を職員ともども一丸で市政運

當に当たる。そして、市民の皆様の思いに応えるまちづくりを進めたいと言っております。市のトップが毎年思いを伝え、意識改革を促しているのです。なかなかそれが浸透しない。指導等いろんなことはされていると思いますが、対応策は考えられているのか伺います。

○議長 小野議員の質問に対する答弁を求める。

○総務部長 ご質問いただきました職員の窓口対応等について答弁をさせていただきます。

来庁者窓口アンケートやまちづくり提言はがき、提言メール、電話等で時折市民の皆様方から苦情等も含めてご提言をいただいているところでございます。窓口などにおきます市民の皆様への接遇、懇切丁寧な説明などにつきましては、市民サービスにおいて最も重要なことと認識しており、各所属においても日々の職場ミーティング等で相手の立場に立った市民目線での対応の徹底を図るとともに、全庁的な取り組みとして府議等におきまして全職員に対し滝川市職員行動指針の徹底を図るとともに、今年度につきましては来庁者の多い4月を重点運動期間として挨拶運動も心がけて実施をしたところでございます。

議員から具体例を挙げていただきましたが、今回の台風、大雨によって汚水、下水道の関係で家庭の汚水が流れづらくなるという現象が地域によって起きていたということから、こういった事実についても報告を受けておりますが、今回の台風、大雨等で比較的低地盤の低い有明、西町、扇町方面が下水道が流れづらいという状況が起きたというのは事実でございます。その際問い合わせ等が数多くあったわけでございますが、その対応につきましては、大雨の影響により下水道が流れづらくなっていると、大変ご不便をおかけいたしますが、しばらく状況を見ながら使用していただきたいという旨を問い合わせをいただいた方についてはお答えするように対応してきたところではございますが、ただいま議員からお話をありましたご不快な思いをさせてしまった事例があったということでございますので、その点についてはおわびを申し上げたいと思います。

今後におきましては、改めて全職員が真摯な態度、明るく爽やかな応対、親切かつ丁寧な説明を心がけ、市民の皆様に満足していただける市役所づくりに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長 小野議員。

○小野議員 丁寧な答弁いただきました。その中で、きょう朝感じたのですが、府舎へ入ったときに、これも窓口対応となるか、人の印象なのですが、顔が合っても、おはようございます、おはようと言ってもおはようの言葉が返ってこないという対応があったのです。そういうことを1つずつ解決していかないと、市の中も明るいことにも何にもなりませんので、今市長のいろんな問題の感覚だといろいろな問題対応、市民とともに歩む市役所を職員ともどもということで申し上げたのですが、そのことについて市長の考え方をお聞かせいただきたい。

○議長 市長。

○市長 ただいま総務部長から不適切な対応があったということのおわび申し上げました。私からもおわび申し上げたいと思います。

今議員からいろいろとけさのことも含めてご提案がございましたので、一層、挨拶は常識のこと

すので、そのことを含め職員の皆さんにご理解をいただきながら、市民の皆さんと歩むのだと、その姿勢を理解していただくようお願いしてまいりたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長 小野議員。

○小野議員 そういうことでよろしくお願ひいたします。

## ◎2、防災対策

### 1、防災対策について

それでは、2番目、防災対策についてなのですが、きょうはそれぞれ5人の方、きのうときょうといろんなことでタイムラインの絡みから防災について質問されております。若干かぶることあるかもしませんが、まず1番目なのですが、今回の台風7号、11号、9号、10号による大雨により、多くの河川の氾濫、決壊、あるいはその中の漏水、林業の甚大な被害が56水害にも次ぐ規模と言われています。滝川市でも一部住宅浸水、田畠の冠水等の被害がありましたが、一部避難勧告が出された地区の住民で実際に避難された人数はどの程度だったのか。

また、きのう木下議員の質問でもありましたが、石狩川、江部乙川に流入する河川水路の樋門が閉められた。排水ポンプの稼働のための燃料の備蓄がなく、緊急の配送依頼をした。現地には空きドラム缶の予備や燃料注入の手動ポンプもなかったと聞きますが、どのような状況だったのか伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 ご質問のありました8月20日からの大雨についての対応について答弁をさせていただきます。

8月20日午後3時40分ごろ、消防より二の坂町西2丁目において深沢川の氾濫により道路が冠水しており、土のう積み等の対応をしているが、危険な状況であるとの連絡を受け、同日午後3時50分、直ちに同地区25世帯に対し避難勧告を発令し、同時にスポーツセンター第2体育館を避難所として開設したところでございます。避難所には最大7世帯10名の方が避難されましたが、夜までに水が引いた状態となったことから、7名の方が帰宅され、最終的には避難所に3世帯3名の方が宿泊をされた状況でございます。同日夜の9時過ぎ、大雨警報が解除され、翌21日午前5時30分までには全員ご自宅に帰宅され、同地区の安全を確認し、午前8時50分に避難勧告を解除したところでございます。

次に、排水ポンプ稼働についての燃料についてのご質問でございますが、江部乙地区を中心に内水排除を目的に、発電機及びポンプを石狩川に流出する樋門周辺に5カ所設置いたしましたが、現地に設置した際には全ての発電機の給油は満杯の状態にしておりましたことから、翌日以降までは十分に稼働可能な状況としておりました。給油依頼をいたしました燃料については、発電機以外の機器及び不測の事態に備えてドラム缶に備蓄したものであり、空知地方石油業協同組合との防災協定に基づき依頼したところでございます。

以上です。

○議長 小野議員。

○小野議員 それでは、2つ目に移ります。先般石狩川滝川地区の水害タイムラインの試行版ができました。これについては何人かの皆様がやっておりますが、私も連合町内会ということで何回か出席させてもらいました。今回の台風などの大雨で運用、それからレベル設定の判断が難しかったと思いますが、緊急情報メールが警報か勧告だけで、災害情報が少ないということが指摘されております。レベルの2と3においても町内会などに連絡する体制、災害情報のメール配信の必要があると思います。滝川市においてもまだ避難準備や勧告の趣旨がよく理解されていなく、また時間帯による判断が初動態勢にも影響するとも思います。地震あるいは火事などの備えが主で、水害が想定外だったとの声もあります。その辺の対応についてお伺いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 タイムラインの運用につきましては、さきのご答弁もさせていただいておりますが、本年8月3日に試行版が完成したということもございまして、発動、レベル移行については、検討会参加機関、団体へメールにより通知をしておりましたが、町内会、自主防災組織への連絡については主に電話で行ったところでございます。今回のタイムラインの発動、特にレベル3への移行につきましては、夜間ということもありますと、連絡のおくれや一部連絡がつかなかつた事実があった点につきましてはおわびを申し上げますとともに、今後の課題として対応してまいりたいというふうに考えております。今後の運用に当たっては、町連協と連携を図り、町内会、自主防災組織を初め、市民の皆様にタイムラインについての周知を図り、ご理解いただいた上で全ての町内会への連絡方法につきまして町連協の協力を得るなど、今後の課題と認識しておりますし、あわせて今回のタイムラインを機に自主防災組織の拡充にもつなげてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長 小野議員。

○小野議員 それでは、3番目に行きたいと思います。内水対策についてなのですが、現場を熟知している建設部と消防署の連携はどのようにになっているのか伺います。今回の雨でラウネ川の水がかなり危険なところまで増水になっていたのです。私も何回か見に行ったのですが、土のうの準備などはきっとされていなかつたと思います。行ったのは6回ぐらい行っていますので、パトロールはされていましたと思うのですが、連携の中で警戒態勢がとられていたのかどうかをお伺いいたします。

○議長 建設部長。

○建設部長 災害対策本部は、各組織を指揮命令下に配するとともに、防災、減災、避難者救護に対する行動指示と組織間の連携のかなめとしての役割を果たしているところです。建設部も消防署もその指揮下で、浸水被害等の報告を受けると速やかに現場へ臨場し、状況確認と現地における必要な対策を判断し、実施しているところでございます。このたびの大雨では、基本的な水防活動の一つであります土のう積みを行いました。土木課では土のうを製作し、浸水家屋への運搬を行い、消防署は現場において人力による土のうの積み込みを行うほか、土のう積みだけでは浸水を遮水できない場合や低い土地などで冠水、滞留によって排水が困難なところに消防ポンプ車による強制的な排除、浸水排除を実施したところでございます。さらに、後に発電機とポンプを搬入して内水の排除をしていたと

ころでもございます。今回も含め、これまで土木課と消防署では現場経験やノウハウを駆使した中で総力を挙げて現場対応に当たって連携していきたいというふうに考えておりまして、今後も防災、減災に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 小野議員。

○小野議員 内水対策について、私が住んでいるのは泉町、それから低地につく扇町なのですが、ラウネ川については物すごく敏感になっているのです。あそこが氾濫してしまうと、堤防決壊以前に完全にあそこら辺は水没してしまいますので、その辺の対応を今後ともまたいろんなことの中で含めて考えていただきたいと思います。

4番目行きます。防災備蓄品の現状についてお伺いいたします。災害備蓄で熊本地震で避難所の食糧難が問題になりました。国は、大規模災害に備え、3日分程度の備蓄を求めていますが、熊本では地震発生から2日間で各自治体の備蓄が底をついたようなのですが、滝川市の備蓄計画の現状と不足分の認識についてお伺いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 現在備蓄している物品等についてでございますが、主なものといたしましては食品類と生活用品類、機器類、消耗品類、装備品類と大きく5種類がありまして、特にご質問にあります食料という部分で申し上げますと、25年間保存可能なサバイバルフーズを1,800食分、500ミリリットルミネラルウォーター、水でございますが、1,080本を備蓄しているところでございます。このほか、生活用品類の主なものといたしましては、毛布類が4,300枚、機器類で申し上げますと、対流型の石油ストーブが47台、発電機が12台、消耗品類につきましては紙皿とか紙コップという部分になりますが、紙皿が2,150枚、紙コップが1,450個、装備品類の主なものといたしましては土のう袋が4,650袋、ヘルメットが118個などとなっております。

滝川市の備蓄計画は、必要な備蓄物資を10年計画で必要量を備蓄する計画で、備蓄を始めてから5年が経過いたしました。物品により若干ばらつきはありますが、ほぼ計画数を整備しているものもありますが、計画数に満たないものの中にはあることから、さらに財源確保に努め、計画的な備蓄を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 小野議員。

○小野議員 今の答弁の中で水です。1,080本と言われたのですが、ちょっと少ないような感じしますので、今後の検討課題としてお願いいたします。

### ◎3、市民生活

- 1、交通安全対策について
- 2、空き家対策について

3番目、市民生活、交通安全対策についてお伺いいたします。1番目、改正道路交通法の施行により、自転車利用者の指導が厳しくなったと思います。小学生、中学生、高校生と年齢が上になるほど法律が守られておらず、マナーが悪いです。特に高校生の違反、マナーの悪さが目立ちますが、指導

を含めた対策はどのようにしているのか伺います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の小学生、中学生、高校生の自転車指導についてお答えいたします。

滝川市では警察、道路事務所、JR、それから砂川を含めました市内の高校、國學院大學北海道短期大学部、そして市の関係部局によります自転車対策会議、ここで自転車の安全利用に関する取り組みについて年間の協議を行っています。その取り組みの一つとして、登校時間に高校付近の路上、駅前の駐輪場、周辺道路、交差点などで自転車安全利用指導パトロールを実施しまして、安全運転の指導を行っています。また、重点期間を設けまして、市の交通安全推進員が下校時刻の自転車利用についてパトロールをし、指導を行っています。また、毎年4月には市内の小中学校、高校の全校児童生徒に自転車の安全利用に関するチラシを配布し、学校での交通安全指導教育に活用していただいております。自転車教室につきましては、27年度実績で小学校延べ8回、1,203名、中学校1回、168名に対し実施したところあります。高齢者に対する交通安全講習などを含めますと27年度全体で147回、1万185人に対して実施したところあります。また、あわせまして警察署独自の安全教室も随時実施されておりまして、今年度につきましては江陵中学校、滝川西高でも実施されています。

このように自転車の安全利用に関しさまざまな取り組みを行っておりますが、ご指摘の高校生の自転車マナーについて、信号無視、一旦停止などの交差点などでの違反、また心配されます傘を差しながら携帯や音楽を聞きながらの運転につきましては、特に指導が必要と認識しております。今後も関係機関、団体と連携して自転車の安全利用に関する基本ルールの周知徹底、指導を積極的に進めいかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長 小野議員。

○小野議員 朝、それと各地域で指導はしているということなのですが、歩道の自転車走行でよく高校生あたりは、自転車走行については車道側を行きなさいということなのです。ところが、2列、3列で来るのであります。歩行者がよけて通るような状況になっていますので、その辺の指導の仕方ももう少し再度徹底したほうがいいと思いますので、よろしくお願ひします。

2番目に行きます。市民、それから地域、また企業の参加による啓発活動が行われているところであります。滝川市は公用車の物損事故も最近減少傾向にあります。他市でもありましたが、市職員の運転免許証の有無と有効期限の確認はされているのか。

また、小樽市、砂川市で起きた飲酒運転による大きな人身事故は記憶に新しいと思いますが、テレビ、新聞の報道で何回も見たり聞いたりしていると思います。飲酒運転撲滅が叫ばれながら、自覚がないのか、一向に違反が減らないのが現状です。滝川市ではないと思いますが、一日の始まりの公用車運転時において、時には二日酔いも考えられますが、この辺のチェック体制はどうなっているのかを伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 ご質問いただきましたまず1点目の市職員の運転免許証の有無と有効期限の確認につい

てのご質問でございますが、公用車両を運転するには、滝川市車両管理規程により、取得免許の種類、免許証番号、運転年数等が記載された運転者台帳の提出が必要となっており、その添付資料として運転免許証の写しを提出することとなっているため、運転免許証の有無と有効期限について運転者台帳の提出時に確認をしているところでございます。

次に、二日酔い等におけるアルコールの確認等の取り組みについてでございますが、特に翌日に車の運転を予定している職員については、次の日に残るような飲酒をしないことを職員各自が十分気をつけて、また酒気帯びあるいは二日酔いの状況では車を絶対に運転しないことも各自職員がしっかりと自覚を持つとともに、そのような場合には運転をさせないよう、職員相互で注意喚起を行っているところでございます。また、公用車両を貸し出す際には、前日のアルコールが気になる職員にはアルコールチェッカーにおいて確認することも推奨しているところでございます。

今後も職員の安全運転講習会等により、さらに注意喚起を図り、職員全員が高い意識を持って交通安全に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひします。

○議長 小野議員。

○小野議員 二日酔いという問題は、私も立場上飲む機会すごく多いです。朝起きて、息が臭いときは車で来ないで、今はタクシーで来ています。その辺は自覚だと思うのですが、言いながらでもそういうことはありますので、その辺の自覚を促すいろんなことも対応をお願いいたします。

2番目、空き家対策についてお伺いいたします。昨年の4定でも質問いたしましたが、空家特別措置法が施行されてから、最近空き家が増加しているように思います。軒数は把握されているのか、またその都度対応している思いますが、危険家屋の行政執行等を含めた現状をお伺いいたします。

○議長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 危険空き家についてお答えいたします。

昨年の第4回市議会定例会におきまして小野議員からご質問いただいた時点では、平成24年からの積み上げで70軒とお答えしましたが、現時点においての危険空き家の軒数は74軒となっており、議員ご指摘のとおり増加しております。これらにつきましては、所有者への文書や口頭による指導により、解体や修繕されたりして41軒が解決、また解体などの意思を示していただいているものが18軒、残り15軒が現在も未解決となっている状況でございます。また、危険空き家に対する対応につきましては、定期的にパトロールを実施し、飛散や倒壊などにより他に危害を及ぼす状況になっていないか確認し、必要に応じて所有者に文書や口頭により指導を行い、安全確保に努めているほか、台風などで強風が予測されるときなど緊急を要する状況となっている場合につきましては、消防や関係部署とともに屋根にくぎを打ちつけるなど緊急対策を講じている状況でございます。

今後高齢化などに伴い空き家の数がふえていくことが予想されますが、危険な状態となっている空き家がないか定期的にパトロールを実施し、市民の皆様に危害が及ぶことのないよう対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 小野議員。

## ◎4、建設行政

### 1、市営住宅について

○小野議員 それでは、4番目、建設行政に移らせていただきます。市営住宅についてなのですが、市営住宅の空き家対策にもなると思うのですが、街なか住宅、あるいは新設公住においては入居率も高いのですが、江部乙、東滝川地区における市営住宅の入居率はおおむね60パーセント前後と考えます。入居率アップを図るための施策として、例えば江部乙、東滝川の市営住宅に限定するなどの手法もあると思いますが、ペットとの同居を認めることを検討してはいかがでしょうか。ペットセラピーの効果が認められていますが、この点の考え方をお聞きいたします。

また、入居率60パーセント前後のこの要因について、単に利便性を求める結果として捉えているのか、また現在入居中の高齢化に伴う対策はどのように進めているのかをお伺いいたします。

○議長 答弁できますか。

(何事か言う声あり)

○議長 では、通告の範囲内で。建設部長。

○建設部長 市営住宅に対するペット問題のご提案も含めたご質問だと思いますが、答弁させていただきます。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸するという趣旨の共有財産であり、適正な維持管理により公平に利用されなければなりません。また、入居の機会を公平に確保する必要があり、ペット飼育を容認した場合、仮に飼育者が適切な管理を行ったとしても、動物が嫌いな入居者とのトラブルが発生しやすい状況になります。空き家解消に向けた一つの検討案としてペット飼育を可能とする団地の設定とのご意見でございますが、飼育を可能とした団地を設定した場合、団地のみならず、周辺住民や町内会の理解も必要不可欠であり、また既に入居している方々におきましてもペット飼育を禁止してきた中で、それを可能とすることにより多くの方々の移転を含めた対応が出てくることが考えられ、現実的には既存団地を活用した対応は困難と考えているところでございます。

また、市営住宅の空き家対策に関しましては、課題の一つと考えているところです。空き家となる傾向としましては、平家団地やエレベーターなしで階段室タイプの中層住宅、また買い物ができる環境が近くにないといった団地の立地環境が考えられています。一方で、待機者が増加している団地としましては、エレベーターつきの中層、高層住宅や建てかえ事業で建設された新しい団地となっております。以上のことから、引き続き公営住宅の趣旨に基づく中で、他市町村の空き家解消に向けた対策の情報も得ながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、ペットセラピーに関してのご質問もございましたが、これにつきましては少子高齢化社会の中ではペットはパートナー的存在として位置づけられている社会情勢であったり、治療や療養の観点からアニマルセラピーとしてペットとの生活で心の癒しから病気の治療など幅広く生かされている取り組みでございますが、先ほども申しましたが、現在の市営住宅の設置環境でいいますと、ペット飼育を可能にすることは現状では難しい状況であります。市内にはペット可能な賃貸住宅もありますから、ペット住宅を希望される方につきましては、そのような情報も当方ではお伝えしている状況にあるところでございます。

以上です。

○議長 小野議員。

## ◎5、教育行政

### 1、パークゴルフ場について

○小野議員 それでは、教育行政、パークゴルフ場について質問させていただきます。まず、1番目、8月20日の大雨により石狩川の増水で造成養生中の新パークゴルフ場が冠水被害に遭いました。きょう朝もまた見に行ってきたのですが、いろんな作業をしておりました。現状と今後の対応についての考え方をお伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 パークゴルフ場の災害復旧でございますけれども、まず芝を守るために早急にコース内にたまつた水の排水作業を実施したところでございますけれども、気温が高かったということをごりまして、一部の芝につきましては根腐れを起こした箇所が数カ所あるという状況でございます。これに加えまして、汚泥が深く流れ込みまして堆積している箇所があり、これらの箇所の芝の復旧作業を実施しなければならない状態となっております。現在来年度予定どおりのオープンに向けて、専門業者と最善の復旧方法について検討を行っている最中でございます。今後のパークゴルフコースの早期の復旧に向けた作業に努力を傾注いたしておりますけれども、芝生やコース本来の回復状況、そのいかんによっては一部コースの使用を制限するなどの措置も考えなければならない、そんなこともあるかもしれませんと、そんなような状況でございます。

○議長 小野議員。

○小野議員 それでは、2つ目に移ります。新パークゴルフ場についてお伺いいたします。まず、休憩施設についてですが、平成25年のプロジェクト会議の資料の中で、施設、設備の質を高く保つことにより、市民はもとより市外の方にも繰り返し利用していただける施設運営を目指すということであったのですが、その休憩施設についてハウスの設置や、あとは飲料水、それからファストフード、弁当等の物販は検討されているのか。

2つ目、仮設トイレですが、2定でも質問いたしたのですが、北側と南側のコースの奥に設置は検討されたのか。例えば北側だったら、B、C、Dの5番から6番、それから南側はGとHコースの5か6が一番奥なのですが、この辺の設置の検討をされたのか。

それから、3番目、利用サービスについてなのですが、ほかのパークゴルフ場では例えばゴルフの日、パークの日、8月9日とかいろんなことを決めております。当日を無料にするとか、あるいは地域間交流の一つにもなると思うのですが、近隣のゴルフ場と連携した共通券の発行など何か検討されているのかを伺います。

4番目、サポートシーズン券について見直しは検討されたのかお伺いいたします。サポートシーズン券、これは1万8,000円に設定されています。5月から10月までの半年間で換算すると1日100円見当になりますが、1万8,000円というのは余りに高額なのです。愛好者の中には夫婦で利用する人が多くおります。2人で3万6,000円、ホームコースであっても払うというのは数

える人数しかいないと思いますが、新たなシーズン券も検討すべきだと思いますが、どうなのかお伺いいたします。

5番目、一部のコースの中でフェアウエーが交差していて狭いところがあります。打ち込み等でけがも考えられるのですが、ネット対策を検討されているのか。この中でこのコースを設定するということは、N P G Aの公認は受けたと思うのですが、その辺の確認もいたしたいと思います。

続けて、最後の3つ目も一緒にお伺いいたします。市内に既設のパークゴルフ場がありますが、今後どうするのか、方針は決まったのか、あわせてお伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 まず、パークゴルフ場の施設の関係でございます。

1番目の休憩施設につきましては、テントの設置を予定しております。飲食についてでございますけれども、河川敷地に常設するということはちょっと難しいというふうに考えております。予約による弁当販売ですか、イベント時の一時的なブース設置、あるいはキッチンカーの手配などについて現在検討しているところでございます。

次に、仮設トイレの設置でございますけれども、コースの設計上各コース9ホールでスタート地点に戻ってくるというようなコース設定ということもありますので、南北2カ所のスタート地点、それと管理棟部分に設置するということを基本として考えてございまして、またそれ以外に大会時には臨時的に増設するいうようなことも検討しております。この辺は、またご意見伺いながらというところでございます。

それから、イベント、大会でございますけれども、特に大会誘致というのは、これは欠かせないものというふうに考えております。現在もさまざま企業と折衝しながら、来年度以降の大会開催に向けて折衝しているところでございます。

それから、サポートシーズン券ですけれども、ご意見いただきましたけれども、先般の議会で条例提案をさせていただきまして、1万8,000円ということでご提案させていただきました。その1万8,000円というのは、特に今のところ変更なしということで、今議員からは新たにということもありましたので、それらはまたご意見として承りまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

5番目の打ち込みの関係ですけれども、危険と判断される箇所にはネットなどで安全対策を講じる準備をしておりますけれども、現在フェアウエー、グリーン、カップの切り方など設定の調整によりまして他ホールへの打ち込みが発生しにくい安全なコースに仕上げるということで準備を進めている途中でございます。

それから、もう一問の既存の他のパークゴルフ場をどうするのだというご質問でございます。現在西公園パークゴルフ場でございますけれども、公益社団法人日本パークゴルフ協会公認コースとして設定をされております。滝川市の拠点コースとしての役割、機能を有しておりますが、新パークゴルフ場の開設の折には新パークゴルフ場に新たに公認の認定を受けることを予定しております。また、拠点コースとしての役割、機能も新パークゴルフ場に移転というふうに考えてございます。そんなことから、西公園のパークゴルフ場につきましては新パークゴルフ場の開設に合わせて廃止する方針で

進めております。

今後見込まれる人口減少、あるいは公共施設マネジメントの考え方等々ありますけれども、パークにかかわらず、基本的には同じような種類の施設は極力集約していくことと、それを基本の考え方というふうに持っておりますけれども、その他の施設につきましては即廃止ということではなくて、新パークゴルフ場の開設後の利用状況などを勘案しながら進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長 小野議員。

○小野議員 今答弁いただきました。1番目のハウスについては、持っていっても河川敷なので、これは対応不可能と思います。

2番目のトイレについてお伺いするのですが、基本はスタートの位置だということで、何回も言っているのですが、人間の腹ぐあいというのはその日の調子によって違うのです。前回も申し上げたとおり、スタートから自転車でゆっくり行って7分かかるのです。5番、6番まで行くのに。例えば朝7:2ホール、もう満杯でいっぱい人がいたという状況を換算しますと、トイレの数というのは絶対少ないと思うのです。途中で行ったときに、そういうときになったときにどうするかという対応策も考えて、トイレはいっぱい設置せとは言いませんけれども、南北のほうに1個ずつ仮設トイレを置く検討も必要でないかと思います。

それから、サポートシーズン券については、いろいろあると思うので、これは今後検討するということでございますので、3万6,000円については、まずお金払う人はやっていても滝川、そのホームコースばかり行くわけないです。パークやる人は、ほとんど大体いろんな大会へ行く渡り鳥みたいな人が多いのですが、500円上げること自体が今いろんなところで対応されていますので、その辺も含めた意味でいろいろなこと考えてほしいと思います。

5番目のコースのフェアウエー、交差しているところでコースの変更も若干するという、見に行っているけれども、そういう傾向は全然見られないのですが、本当にそういうようなコースの設定をするのか。あるいは、ずっと見たときには砲台グリーンばかりが多かったのですが、その辺の対応もしているのかなと思っているのですが、コースの設定やっていないように思うのですが、その辺ちょっと確認したいのです。

N P G Aの公認はあくまで予定ということなのですが、これはいつごろとれるような方針なのか、そこもお願いします。

○議長 教育部長。

○教育部長 特に5番目の打ち込みの関係ですけれども、これは改めて確認をさせていただきたいと思います。危険性のないようにということはもっともだと思いますので、改めて確認をさせていただきます。

それから、公認の関係ですけれども、これはパークゴルフ協会との調整をしながらということで、来年のオープンまでには認定を取得したいというふうに考えてございます。

(「トイレ」と言う声あり)

○議長 トイレは、質問という形で小野さん質問をしませんでしたので、答えがないと思います。

小野議員。

○小野議員 大きな3つ目の一一番最後に言ったのですが、一応西公園についてはオープン時に廃止するということだったのですが、あともう一つ、空知川のほうありますよね、あっちのほうについては、江部乙については個別なので、それ以外のコースについて、空知川についての返答がなかった。その辺確認をお願いします。

(何事か言う声あり)

○議長 そうしたら、もう一度お願ひいたします。教育部長。

○教育部長 教育委員会の所管している部分で申し上げておりましたけれども、西公園は先ほどお答えしたとおりと。空知川のほうは、新パークゴルフ場の利用状況を見ながらということで、即廃止という方針は今のところは持ってございません。

○小野議員 終わります。

○議長 以上をもちまして小野議員の質問を終了いたします。

この辺で昼食休憩といたします。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時59分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の開会時にも申し上げましたが、質問は通告の範囲を遵守するということには特段のご留意をいただきて質問をお願いしたいと、よろしくお願ひをいたします。

それでは、清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。通告順に質問を行ってまいりますが、まず初めに、音が聞き取りできないようなことのないよう、傍聴者の方々に声量あるいは傍聴席のスピーカーなどの調節もよろしくお願ひいたします。

### ◎1、税務行政

- 1、市税滞納によるサービス制限について
- 2、私立幼稚園就園奨励費補助金について
- 3、放課後児童クラブ利用料減免について

それでは、1点目、税務行政についてですが、市税滞納によるサービス制限について伺います。滝川市税滞納者に対する行政サービス制限要綱に基づくサービス制限のほとんどを占める私立幼稚園就園奨励費補助金は、全国全ての自治体で実施されています。最高限度額は、園児1人当たりおおむね27万円、前定例会で平成26年度では全体の交付件数478件、制限により交付しなかったのは14件で163万4,200円と答弁されました。また、中空知では、制限するサービスは異なるが、制限を行っているのが10市町のうち9自治体、また空知管内10市全市でサービス制限を行っているなどと答弁されました。しかし、私立幼稚園就園奨励費補助金を対象にしているのは、私の調査で

は空知10市で滝川市だけで、札幌市も対象にしておりません。そこで、道内35市、中・北空知6市10町で対象にしている市町はどこか、また制限実績、また放課後児童クラブの利用料減免を対象としている市町村はあるのか伺います。

○議長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問にお答えします。

ただいまのご質問でまず幼稚園就園奨励費の制限について、道内35市のうち滝川市を含めて4市でございます。また、中空知、北空知、先ほど清水議員6市10町とおっしゃっていましたが、6市9町、中空知、北空知の市町では滝川市を含め2市が実施しております。なお、制限実績についてはわかりません。

次に、放課後児童クラブの減免を制限対象としているのは、道内35市のうち滝川市を含めて2市、中空知、北空知の市町では滝川市の1市となってございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 制限実績はわからないという答弁ですが、わからないその中身です。有無を確認していない、また確認したが、何らかの理由で拒否をされたなどお伺いいたします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の制限実績については、先ほど申し上げましたとおり調べておりません。

○議長 清水議員。

○清水議員 姿勢を疑うものです。

次に、2点目の私立幼稚園就園奨励費補助金についてですが、滝川市は私立幼稚園就園奨励費補助金が法律上制限が可能と判断し、対象にしてきました。しかし、2012年に子ども・子育て支援法が制定され、さらに市税そのものに延滞税という罰則があり、滞納処分まで行っていることから、対象から外すべきではないでしょうか。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の延滞金につきましては、租税債務の履行に対する遅延利息としての意味合い、それから早期の自主納付の促進、納税秩序の確立、こういったものを図るためのものでございまして、滞納処分につきましては本来自主的に納付いただかなければならないものを行政処分により充足させるために行っているものでございます。ともに罰則とは異なるものであるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

幼稚園就園奨励費のサービス制限につきましては、一律に実施しているのではなくて、滞納があつても分納約束をしており、約束が守られている場合については制限対象から除外するなどの配慮を行っております。制限対象となっている方は、納付催告を行っても分納相談にも応じていただけない方、分納約束をしてもその約束を守っていただけない方などに限って実施しています。租税負担を行わない方、滞納があつたとしても納税に誠実な意思のない方が行政サービスを受けるということは多くの納税義務を果たしていらっしゃる市民の方々から見ると不公平感を招くことになりますて、さらには市税の滞納につきましては健全な行政運営に支障を生じかねないということから、行政サービスの制

限を行っています。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 ただいまの答弁は、非常に抽象的なまとめた答弁ですので、サービス制限要綱のたしかイ、ロ、ハ、3つに分かれておりますが、どのような納税状況の場合にこのサービス制限をするのかの条文を読んでいただきたいと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 条文を読むのでなくて、まとめてということでも……

(「まとめ過ぎだからわからない。事実と違うんで……」と言う声あり)

○市民生活部長 ここで条文を……

(「きちっと条文を読んで」と言う声あり)

○市民生活部長 条文読めということですね。条文どの部分からでしょうか。

(「どういう納税状態のときに制限するのかという」と言う声あり)

○議長 不適切なご発言は避けてください。

○市民生活部長 サービス制限の基準の中で第4条の2、適用除外という部分があるのですけれども、それかなり長いですけれども、読みますか。

(何事か言う声あり)

○市民生活部長 第4条から読みます。滞納者に対する制限措置、第4条、市は納付義務の履行における市民の公平感を確保するため、市税を滞納し、かつ納付の相談、指導等を講じた上においてもなお納付において著しく誠実性を欠く者に対して、前条に規定する行政サービスについて制限措置を講ずるものとする。

第4条の2で、適用除外ということで、前条の規定にかかわらず、市長は次の各号のいずれかに該当する場合は別表第2各項に掲げる規定に規定する市長または教育長が別に定める場合に該当するものとして、行政サービスの制限（別表第1の1の項、2の項、12の項、15の項から17の項まで、20の項及び25の項に掲げるものに限る）は行わない。第1号、生活保護を受給している者について、市税の滞納がある場合であって当該滞納税額の全てが当該保護の開始前のものであるとき。第2号、次条第1項の規定による確認の際、存する市税の滞納について当該滞納税額の全てが……

(「議長、議事進行」と言う声あり)

○議長 館部長、一度お戻りいただいて、今議事進行がありましたので。柴田議員。

○柴田議員 ただいまの答弁、1度目の答弁、条文を長々と読むということは、先ほど議長が簡潔な質問、簡潔な答弁ということで指導されていたはずですけれども、この答弁自体がこれほど長々とあっても実のあるものだとは思いませんので、議長のほうでの答弁の内容の精査をお願いしたい。

○議長 清水議員。

○清水議員 今の議事進行に対する説明ですけれども、国会でもこれはよくやっていることです。答弁がきっちとしているかどうかというのを条文と合わせて判断すると、そういう意味でやっているわけです。つまり先ほどの答弁はまとめ過ぎてポイントがはずれたということで、私は条文を読んでくれ

と確認の意味で言ったのです。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 それならば、再質問時にどの点がずれているのかということを明確にして、その部分だけ説明するのが本来の姿であると思います。全くどの部分がずれているとも指摘をしない今までただ条文を読めと言われても、我々本会議に出席している議員は何のことかさっぱりわかりません。その点についてきっちと精査していただきたい。

○議長 清水議員。

○清水議員 私がどこまで納税したらということを書いている条文ということで言ったことに対して、市民生活部長はきちんと正しく第4条1と2を示していますので、私と市民生活部長の中では曖昧ということではなく、きっちとピンポイント、指摘した条文をきっちと受けて答弁をしていただきたいことを言いたいと思います。

○議長 今ほど柴田議員の議事進行によりまして、この答弁のあり方というところが問われたわけでございますが、私も今の市民生活部長の答弁の後に申し上げようというふうに思っておりましたが、先ほど清水議員は国会もという言い方をしましたけれども、国会に倣うところは倣うという意味はわかりますけれども、あくまでもここは滝川市議会でありまして、質問、答弁ともに簡潔にというところが一応ルールとしてございます。そういう中で、今の清水議員のこの質問は、条文を読むというの多分長いということをわかって、前提の上でもし質問をしているのだとすると、やはりそこはもう少し配慮していただきたいというふうに私からも申し上げなければいけないかなというふうに思っております。ですから、このことは清水議員と市民生活部長の質問、答弁の中でそこが成立しているものであれば、皆様方にあえて条文を披瀝するという必要は私もないのかなと、そんなふうに考えておりますので、その点を十分に留意をしていただきて質問を続けていただきたいというふうに思います。

柴田議員、よろしいでしょうか。

○柴田議員 いいです。

○議長 そうしましたら、ただいま市民生活部長の答弁が途中でありますけれども、清水議員の質問から始めたいというふうに思います。清水議員。

○清水議員 今市民生活部長がこれから読む第4条の2のところにまさにそのことが書いてあるのですけれども、そこには現年度の分はまず納めなさいと、過去の分についても2万円以上のものについては納めなさいということが条件になっているのです。だから、誠実だとかそういうことでなくて、納めることが条件になってしまんか。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問はそこだなというふうに思っておりまして、その辺では年度内に滞納総額の納付見込みありということ、先ほど清水議員がおっしゃっていました滞納額2万円以内、それから納付の約束、それから滞納額納付の約束、例えば5回連続履行したり、細かいルールがありますけれども、滞納額2万円以上の方は滞納総額の3分の1を納付している方で、残りの額も納付約束していると、そういう部分のルールでございます。ですので、基本的には納付相談を行っていただきたい、そ

これから指導をさせていただくといったところが前提になってきておりますので、あくまでも税務担当としてはご相談いただきたいというところからスタートしたいというふうに思っています。

○議長 清水議員。

○清水議員 いずれにしても、納付できない、そういう能力が低い方に対しての配慮がない。さらには、道内でも実績が恐らく私はないというふうに思います。全国でももしかしたらない。こういった滝川市独自とも思えるような二重のペナルティーを科すようなことは、もうやめていただきたい。

3点目ですが、放課後児童クラブ利用料減免についてですが、これは児童福祉法第34条の8の規定に基づいて市が実施しています。これを踏まえ、利用料の減免制度を制限対象から外すべきではないでしょうか。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の中に道内、全国、事例がないというお話だったのですが、私が調べたところによりますと、道内では町村に幼稚園就園奨励費の制限を項目として加えているもの、全国にもございます。

それで、ただいまの質問でございますが、あくまでもサービス利用そのものを制限するのではなくて、幼稚園の関係も放課後児童クラブの関係も減免に関して制限しているものでございます。税制担当としては、税の公平性、こういったことを考えて今後も継続したいというふうに思っています。

○議長 清水議員。

○清水議員 実績について調べてもいないと。私先ほど誠意がないという、姿勢 자체が問題だということを申し上げましたが、その点は私今回その意を強くいたしましたので、徹底的にこれからもやつていきたいと思います。

## ◎2、保健福祉行政

- 1、保育士の給与について
- 2、保育士の仕事について
- 3、社会福祉事業団に譲渡した緑寿園について
- 4、介護保険総合事業について

それでは、次の問題に移ります。保健福祉行政ですが、保育士の給与について。保育士は、業務に必須の資格であり、職場の管理や職員間の管理、指導を除けば幼児に対する保育労働は同じ効果、重さと考えます。そこで、賃金の実態について時間当たりの比較で伺います。保育士として勤務する正職員、平均年齢で期末、扶養など全ての手当を含むもの、また嘱託職員については平均、臨時職員についても平均の時間当たりの換算値と年額の比較について伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 ご質問いただきました保育士の給与の平均的な職員の1時間当たりの換算額と年額についてでございますが、平成27年度の実績で申し上げます。正規職員では1時間当たり約2,800円、年額約570万円。嘱託職員で1時間当たり約1,000円、年額約200万円。臨時の任用職員で1時間当たり905円、年額約170万円となっております。ただいまの実績につきましては、

正規職員の勤務時間は週38時間45分ですが、嘱託、臨時職員については週37時間30分のモデル給与で計算しておりますことを申し添えたいというふうに思います。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 次、保育士の仕事についてですが、滝川市立保育所の正職員、嘱託職員、臨時職員のまざりと割合、仕事の内容の特徴と違いについて伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 保育士の正職員につきましては13名、比率40パーセント、嘱託職員5名、16パーセント、臨時職員14名、44パーセント、合計32名であります。日々の保育、保育の記録、保護者との連絡、行事の準備などの保育士業務は、正職員、嘱託職員、臨時職員にかかわらず担っておりますが、年齢別クラスの担任、副担任は正職員か嘱託職員が担い、保育会議、保育所だよりの作成、給食費の徴収については正職員のみが行うことで分担しております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 次ですが、保育士として働く方のほとんどは、正職員として勤務経験があると思われます。一方、結婚等で一度退職し、再就職した方々は、再び滝川市の正職員として勤務できる可能性は極めて低いと思います。必然的に嘱託か臨時のいずれかの非正規職員として働くを得ません。しかし、保育士としての能力、経験は正職員と同等前後と考えられます。時間当たりの賃金差は、可能な限り小さくすべきではないでしょうか、お考えを伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 時間当たりの給与差についてのご質問でございますが、ご指摘にありましたように保育士としての能力、経験、また求められる役割等を踏まえるとともに、一方では労働市場の動向や保育士確保に係る国の施策の動向、あわせて本市におけるほかの職種の嘱託、臨時的任用職員との均衡等も勘案しながら総合的に判断していくものというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議長 清水議員。

○清水議員 この問題では、もちろん国の制度動向、また労働市場、当然だと思います。一方、滝川市の非正規職員の中でどのように、こういった正職員とほぼ経験、能力、資格、同等な職についてどうこれを引き上げていくかというは滝川市の問題でもあるというふうに思いますが、その点例えれば臨時職員、嘱託職員の中にはたくさんの職種があるというふうに思います。これについて十分そういうふうに本当に単純な補助業務の場合と正規とほとんど変わらないような場合と、そういうものを引き上げていくというお考えについて伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 職員の嘱託あるいは臨時的任用職員の能力の向上という部分も含めてというご質問だと思いますが、確かに基本的に職員、臨時職員、嘱託職員を採用する際、嘱託は基本的に専門性という部分も当然考慮しておりますし、募集といいますか、実際応募いただく中で、その方の希望する例えば勤務の時間内容とか、時間帯とか、そういったことも当然勘案しながら職員の採用とい

うのは行っております。ただ、お子さんを預かるという職種、保育士の場合は特にそうですが、そういったことを十分勘案しながら、その方の、例えば臨時職員であれば先ほど保健福祉部長が申し上げましたけれども、臨時職員、嘱託職員、それぞれ職務がございます、そういった職務にきちっと対応していただいて、お子さんの保育に支障がないような形で進めていくということが基本になるだろうと。ただ、基本的に長く年数を採用するに当たって、その職種の技能とか、そういうものについてもレベルアップできるような形には当然現場の中で対応していると、今後についても対応していくということは言うまでもないことであるというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、嘱託あるいは臨時、それぞれの職務に応じて採用しているということについてはご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 私がお伺いしたのは、正規と非正規のそういう違いでなくて、同じ嘱託、同じ臨時の場合、職種等に違う差をもつとつけるべきではないのかという質問です。ですから、今の答弁はちょっとずれていると思いますが。

○議長 総務部長。

○総務部長 少しご質問と答弁がかみ合わなかった部分があつて、大変申しわけございません。

臨時職員につきましては、あくまでも臨時職員の時間単価という部分で設定をしております。ただし、同じ臨時の中でも職員代替で採用されている臨時職員もいますし、一般の保育士補助という形で採用されている方もいます。これは、介護職もそれぞれの介護職であればそれぞれの業務の内容によって単価というのは異なってきている部分もありますので、これについてはそれぞれの職務あるいは職務の内容等によって当然賃金あるいは給与、嘱託でいえば報酬等の差が出てくるということについては言うまでもありませんが、介護職、保育職につきましても現在国のはうでも給与の上昇といいますか、こういった課題が出てきておりますので、こういう部分については国の動向等も踏まえながら今後本市としてもどうあるべきかという部分については検討していくみたいというふうに思います。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 余りぴたつとはまる答弁が来ないので、先ほど保育士については905円という答弁、臨時です。答弁されました。これは、私のこれまで決算委員会、予算委員会でお聞きした中ではこれは担任をする場合の臨時職員の単価で、代替職員の場合は700円台というふうに私はちゃんとメモしております。議事録にも載っていると思いますので、臨時職員の905円というのは平均ではなくて高いほうのもので、もう一つ安いランクのものがあるということについて確認をしたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 先ほど臨時職員の平均という部分のご質問だったということもあって905円ということで答弁をさせていただきましたが、臨時職員につきましては職員代替でございますと905円という部分で計算していますが、通常の保育士の場合については810円という金額、あるいは保育補助につきましては770円という単価でございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 きちっと確認をしますけれども、905円の方は担任、副担任は絶対に持っていないのですね。私は、これまでたしか議事録に載っていると思うのです。905円は担任、副担任持っている方も含まれるというふうに思うのですけれども、確認します。

○議長 総務部長。

○総務部長 先ほど保健福祉部長が答弁いたしましたが、臨時職員につきましては担任、副担任については持つてはございません。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 結局770円というのは、職員代替といいながら、やっている業務は905円の臨時職員とほとんど同じではないでしょうか。担任、副担任を持たないという点では何か差があるのでしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 先ほど申し上げました保育補助の770円につきましては、保育士の資格を有していない方が保育に当たる場合、保育補助という形で勤めていただく場合の単価ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、今までの決算委員会、予算委員会の議事録をもとにやっていますので、議事録を後で精査していただきたいのですが、私は保育士の時間単価ということで聞いてまいりました。もし保育士の資格を持たない助手ということであったとすれば、私も一応確認しますが、お互いに確認して、次の機会にまた議論したいというふうに思います。いずれにしても、保育士の臨時職員の時間単価というものがやはり一般の事務補助等に比べて私は不当に低いというふうに思いますので、改善を求めて、次の質問に移ります。

次、3点目、社会福祉事業団に譲渡した緑寿園についてですが、建てかえで特別養護老人ホームのユニット型個室による負担増対策は、譲渡仕様書で甲乙協議の上決定するものとするとされています。これは、ユニット型個室になることで月額1.5万円から5万円もの利用者負担増、これは2014年3月時点ですが、を緩和するために市が一定の支援をする目的で入れられたものです。移転開園が半年後に迫った今、協議の結果はどのようになったのか。利用者の負担増緩和の程度及び市、滝川市社会福祉事業団の負担等について伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 施設譲渡を検討し始めました当初より、ユニット型個室の導入による利用者負担増の対応については事業団と協議を継続しておりますが、特別養護老人ホーム緑寿園の建てかえに伴う多床室からユニット型個室に移ること、これによりまして利用者負担が増になることにつきましては、その全額を市と滝川市社会福祉事業団が2分の1ずつ支援する方向で検討を継続しております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 これは、利用者の所得によって第1段階から第4段階まであるのですが、第1段階ではその差額、年額29万5,000円、第2段階、16万2,000円、第3段階が33万8,000円、第4段階40.7万円ですが、この2分の1ずつを負担すると、まず確認します。

2点目は、これは何年間継続されるのかお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 所得の段階別という考え方ではなく、現在全室が多床室です。そこからユニット型に移った場合の負担増となる部分について市と事業団で2分の1ずつ負担をし合うという方向でございます。また、年度につきましては、現在シミュレーションで想定しているのは5年間でございます。詳細につきましては、予算措置も伴うことでございますので、今ここで明言はできませんけれども、今その詳細について事業団とともに詰めているところでございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 これは、ユニット型個室にするかどうかという議論の中で、多床室から移る場合にこういった大幅な負担増になると。ですから、ユニット型個室にすると同時に、これについてはということで当時、2年より前に市理事者の皆さんとよく議論した問題です。そういった点では、誠実にこれが進められているということが確認されましたので、大きく評価をして、次の質問に移ります。

次ですが、4点目です。介護保険総合事業について。2016年2月18日、臨時議会の補正予算での質疑に対し、緩和した基準によるサービスについては平成29年度からの実施を目指し、介護サービス事業者の協力を得ながら検討するなどと答弁されています。その後の状況を伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 本市におきましては、本年3月に介護予防・日常生活総合事業への移行を実施しております。その際、既存のサービスのみを実施し、緩和した基準の多様なサービスについては今年度介護サービス事業者などの協力を得ながら検討を行い、29年度からの実施を目指しているところでございます。現在の状況といたしましては、滝川地域介護サービス事業者連絡協議会と緩和した基準などの多様なサービスの必要性について協議を進めているところであります。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 これは予算委員会でもお聞きしましたが、状況が進展をしていないということですので、これでこの質問については終わりたいと思います。

### ◎3、市営住宅

- 1、市営住宅の入居状況について
- 2、事務所に出向いて行う主な手続き等について
- 3、指定管理化にともなう新しい事務所について

#### 4、抽選会の場所について

次、3件目、市営住宅です。市営住宅の入居状況についてまず伺います。市営住宅の施設管理業務を2017年4月から指定管理にするため、9月1日に募集要項が発表され、募集が開始されました。指定管理者は、10月末から11月に選定されます。まず、現在の入居世帯数と入居者数について、また1年間の退去世帯数と入居世帯数について伺います。

○議長 建設部長。

○建設部長 まず、1点目のご質問ですが、直近の8月31日現在の状況としましては、入居世帯数は1,597件、入居者数は3,057人となっております。

2点目のご質問になりますが、1年間の退去世帯数と入居世帯数ですが、昨年の平成27年度の状況としましては退去世帯数144件、入居世帯数102件となっております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 次に、事務所に出向いて行う主な手続等、これ事務所というのは指定管理制度では市役所外が想定されるということで事務所という言葉を使っておりますが、現在は市民、入居者が市庁舎に出向いて行っている手続は今後事務所で行うことになります。それらの手続は、入退去時の各種手続のほか、世帯員の増減、同居異動届といいますが、連帯保証人変更届、入居承継申請、家賃減免申請、駐車場使用申請、返還届、車庫証明申請、毎年2回の補充登録申し込み、管理人への説明、苦情、自治会の駐車場管理業務完了報告、建てかえに係る諸手続などがあると思いますが、概要について伺います。

○議長 建設部長。

○建設部長 入居者及び入居希望者が事務所窓口で行う手続は、空き待ちの補充登録や入退去手続、また入居期間中におけるさまざまな生活の変更に伴う各種手続がございます。ご質問で触れられた手続以外にも、毎年入居者が実施していただく収入申告手続や入居者が必要とする場合の居住証明等の証明申請などもあります。入居者及び入居希望者の申請全般につきましては手続行為となりますので、窓口での申請が基本となります。書類の提出行為のみであれば郵送受け付けも行っており、確認が必要な場合は電話での対応も行っております。一方、市の政策として進めております建てかえ事業に係る手続で説明会や移転に伴う抽せん会につきましては、引き続き市で対応を行っていくこととしております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 この点で後段述べられました。当然来れない人いらっしゃるのですよね。これについては郵送でもできるということですが、具体的な話をしますけれども、現在道営住宅の赤平、芦別、砂川、美唄、深川、歌志内、こういったところに所在している道営住宅については事務所が滝川にあるMSマンションサービス、たしかそういうお名前だったと思うのですが、ここに問い合わせをしましたところ、100パーセントの事務手続が郵送でできるということを確認しております。現在の市営住宅の手続業務については100パーセントではないというふうなご答弁だったというふうに思いま

すが、確認をしたいと思います。

○議長 建設部長。

○建設部長 現在の手続上におきましては、入居希望者の方が入居したいときの補充登録、これにつきましては入居要件だとか団地の説明等もございます。そういうことで、市営住宅に入る順番を決めたりしますので、この補充登録につきましては、空き待ち登録と言いますけれども、これについては窓口に来ていただくこととなっております。それから、入居の鍵の引き渡し関係、これにつきましても入居手続完了後に鍵を引き渡す必要があることから、窓口のほうに来ていただくというようなことを前提としています。それから、家賃の減免申請等、これにつきましても生活状況等を確認しなければなりませんので、これにつきましても窓口に来ていただいて聞き取りさせてもらう、または相談させていただくということで進めておりますので、道営が全て郵送で成り立つということらしいですけれども、我々としては今指定管理の中ではこういう分けた中で今後も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 今部長が言われたように、滝川市が指定管理にするときに、例えばご高齢等で事務所に来れないという方について全て郵送ではできないということが述べられました。しかし、滝川市が参考としている道営住宅、また先行5市の指定管理においては、全部私確認したわけではございませんが、空き待ち登録も郵送で申し込み、抽せんは公開抽せんで行い、決定されたものについては後日郵送で、あなた当選いたしましたと。全く事務所に行く必要がないというもとで行われている。こういう先行事例を参考にして滝川市も指定管理をしていくということが求められる。このことをまずここで述べて、部長もそういうことだと、そうあるべきでないかということをまずご確認いただきながら、次に移りたいと思います。

指定管理化に伴う新しい事務所についてですが、業務仕様書で事務所の場所は滝川市内に事務所を設置することとされています。ただいまのご答弁で1,547世帯、約1,500世帯というふうに私は通告いたしましたが、入居者手続と空き待ち、建てかえ入居の申請や抽せん会など多くの市民が行く新事務所の場所は指定管理移行での最重要問題の一つです。そこで、まず市内全域から来ること、公共交通利用者にとり利便性が高く、安価で行けること、市役所や市立病院、金融機関、中心市街地商店街利用のついでにも行けることを考慮すべきではないでしょうか。また、具体的な場所として可能な限り市庁舎の近くを提案いたしますが、考えを伺います。

○議長 建設部長。

○建設部長 ただいま事務所の設置場所につきまして、市営住宅の管理窓口だけではなく、他の施設の利用を踏まえたさまざまな視点でということで考え方やご意見を伺ったところでございますが、同様の質問はこの6月に開催されました第2回定例会におきましてもその当時の考え方につきましては答弁させていただいたところでございます。9月1日から指定管理者の募集を開始しましたが、募集開始に当たって、事務所の設置場所につきましても選定職員会議で議論を行いました。募集段階では、特定した地域や場所を指定するのではなく、これまでも説明させていただいたとおり、募集の段階で

門戸を広げ、まずは団体や企業が参加しやすい環境をつくることを前提に考えております。その後参加事業者からの事務所の考え方や入居者や入居希望者とのかかわり方なども確認しまして、市民サービスの向上につながるような状況を求めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 関連がありますので、次の2点目も聞いて、それでまた今の再質問を行ってよろしいでしょうか。

○議長 今の部分を完結させずにということですか。

○清水議員 ええ、そうです。本来だったら1と2をあわせて。

○議長 そしたら、1と2をまとめて質問してください。

○清水議員 済みません。

2番目ですが、指定管理者の既存事務所以外の場所に設置することで現状ではかかっていない費用が新たに発生します。まず、管理代行負担金の積算に事務所設置費用相当分は見込んでいるのか。また、1ヵ月20万円前後の費用がかかるとも考えられます。積算にないのであれば、応募者が市民にとって望ましい場所を提案することが困難になるのではないかでしょうか。私が何度も提案してきた管理人制度廃止などにより財源を確保して、積算に入れるべきではないでしょうか。

○議長 建設部長。

○建設部長 1点目のご質問ですが、指定管理代行負担金の積算に対する内容につきましては公表しているものではありませんので、具体的な答弁ができませんが、業務を進めるための総体として業務経費を計上しているところでございます。

2点目では、先ほどの3項目めの指定管理化に伴う新しい事務所についてでのご意見と同様と考えますが、市役所や市立病院の近隣に窓口となる事務所を設置することが望ましく、事務所設置経費についても経費として見るべきとのご意見だと思いますが、また3点目ではその費用財源の一つの考え方として管理人制度を廃止して、その財源を活用してはどうかのご意見と受けとめます。これまでの答弁と重なる部分ございますが、参加事業者の提案内容や考え方をしっかりと確認して、サービスの向上に向けてどのように考えているかを確認し、判断していきたいと考えております。9月1日から募集を開始しておりますが、募集要項で指定管理料上限額、そして業務仕様書で業務内容など維持管理全般につきましてお示しして募集を行っております。このような中で、まずは募集を実施し、そして参加いただいた事業者が窓口となる事業所の設置や考え方を含め、維持管理をどのように効率よく進めていく考えを持っているか、提案を含めて聞き取りを行い、判断してまいります。指定管理者制度を導入することにより、民間の弾力性、柔軟性等によりさらなるサービスのが図られ、直営管理より費用対効果が出ることを目指しているところでもございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、部長が答弁で6月にも同様の答弁をしているということについてですが、指定管理の募集要項並びに指定管理の業務仕様書、この案が議会に示されたのはいつですか。

○議長 建設部長。

○建設部長 8月中旬でなかったかなと私の記憶では、具体的な数字としてはちょっとあれなのですけれども、8月中旬に経済建設委員会の中で素案としてお示しさせていただいたという状況だったと記憶しております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 議長、手帳持ってきていいですか。

(何事か言う声あり)

○議長 清水議員。

○清水議員 8月中旬というのは、8月19日です。そして、この募集が公開されたのは9月1日です。ですから、案が示されてわずか10日で実施なわけです。ですから、これも本当に市民のことを、市民の理解を得られるということ、意見を入れて制度をつくっていくという姿勢が弱いのではないかということを指摘したいと思いますが、話の本論に戻しますが、事務所についてはまず提案を受けるというような話をされました。ですから、必ずしも市庁舎の遠くになる可能性が高いということではないともとれます。しかし、まず滝川市より先行している5市の状況について私が調べたものをお知らせするとしますけれども、ここでは小樽は市役所の斜め向かいです。函館市は亀田支所の2階です。千歳市は市役所の向かいです。そして、釧路市は庁舎の中で住宅課の隣です。そして、札幌市は市役所の1条北。どれも市役所の直近です。一方、これらの先行5市は全て事務所費用を積算の中に入れています。ところが、問題は道営住宅です。道営住宅は、積算の中に事務所費を入れていないということです。入れていない結果どうなったかというと、美唄、深川まで含めた道営住宅の事務所が滝川になってしまふのです。だから、事実上郵送しかできないということが起きているのです。

そういうことを述べながら、次の2点について何で積算に入れないのかということでお尋ねをしたいと思います。ただいまもそれについて明確な答弁らしい答弁なかったなど。なぜ積算に入れないのですか。

○議長 建設部長。

○建設部長 先ほどの答弁でもさせていただきましたけれども、ここは事務所経費を乗せてそこに固定するのではなくて、広く門戸を広げた中で、業者の提案とした中で総体的な中で経費を積算しております、指定管理においては。上限額の中でどのような事業を展開していただくかというような、事務所の場所の提案とか、そういうものも含めまして今回の審査の中で進めていきたいということを考えておりますので、具体的にコメントについては、今選考している、募集している最中でもございまして、具体的なコメントは控えさせていただきます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 選考している最中とはいえ、応募している事業所、企業はそれはもう皆さんわかっているのです。今回の募集では、修繕、一般修繕と計画修繕入れて、それだけで7,000万円近いものです。1億1,000万円を超えるような年間ですから、あと人件費も入れると4,000万円から

5,000万円しかないので。こういう中である業者さんは、そういうのも入っていないと、そういうことではとてもでないけれども、参加することはできないねということを、その業者さんは今回申請していませんけれども、そういうことも言っておりました。そもそもこれまで滝川市が庁舎の中でやってきた、このいい場所でやってきたことを、市民にとっても利便性のある仕事、これを指定管理に出すときに、少なくとも利便性の高い場所でできるように事務所費を積算の中に入れるのは当然ではないでしょうか。

○議長 建設部長。

○建設部長 また同じような繰り返しになるかもしれませんけれども、指定管理料というのは総体で提案させていただいているのです。ですから、今清水議員が言われたように、企業として対応し切れないのであれば、それは手は挙げてこないと思います。ですから、今回の我々の提案に対しても、見合うものがないというのであれば、来ないのかなというふうに考えております。そういう前提でこれはスタートしておりますので、来なければ直営でやるということで考えておりますので、入れる、入れないというのは指定管理としての我々の方針として決めたことでございますので、ご理解ください。

○議長 清水議員。

○清水議員 私先ほど事例挙げましたけれども、先行5市は釧路は庁舎内、そしてほかの4つは向かいとか、斜め向かいとか、1条上とか、ここで滝川市がぽんと離れたようなところに設置するということになると、私は市民の理解は得られないというふうに思います。先ほどこれから提案がされる、これに対して滝川市として例えば釧路のように庁舎内的一部を場所として貸すということについて検討はされたでしょうか。

○議長 建設部長。

○建設部長 他市の状況についても我々としては把握はしております。ただ、我々の方針としては先ほど答弁させていただいたとおりでございます。市役所庁舎の会議室を特定の企業や団体へ貸し出すということは考えておりません。あくまでもこれは指定管理者の業務の一つで対応していただくことを考えております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 特定の団体に貸すのは非常識かのように言われました。現に滝川市は、国際交流協会にかなりのスペースを貸与しています。国際交流協会が特別に貸せる団体なのだということでは、私はないというふうに思います。また、釧路の事例も、これは株式会社であろうが何だろうが、指定管理者になる場合は貸すというふうに述べています。そういうことも踏まえて、現在募集中だと、こういう時期に私がこういう一般質問をせざるを得ないというのは8月19日に案が示されたからなのです。だから、今募集中ではありますけれども、まだ応募が来る前ですから、私は滝川市役所の近く、またとにかく積算していないわけですから、当然予算もないということになるわけですから、庁舎内を貸すということも含めて検討はすべきではないでしょうか。

○議長 清水議員、先ほどから結局答弁側はもう同じことの答弁しか出てこないことをずっと聞いています。ただ言い方が違うだけなのですけれども、私が聞いている限りではこれ以上の答弁は出て

こないと判断しますが。

○清水議員 募集中でもやれることはできる限りやるべきだという。

(「特定の事業者のために言っているんじゃない」と言う声あり)

○清水議員 不規則発言やめてください。

○議 長 先ほどから建設部長の答弁は一貫しているのです。清水議員の質問で求めていることとは別の答弁をずっと一貫しておりますので、これ以上その質問をしても同じ答弁しか出てこないというふうに判断を私はいたしますので、ちょっと質問の仕方を変えていただきたいなというふうに思います。清水議員。

○清水議員 この質問を通じて私が申し上げていることは、市営住宅管理という大変大きな問題が8月19日に案が示されて、募集が始まってからの一般質問でしなければならない。こんなことは、私は進め方としてあってはならないということをまず言いたいです。そういう質問ですよ、まずは。そういう点で……

(何事か言う声あり)

○清水議員 市民にとっては、市民はホームページでしか知りようないのです。入居者の方々に知られないような状況で、わからないような状況で進められていること。これは、私は大問題だというふうに思います。市政上の大問題だというふうに思います。そういう点でこれまでの市民周知は十分だったというふうにお考えですか。周知していますか。

○議 長 先ほどから要旨1、2をまとめて質問をされるということで清水議員の質問を聞いておりましたが、今の中身に関しては、今度市民周知をどうしてきたかというのはこの要旨1、2からなかなかとれないのですけれども、そうなると通告外というふうに判断せざるを得ないというふうに判断いたします。

(何事か言う声あり)

○議 長 清水議員にはぜひそういう理解で質問を続けていただきたいと思います。清水議員。

○清水議員 部長のご答弁では全然先に進まないということで、しかし今の状況では市役所、現在のところよりかなり離れたところに事務所ができる可能性が私は強いというふうに思います。こんなことで市民の理解が得られるというふうに市長は思いますが。

(何事か言う声あり)

○議 長 副市長。

○副 市 長 先ほどから建設部長がご答弁していますけれども、8月の19日に案を示させていただいて、現在募集の最中ですし、清水議員が遠くに行ったらと言っていますけれども、そういうおそれもないわけではない。ただ、遠いというのはどういう意味か、ちょっと私はわかりませんけれども、どういう位置づけで場所が事務所が遠いだとかという、その定義がちょっとわかりませんけれども、答弁としては、市役所の中は一企業にお貸しするということは考えてございませんので、それは内部で検討した結果でございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私が遠いと言っているのは、利便性、公共交通機関、その他ついでに行けるという、通告に書いているとおりです。そういう意味での遠いという意味です。

今私が聞いたのは、これで市民の理解が得られるのかということを市長にお聞きしたわけで、市民の理解が得られる、得られないについては何のご答弁もございません。

○議 長 副市長。

○副 市 長 得られるか、得られないかというのは、たくさんの市民の方がいらっしゃいますので、得られるように努力したいと思います。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 ただいまの副市長の答弁は、私は誠意なき答弁だというふうに思いますが、それは市民の判断に委ねたいというふうに思います。

最後に、スポーツ振興ですが、西公園パークゴルフ場の閉鎖方針について伺います。

○議 長 済みません。

○清水議員 抽せん会の場所についてです。

補充登録抽せん会や建てかえに伴う抽せん会に参加する市民は多数です。千歳市の指定管理では、抽せん会は市庁舎を会場として提供しています。利便性が高く、公共交通機関利用者が安価で行ける、皆が椅子で待機できる場所として市庁舎の使用を推奨すべきではないでしょうか、伺います。

○議 長 建設部長。

(何事か言う声あり)

○建設部長 補充登録につきましては、平成28年4月に実施した状況としましては、2日間実施し、これは両日とも9時から16時までございますが、その状況では登録件数は延べ96件ございました。補充登録は、希望団地への登録手続で簡単な口頭確認でありますので、登録手続が終わりましたらお帰りいただく流れとなり、所要時間は5分から、簡単な相談を受けても10分程度を要しているところでございます。登録者が集中するのは初日の開始時間に固まる傾向がありますが、長時間待たせることはございません。

指定管理者制度導入後につきましても、団地への登録制度の取り組みにつきましては直営同様の補充登録を年2回実施していただくことを考えております。登録会場につきましては、指定管理者が用意していただく事務所が基本と考えますが、日常的に維持管理する事務所を利用するのか、空き待ち登録など特定の行事につきましては別の貸し事務所や地域のコミュニティセンターなどを利用するなど、指定管理者参加団体へどのような対応を行うのか確認が必要と考えております。この場合で市として指示することは考えておりません。また、市役所庁舎の会議室を特定の企業や団体へ貸し出すことも考えておりません。あくまでも指定管理者の業務の一つとして対応していただくことを考えております。一方、建てかえ事業に伴う住みかえ者や一般公募における抽せん会、これにつきましては市の政策としての事業でありますから、引き続き会場を含め市で対応していく考えであります。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

## ◎4、スポーツ振興

### 1、西公園パークゴルフ場の閉鎖方針について

○清水議員 次に移ります。スポーツ振興ですが、西公園パークゴルフ場の閉鎖方針についてです。西公園パークゴルフ場を2017年度に廃止する方針が第2回定例会で、西公園のコースについては、これはもう廃止というふうに考えている。この問題につきましては、先ほど小野議員へのご答弁がありましたので、それを踏まえて、先ほどは廃止方針というふうに述べられました。しかし、滝川市パークゴルフ協会が長年にわたりボランティアで整備、管理してきた施設で、利用者数も多く、健康維持と滝川版CCRCなど生涯元気なまちづくりには欠かせません。市内市営施設の利用状況は、15年度、空知川で1万898人、西公園8, 165人、ふれ愛の里、私の推定で約1万人、ほかに江部乙のコスモスパークゴルフ場4, 915人、西公園パークゴルフ場は中心市街地に近く、自転車でも行きやすい。

1点目、廃止する理由は。2点目、廃止によりパークゴルフ人口、回数が減ること、その方たちの健康増進環境が後退すること。しかも、それが交通弱者、経済弱者に多く影響が出ることをどのように考えているのか伺います。

○議長 教育部長。

○教育部長 現在西公園パークゴルフ場は、公益社団法人日本パークゴルフ協会の公認コースでございます。新たなパークゴルフ場の造成に当たり、日本パークゴルフ協会公認コースについては新パークゴルフ場で新たに認定を受けることを予定しております。それに伴いまして、西公園パークゴルフ場が担ってきておりました滝川市の拠点コースとしての役割、機能を移転する予定と考えております。この機能移転をした後の西公園パークゴルフ場をどうしていくかということについてこれまで検討を重ねてまいりました。西公園パークゴルフ場は、滝川市パークゴルフ協会が主に拠点として利用し、平成6年のグリーン拡張工事の際には協会の会員約40名の方が工事協力者として工事を実施した経過がございます。その経過の中で、維持管理においても長年協会の皆様が一生懸命情熱を持って実施してきていただいた施設であるということは、これはもう周知のとおりでございます。

西公園のパークゴルフ場につきましては廃止という方針で、これは利用している皆様にご不便をおかけするということはあるのかもしれません。しかし、市内には無料でご利用できるコースがまだほかにもあるということでございますから、これらのご利用をしていただくとする中で、これまで協働の精神のもとで西公園パークゴルフ場の維持管理にご尽力をいただきました滝川市パークゴルフ協会の皆様の高齢化等の理由により、これ以上管理業務を続けられないと、そういったご意向も確認をさせていただいた中で、市として公共施設マネジメント方針の視点を持ちまして、これらを判断をしたところでございます。ぜひともご理解いただきたいと思います。

この西公園のパークゴルフ場の閉鎖につきまして、ご質問にありましたパークゴルフ人口の減少ですとか、健康増進施設が後退すると、この1カ所の施設の廃止によってこれが事実後退するということについてはいささか極論ではないかという感じがするわけでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 2点目ですが、滝川市パークゴルフ協会とどのような話し合いをし、最終的にどうなったのか伺います。

(「今言った」と言う声あり)

○清水議員 いや、言っていないでしょう。経過は言ったけれども、パークゴルフ協会との話し合いでです。

○議長 教育部長。

○教育部長 西公園パークゴルフ場の廃止の検討ということに際しましては、協会のご意向を確認させていただいております。協会は、かつて会員300余名という時期もありましたけれども、昨今は協会へ加入しないでパークゴルフを愛好される方がふえているというようなこともありますし、会員が減少傾向にあるということはお聞きをしております。また、新しいパークゴルフ場の開設によりまして、西公園の利用者が減る見込みであるということもございます。また、先ほど申し上げましたけれども、会員の高齢化が進み、現実としまして西公園のパークゴルフ場の管理業務をこれ以上続けることは困難であるといった、そういったご意向を確認しているところでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 3点目ですが、廃止により市の歳出増額はどの程度になるか。パークゴルフ場を廃止以後に係る原状復帰、草刈り、清掃、樹木管理などの管理費用はどの程度になるのか伺います。

○議長 教育部長。

○教育部長 西公園のパークゴルフ場につきましては、他のスポーツ施設と一緒にして滝川市体育協会が指定管理をしている場所でございます。市の歳出減というところでございますけれども、おおむね60万円程度かなというような試算をしているところでございます。原状回復につきましては、設置をしてあります小屋の撤去費用ですか、カップの穴の埋め戻し費用など一時的に発生するものもございますけれども、公園に戻すということでございますので、今の芝はそのまま活用するというようなことで、原状復帰に大きな費用というものはそれほどかからないのかなという感じはしておりますけれども、その後恒常に公園としましては草刈り業務などがございますので、そういう費用で、これは単純計算でございますけれども、50万円程度はかかるのかなという見込みでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 次ですが、廃止方針は、理由や影響などの説明もなく、市民や利用者の理解を得られていないと考えます。当面は維持管理について他の方法を検討するなど、廃止しない道を探ることとし、2017年度の廃止は見送るべきではないでしょうか。

○議長 教育部長。

○教育部長 西公園パークゴルフ場の閉鎖の方針といいますのは、これまで申し上げてきたとおりでございます。ただし、協会会員以外の皆様というところの周知でございますけれども、これについては来年のシーズン初めまでにまだ半年以上あるということもございますので、今後スケジュールの中で説明をしていきたいというふうに考えてございます。

新設する公共施設でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、公共施設のマネジメント方針と、こういうような考え方のもと、現存する施設の持つ機能を移転集約しつつ、持続可能な

形でこのパークゴルフ場を残していくということを基本に考えてございます。そんなこともありますので、新たなパークゴルフ場というのは西公園のパークゴルフ場が担ってきた滝川市の拠点コースとしての役割を引き継ぐということで考えてございますので、この辺はぜひともご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 市民の理解を得ているかどうかという点で、理解を得るためににはまず説明しなければならないですよね。現時点では廃止について説明されていないということで確認してよろしいでしょうか。

○議長 教育部長。

○教育部長 管理をされています協会の皆様方には当然幹部の方にご説明をしておりますので、それは理解を得ていると。ただし、今申し上げました会員以外の方、これにつきましてはこの先まだ半年以上ありますので、その期間をもって説明をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 芝に戻す、との公園の状態に戻す工事はいつごろやられるのですか。

○議長 教育部長。

○教育部長 これは、今シーズンはまだ営業といますか、運営をしておりますので、少なくともそれ以降ということだと思います。協会の皆様とご相談をしながら進めたいと考えております。

○議長 清水議員。

○清水議員 まさかクローズになって、その後すぐ協会の方々がこれまでやってこられたようにボランティアでもとに戻すということが連続してされた場合、市民周知より早くゴルフ場がなくなるということありますか。それで、もしそういうことが想定されたら、どうなのか伺います。

○議長 教育部長。

○教育部長 少なくとも今シーズンの営業はできるということでございます。ですから、無理やりあした閉めてやるということではございません。ですから、今シーズン中には終わるということです。当然その以降に埋め戻しの工事は、これは皆さんにやっていただくということではありませんから、私どももやっていくということでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 先ほど原状復帰後の市の費用は60万円ぐらいかかるという話をされていました。50万円減って60万円ですから、10万円ということですね。教育長にお伺いいたしますけれども、現在60万円の出費、これが10万円になる。わずか50万円加えればこれまでどおり西パークは続けられるわけです。今急にやめるのではなく、1年は継続するということ、この程度はできるのではないかでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 清水さんのお気持ちを理解いたします。ただ、先ほど来申し上げていますように、私ども方針というものの中で判断させていただいておりますし、なおかつ10万円とおっしゃいましたけれども、それは今までパークゴルフ協会の皆さんのご協力があったから今10万円という数字になっ

ていまして、これが私どもがきちっと業者に頼んで管理するということになると10万円ということにはならないのは目に見えています。そういう意味も含めて、残念ながら方針に沿わせていただきたいということでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 それはわかつて聞いています。ふれ愛の里に対する指定管理委託は、あそこのパークゴルフは120万円です。これまで西公園は60万円です。つまり60万円値、月10万円値はパークゴルフ協会の方々がボランティアでやっていただいたのです。逆に言うと、その60万円を市が負担することでふれ愛の里パークゴルフ場と同じように運営できる。その60万円程度は無理なのでしょうか、教育長のご判断でできないのでしょうかと聞いています。ボランティアでないですよ、今度市が指定管理をふやすということですよ。

○議長 教育長。

○教育長 先ほどの答弁と同じですけれども、お金の面ではと後からお金の面のお話をつけ足させていただきました。あくまでもうちの判断基準は方針です。先ほど来申し上げているとおり、方針に沿って最終的に決断させていただいたということですので、ご理解いただきたいと思います。

(「もう一回できる」と言う声あり)

(「できる、できる」と言う声あり)

○議長 まだ何十秒か残っていると思います。清水議員。

○清水議員 このままでは、クローズしてパークゴルフ場の施設をなくする。それと、市民への周知期間、ぱっと何か発表すればいいというものでないのですよ。説明したら、それは当然聞かなければならぬ。そういうことを考えたら、相当期間かかると思うのです。だから、今のコースの解除、これは来シーズンにすべきではないでしょうか。

○議長 教育部長。

○教育部長 先ほどから申し上げておりますけれども、今シーズンの営業はするわけです。ですから、その後にいつやるのだというのはまだ決めておりません。協会の皆様と相談しながら、時期を見てやるということです。公園ですから、当然雪降るとこれはできないというふうに考えていて、それは今後の相談の中で決めていきたいと思います。

○清水議員 終わります。

○議長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議長 本日はこれにて延会いたします。  
お疲れさまでした。

延会 午後 2時29分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員



## 平成28年第3回滝川市議会定例会（第15日目）

平成28年 9月15日 (木)

午前 9時59分 開 議

午後 1時17分 閉 会

### ○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 報告第 3号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

日程第 4 報告第 4号 株式会社滝川グリーンズの経営状況について

日程第 5 報告第 5号 監査報告について

報告第 6号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 J R北海道・J R四国・J R貨物に係る税制特例の恒久化を求める要望意見書

意見書案第2号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める要望意見書

意見書案第3号 無年金者対策の推進を求める要望意見書

日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

### ○出席議員 (18名)

1番	三上 裕久 君	2番	堀 重雄 君
3番	館内 孝夫 君	4番	清水 雅人 君
5番	山本 正信 君	6番	安樂 良幸 君
7番	本間 保昭 君	8番	田村 勇 君
9番	井上 正雄 君	10番	水口 典一 君
11番	小野 保之 君	12番	渡邊 龍之 君
13番	木下 八重子 君	14番	山口 清悦 君
15番	柴田 文男 君	16番	荒木 文一 君
17番	関藤 龍也 君	18番	東元 勝己 君

### ○欠席議員 (0名)

### ○説明員

市長	前田 康吉 君	副市長	千田 史朗 君
教育長	山崎 猛 君	監査委員	宮崎 英彰 君
会計管理者	若山 重樹 君	総務部長	中島 純一 君

総務部次長	高橋一美君	市民生活部長	館敏弘君
市民生活部次長	石川雅敏君	保健福祉部長	国嶋隆雄君
産業振興部長	中川啓一君	産業振興部次長	長瀬文敬君
建設部長	高瀬慎二郎君	市立病院事務部長	田湯宏昌君
市立病院事務部次長	椿真人君	教育部長	田中嘉樹君
教育部指導参事	小野裕君	監査事務局長	加藤孝昭君
選挙管理委員会		総務課長	鎌田清孝君
事務局長	越前充君	財政課長	堀之内孝則君
企画課長	深村栄司君		

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君	書	記	菊田健二君
書	平川泰之君	書	記	村井理君

開議 午前 9時59分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、山本議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

なお、この場合11名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位12番目の方の質問に入ります。

一昨日、昨日も申し上げておりますが、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらぬようご留意願います。

館内議員の発言を許します。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内孝夫でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告の範囲内で質問させていただきます。なお、本日私ちょっと喉を腫らせてしまって、聞き苦しいところがあると思いますけれども、ゆっくり質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

◎1、平和都市宣言

1、平和都市宣言後の周知について

それでは、1問目に移らせていただきます。平和都市宣言、平和都市宣言後の周知についてお伺いいたします。要旨の1番目、平成28年4月に本市は平和都市宣言を行いました。その後周知について努められておりますが、周知の状況についてお伺いいたします。

○議長 館内議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 おはようございます。ご質問の平和都市宣言の周知についてでございますが、広報たきかわ4月号に掲載をし、市民周知を図ったほか、市公式ホームページの滝川市のプロフィールのコーナーにおいて宣言文及びその解説について公開しておりますし、平和都市宣言を周知するポスターを作成し、学校、コミュニティセンターなどに掲示をしているところでございます。また、8月15日に行われました平和祈念市民の集いにおきましてもポスターを掲示したほか、市長が祈念のことばの中で全文を読み上げ、当日参加者に配布させていただきましたしおりの裏面に平和都市宣言を掲載するなど、市民周知に努めているところでございます。さらに、市立図書館と連携し、

8月1日から15日にかけて「平和都市宣言記念 戦争～あの日を忘れない～」と題した本の展示を実施したほか、8月9日には平和都市宣言を記念し、平和に関する本をテーマとした「朗読の森～S u m m e r～」を市庁舎1階ロビーで開催したところでございます。今後も市立図書館と連携した展示事業を初め、市全体の事業を見渡して平和都市宣言の周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 館内議員。

○館内議員 4月に平和都市宣言を行い、まだ半年という経過の中で、これほど多くの平和宣言、またそういう行動を市が一生懸命されているというところで、とてもすばらしいことだと思っております。

続いての質問に移らせていただきます。これまでの本市の学校教育の場で戦争や平和についての体験者の話を直接聞くという授業は行われてきたでしょうか。また、行われてきた場合、どのように進められてきたかをお伺いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

過去においては、ただいまご指摘にありましたような取り組みが行われておりました。ただ、戦後70年超という中で、最近では直接体験者の高齢化などによりなかなかそういった取り組みが難しくなってきてているのが現状であります。過去実際に体験者をお呼びした中では、例えば国語の学習の中で戦争の時代が文学教材の背景になっているような場合、当時の国民の生活の状況等について子供たちが調べる学習をした上で物語の読解の学習に入っていき、教材を読み終えた後、調べたことを発表し合う学習をさせる。その際、参考となる実体験者のお話を聞かせるといったような取り組み。また、社会科においては、3、4年生で社会科副読本を活用しておりますが、戦争当時の滝川の様子について学び、実際に郷土館を見学する学習が行われています。そうした際にも、参考となるお話を聞かせるというようなことがあったはずです。学校では、先ほど申しましたように、直接経験者のお話を聞かせるということが難しくなってきておりますが、ビデオ教材ですか活用しながら、体験者のお話を聞かせるということに工夫しているところであります。

○議 長 館内議員。

○館内議員 戦後から本当に長い時間が経過しまして、実際戦争体験者から話を聞くというところが本当に難しい状態になってきた時代ではありますけれども、今は本当に全国的にインターネットで情報を知ることもできますし、そういう調べ学習の中で戦争体験を学ぶという機会が今後もできると思いますけれども、そのような方向でお考えになったことはございますでしょうか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 先ほども触れたことでありますが、いろんな教科、いろんな場面で関係性を持たせることができかと思いますが、学校の判断であったり、指導者の考え方であったりすることによりますので、頑張っていただきたいなというふうに思っております。

○議 長 館内議員。

○館内議員 私のほうからも教育委員会並びに市職員の皆様には頑張っていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひをいたします。

## ◎ 2、福祉行政

- 1、子どもの貧困問題について
- 2、学校支援について
- 3、医療について

続いて、子供の貧困問題なのですけれども、ニュースではいろいろ取り上げられておりますけれども、市民の皆さん全員が知っている内容ではないと思いますので、答弁のほうを本当にわかりやすく説明をしていただければ幸いでございます。

福祉行政、子どもの貧困問題について。まず、1問目、本市においての児童扶養手当、こちらは厚生労働省の管轄でございますけれども、児童扶養手当をわかりやすく説明いたしますと、父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当ということですけれども、こちらの全部支給、一部支給の推移は平成17年度に約513名、平成27年度は約518名となっております。10年間で人口もかなり推移していると思いますけれども、該当人口に対する割合はどのように推移したのかお伺いします。

また、その要因と代表的な所得階層についてお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 児童扶養手当につきましては、ひとり親となった方本人が受給者となっております。該当人口に対する割合ということでございますが、扶養となるお子さんの数が世帯によって異なりますし、子供のいる世帯数も変動いたしますので、割合を比較するということは困難であります。参考として総人口に対する割合を求めますと、平成17年度末の総人口4万5,226人に対して1.13パーセント、平成27年度末の総人口4万1,262人に対し1.26パーセントとなります。受給者の増減の要因につきましては、平成17年度の該当理由のデータが残っていないため不明でございますが、制度上、ご質問にありますように離婚や未婚での出産がふえるとその数はふえてまいります。また、児童扶養手当の支給額ですが、扶養親族の数によって所得制限額が変わります。一定の所得制限の範囲内であれば全部支給、一部支給と決定される制度でありますので、所得階層別で決まるものではございません。

以上でございます。

○議 長 館内議員。

○館内議員 今全国的な数字として10年前の数字から若干ふえているという状況を知ることができました。このような状態、また情勢によってもこのように児童扶養手当を受けられる世帯が若干ふえているという中で、この10年間の中で例えば児童扶養手当を受けられている家庭に対するアンケートなど、情勢の変化に対応できるような、そういうことはされたでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 児童扶養手当の支給については国の制度でございますので、金額その他について

滝川市として特に調査、アンケートをしたことはございません。ただ、毎年児童扶養手当の現況届を提出していただいております。そのときには、その方の生活状況等を聞き取りをした上で支給の決定をしておりますので、個別の状況については把握しておりますけれども、全体的な制度自体の調査というのは実施はしておりません。

○議長　館内議員。

○館内議員　続いて、また同じ子どもの貧困問題についての要旨の2つ目ですけれども、就学援助のことについて、こちらは文部科学省の管轄でございますが、平成17年度は要保護、準要保護が524名、また平成27年度は要保護、準要保護634名と利用者がふえている状況でございます。該当人口に対する割合はどのように推移したのかお伺いいたします。

また、その要因と代表的な所得階層についてもお伺いいたします。

○議長　教育部長。

○教育部長　要保護、準要保護を合わせました就学援助認定の割合でございますけれども、平成17年度には14.3パーセントであったのがこれが徐々に上昇しております、平成21年度には21.6パーセントと初めて20パーセントを超えております。その後多少の増減はありますけれども、21から22パーセント台を推移しておりますけれども、ここ数年の傾向としましては微減というようなことになってございます。

この要因ということでございますけれども、はつきりしておりますのは、平成20年度に就学援助の認定基準であります車の所有条件を撤廃したということがございます。この場合、平成19年度に16.5パーセントの認定率が20年度には19.4パーセントと2.9パーセントの増となっております。また、代表的な所得階層ということでございますけれども、これも先ほどと同じように生活保護の基準というのがありますので、家族によってその基準額が違うということになりますので、倍率でお話ししますけれども、生活保護基準の1.0から1.3倍未満の階層が、これは増加傾向にあるということですけれども、全体の40パーセント程度と。生活保護基準を下回る1パーセント未満の世帯が6割というような状況になってございます。

○議長　館内議員。

○館内議員　この10年間で、17年度は14.3、また21年度は21.6ということで、本当にふえている。また、この数年は微減ということで確認いたしましたが、就学援助利用者に対する聞き取り調査であったりとか、またアンケートというものはされているでしょうか。

○議長　教育部長。

○教育部長　これも先ほどと同じように国の基準で行っておりますので、特段個別のアンケートというものはやっておりません。

○議長　館内議員。

○館内議員　ありがとうございます。先ほどの児童扶養手当に関しても、また就学援助利用者に関しても、生活困窮に結びつく状態の家庭が利用するというところで、若干ふえているというのがやはり現実ではないでしょうか。生活困窮者世帯に対するもっと幅の広い援助ということを今後も進めていただければ幸いと存じます。

次の要旨に移らせていただきますが、日本の子供の貧困の状況は、2010年のOECD、経済協力開発機構といいますが、こちらの加盟国の平均13.3パーセントを上回っております。34カ国中25位、先進国の中でも厳しい状況の中にはあります。先進国と言われていますけれども、心から先進国ですよとなかなか言えないような状況ではないでしょうか。日本の子供の相対的貧困率は2012年には16.3パーセントに達しまして、国民生活基礎調査が1986年に始まって以来最悪の記録を更新し、子供の貧困は6人に1人に広がっています。貧困率は、最悪な記録を更新しております。生まれ育った環境で子供の将来を左右させてはならないと、貧困の連鎖を断つことを目的に子どもの貧困対策推進に関する法律が2013年に成立し、国と地方公共団体に対策を適正に策定し、実施するために子供の貧困に関する調査と研究、そのほかの必要な施策を講じるものと定めております。北海道でも平成27年度から31年度までの北海道子どもの貧困対策推進計画が策定されておりますが、本市においては子供の貧困問題についての調査や計画は持たれているでしょうか、お伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 北海道では、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づき、平成27年12月、北海道子どもの貧困対策推進計画を策定しております。法的には都道府県が計画を定めるように努めるとされており、全国的にも市町村での策定はほとんど今はないと認識しております。現状では計画の策定や調査の予定はございませんが、今後の法的な動き、他市の状況等を確認しながら対応を検討してまいりたいと考えております。なお、北海道の推進計画の中で、計画の推進に当たっては市町村などとネットワークを構築し、子どもの貧困の実態把握、効果的な支援対策のあり方の検討、情報の共有、情報発信など地域の実情に合った効果的な取り組みを推進するとされておりますので、北海道との連携を含め検討して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 舘内議員。

○館内議員 まだこれからというところだと思われます。本市においてもまだ実態というのは把握していないというふうに確認させていただきましたが、新聞でも先日大きな見出しがして、小学校1年生から大学進学を諦めるというような、そういう記事も出ておりました。貧困という状況は、なかなかそれを断ち切ることができないという、そういう大きな深い問題がありますので、本市においてもそういう世帯に対する策をぜひ講じていただきたいと思います。

続いて、学習支援についての質問に移らせていただきます。まず、質問の前に1つ訂正がございますので、確認をお願いいたします。学習支援についての要旨の1行目の右側に平成15年度と書いておりますが、こちらを2015年度と訂正をお願いいたします。おわび申し上げます。

それでは、お読みいたします。生活保護世帯などの学習支援に取り組む自治体は、2015年では全国で300自治体あります。北海道内では、旭川市、こちらは中核市と位置づけられております。また、帯広市、中都市で学習支援事業をしております。本州では、小都市自治体でも行われている事例があります。こちらは、この括弧書きの生活困窮世帯の子どもの学習支援事業という資料を見させていただきました。生活保護世帯や困窮世帯の子供たちが無料塾で学べる仕組みが必要で

はないでしょうか。今後の学習支援についてお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活困窮世帯におきましては、高校進学、就労を含む自立の重要なポイントであると認識しております。当市における生活保護受給世帯の進学率につきましては、近年100パーセントとなっております。基礎学力向上のための特別な学習支援については、今後の状況を見ながら必要性について検討してまいりたいと考えております。先ほどの道の困窮者に対する計画につきましても、道の計画で高校進学率の目標数値は98パーセントとなっておりますので、現時点では滝川市においては数が少ないとすることもあり、それはクリアしていると認識しております。また、子供の健全育成という観点からは、学力向上だけでなく、日常的な生活習慣に対する支援、不登校の子供に対する支援等も重要でありますので、学びサポーター、学校適応指導教室等、既存の社会資源を活用しつつ、必要な支援を教育委員会等関係機関と連携しながら今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 館内議員。

○館内議員 本市の取り組みが非常に事細やかにされていると受け取りましたが、現状の問題としては生活困窮者の世帯のお子さんが塾に行きたくてもなかなか行けないという、そういう家庭もふえてきていると聞いておりますので、ぜひともそのような無料塾などの取り組みも視野に入れていただきたいと思いますが、ぜひともよろしくお願ひいたします。

続いて、要旨の2番目ですけれども、就学援助の項目で部活動費など3項目がほかの市町村ではふえておりますけれども、新年度からの当市の実施についてお伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 平成22年度に就学援助の補助対象費目としまして追加されましたのが今ございましたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3費目についてでございますけれども、これらは保護者負担の軽減という観点からも支給対象とする必要性については感じておるところでございます。ただ、平成27年度の決算ベースで見ますと、就学援助費が約5,000万円、このうち普通交付税の算入額、これが約980万円というようなことで、歳出に占める割合というのが19.7パーセントということで、一般財源の負担が非常に高くなるというようなこともまた現実でございます。そのようなことから、財政措置の拡充ということをまず北海道都市教育長会議などを通じまして道教委並びに国に対して要望を続けているところでもございます。新年度からというご質問でもございましたけれども、今後に向けましてもそういう状況でありながら政策協議、予算協議の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長 館内議員。

○館内議員 本市の取り組みとして、本市の財政的に苦しい中でいろいろな施策を考えていただいているというふうに受け取っております。補助対象品目ということでこの3項目、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費ということで考えているというふうに受け取りましたが、全額負担という形だとコストが非常に高くなると思われますけれども、例えば3分の1であったり、半額であったり、

そういう形での援助ということはお考えになったことはありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 それぞれ基準額というものが決められてございまして、まずはその基準額というところでのこれまで予算協議というところでございました。ですから、私も具体的にそれを2分の1、3分の1というような具体的な協議というところをやったかどうかというところまでは承知はしておりません。

○議長 館内議員。

○館内議員 困窮世帯が少しずつふえているという中で、そういう形で就学援助の項目がふえ、また額が全額ではなくても2分の1なり3分の1なりの額がふえることで市民にとってよい情報と思われます。また、これからも滝川に住みたいと思われる家庭もふえてくると思われますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思われます。

続いて、項目、医療について質問させていただきます。インフルエンザ接種の助成について、子供、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、また低所得者などに限った実施についてお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 滝川市におきましては、インフルエンザに罹患した場合重篤化のおそれが高い65歳以上の高齢者の方、また60歳以上65歳未満であっても内部障害または免疫機能障害を有する方を対象に助成を行っております。

○議長 館内議員。

○館内議員 インフルエンザの接種が任意接種という形に変わりましてから、市民の負担がふえてきているのでは、また毎年はやるインフルエンザも違っているというところで、市民の不安感というものがふえてきているのではないかと、そういう声も聞いておりますので、他市の助成について少し提案させていただきたいのですが、十勝の音更ではインフルエンザの予防費用の助成金を設けているという話を聞きました。こちらは、全世代に対しての対象ではなくて、本市で今進められているように65歳以上にプラス中学3年生、また高校3年生、高校3年に相当する年齢の市民に対して、また妊婦に対して助成をしているということが持たれております。確かに高校や大学の受験の時期にインフルエンザが蔓延して、またその親も不安材料がふえてくると思うのです。そういうところに対して助成をお考えになったことはございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今お話にありました妊娠されている方、もしくは受験を控えた中学3年生、また乳幼児等、各市町におきましていろんな段階を設けて助成をしているということは情報としては承知しております。滝川市といたしましても、可能な限り拡大は考えたいとは思っておりますけれども、財政的な措置も伴うことでございますので、これからも前向きには検討はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 館内議員。

○館内議員 低所得者、困窮世帯に対してのお声を聞く限りにおきますと、ワクチンの接種代とい

うものは非常に大きく家計に響くわけです。そういうところで、ぜひともワクチンの助成に関して前向きに検討していただきたいと願います。

### ◎3、選挙投票対策

#### 1、選挙・投票所の配置について

続いて、選挙投票対策について質問をさせていただきます。選挙・投票所の配置について。要旨、東町6丁目から8丁目と流通団地2丁目1から4番、また3丁目1から7番の有権者は、東小学校を投票所、第18票区と定められております。そのため、東町6から7丁目の9番より東の住民は、東地区コミュニティセンター、第8投票区を通り越してわざわざ東小学校まで行かなければならぬという不便な状況になっております。特に6丁目8番、9番、202番地の住民にとりましては、道路や交差点を渡ったところにある投票所、目の前にある投票所で投票できないという極端に不便な状況が発生しております。近年期日前投票など利便性が高まっている一方で、投票率は低迷を続けております。20代、30代の低投票率や高齢化により投票に行くのが大変な方が年々ふえているなど、課題は多いと思われます。新日本婦人の会滝川支部は、3月2日に滝川市選挙管理委員会の藤本清正委員長に投票区の見直しについての陳情を行っております。次回の国政選挙までには十分時間はあると思われますが、その後どのように検討されたか、また課題やスケジュールの見直しなどについてお伺いいたします。

○議長選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会の権限に関する事務であります選挙・投票所の配置について館内議員からご質問がございましたので、選挙管理委員会委員長の命を受けお答えいたします。

投票率向上のための方策の一つとして投票環境の整備があり、投票へ行くための利便性の向上もそのうちの一つと考えております。投票区の見直しの陳情でご指摘のあった地区については、確かに利便性という点においては必ずしもよいとは理解しております。しかしながら、投票区域の見直しとなると各街区の選挙人数の把握、他選挙区との地区割や選挙人数の調整等さまざまな課題がございます。しかし、選挙管理委員会といたしましても、今後東町地区は人口増加が見込まれる地区でもあり、また投票環境の整備という点から投票区の見直しなど次回の選挙までには選挙人の利便性を考え、投票率の向上を目指し、さまざまな観点から検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長館内議員。

○館内議員 選挙投票に関しましては、数年置きに行われるものでございまして、また長い歴史が滝川にはあります。その中で人口の推移が確実にあるわけです。昔若者が住んでいたところは、そのまま年齢も上がってくると。また、今申し上げましたように、東町の地域は昔は畠、まだ水田が多くた地域ではございますけれども、住宅もふえ、人口も増加していると。そういう中で、やはり今後見直しが、東町以外においても見直しが必要と思われますが、そのお考えについてお伺いいたします。

○議長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 東町地区だけではなく、全体として見直しの検討もしていかなければならぬということは考えております。

以上です。

○議長 館内議員。

○館内議員 他自治体も同じような悩みを抱えておると思います。また、全国的にも投票区の見直しというものが各自治体で行われていると話を聞いておりますし、投票区見直しとインターネットで検索をかけば、いろいろな自治体の選挙管理委員会の取り組みが出てくるように、今数がふえてきている状態でございます。私も東町6丁目に関しまして、またそれ以外の地域からもいろいろなお声を聞かせていただいておりますが、例えばこの地域と……

(何事か言う声あり)

○館内議員 高齢化というところで、少し、歩いて10分というところでもなかなか足が向かないのだよねという市民の声も聞いておりますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

以上で質問を……

(「質問していない」と言う声あり)

○館内議員 思います。これは意見として……

(「意見を述べる場所ではないのだ」と言う声あり)

○議長 お静かにお願いいたします。

○館内議員 以上で終わらせていただきます。

(「議長」と言う声あり)

○議長 議事進行ですか。

(「はい」と言う声あり)

○議長 清水議員。

○清水議員 ただいまやじが、不規則発言が多過ぎたというふうに思います。最後に意見を述べて終わるというのは、今回13人、ほとんどの人がそういう形とられると思うのです。

(「いや、違う」と言う声あり)

○清水議員 何で館内議員だけそういうことを言われるか。

それと、一般質問で意見を述べていけないというのは、それは間違います。意見を述べていけないのは議案審議で、質疑と討論に分けられているからそういうふうになるのです。一般質問というのは、質問と同時に意見を言うというのがそもそもの中身ですから、ここは議長、きちんと整理をしていただきたいと思います。

(「整理をしましょう」と言う声あり)

○議長 休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長 会議を再開いたします。

ただいま清水議員から議事進行の中で、一般質問の発言の仕方についての見解を求められております。このことについては、以前からも質疑のあり方、一般質問のあり方ということで過去から議論をしてきておりますけれども、この場合やはり議会運営委員会での改めての確認を経てルール化をしていく必要があるというふうに判断をいたしますので、きょうのところはこの後まだ堀議員の一般質問を残しておりますが、従来の形をとらせていただいて、議会運営委員会の中で今後一般質問のあり方、そして質疑のあり方についてしっかりとルールを決めていきたいというふうに考えますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

(何事か言う声あり)

○議長 本間議員。

○本間議員 私前期はおりませんでしたが、前々期まではこれは議運で整理されていた事項なのです。最後に質問で終わるべきであって、終わりますで終わりましょうということになっていたのです。ところが、私戻ってきたら、いつの間にかみんなやるようになっていたのです。だから、そのことはもう整理されている話なのです。だから、常識的にどうこう清水議員がおっしゃったけれども、それは清水議員の見解であって、前からそう思っていたのかもしれないけれども、皆ではそのように整理されて、そのように進んできたという事実があるのは議長も確認できると思いますし、事務局も今ここで確認できるのではないかなどというふうに思いますので、とりあえずその整理でいいのではないかというふうに思います。ですから、意見で終わらないということです。

○議長 ただいま本間議員から以前の議論の経過についてのご提起もございました。

その部分も含めて議会運営委員会でしっかりと確認をさせていただくということでお願いをしたいと思います。

(「了解」と言う声あり)

○議長 以上をもちまして館内議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 公明党の堀でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

### ◎1、障がい者福祉

- 1、短期入所について
- 2、雇用の促進について
- 3、聴覚、視覚障がい児について

最初に、障がい者福祉についてお伺いいたしますが、障がい者の短期入所についてお伺いをいたします。自宅で介護する方が病気などでどうしても障がいの方をショートステイしたいと、こういう要望がございますが、そのことに対する本市の取り組みを伺います。

○議長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご家族の方のレスパイトケアや病気などの場合に短期入所のサービスを希望する場合、基本的には事前に障がい福祉サービスの利用申請をしていただき、障害者自立支援認定審査会における障がい支援区分認定等を踏まえて支給決定され、サービス利用開始となります。ただ、緊急等の場合、短期入所可能な施設に利用者の方から直接連絡をしていただくなど、短期入所サービスを利用していただくことも可能であります。後日障がい支援区分の認定等の事務手続を済ませて対応できるようにしております。また、入退所の際に移動支援事業を利用していただくなど、他のサービスとの組み合わせによりまして短期入所施設の利用に支障がないように柔軟な対応に努めているところであります。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 以前2年か3年前だと思いますが、このことについて質問させていただいた経緯がございますが、そのときの答弁では、本市において受け入れ施設はないので、他市の受け入れ施設にお願いをしてというような答弁でございました。それで、今部長の答弁を聞いていますと市内においても受け入れ施設があるというふうに判断しましたが、どういう施設が対象になっていますか。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 受け入れ施設につきましては、以前答弁させていただきましたように短期入所の施設というのは市内にはございません。ただ、一部北海道療育園さんで始めておりましたんぽぼで短期入所を始めるというお話を伺っております。ただ、短期入所については、その方の障がいの程度ですか、そういったことによって受け入れ施設によっても対応が変わってまいりますので、今現在においてもメインはやはり市外の施設ということになります。

○議長 堀議員。

○堀議員 わかりました。それで、他市の状況を私なりにちょっと調べてみました。そうすると、兵庫県の播磨町という人口3万台の町なのですが、ここで1998年の4月から町内の中にそういう受け入れ施設がないということで、デイサービスを受け入れる施設にしてスタートした経緯があります。デイサービスでもそうやって受け入れるような施設にしたという、その深い内情についてはわかりませんが、そういうことであれば本市においても十分そういう受け入れ施設にしていく可能性があると思いますが、見解を伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 施設の内容につきましては、先ほどお話ししましたように、例えば北海道療育園さんでやられているたんぽぼ、もともと通所の施設がメインでございます。その通所者の方のために一部短期入所を始めるという意向を聞いております。ただ、現在市外で利用していただいている施設としては、赤平市の光生舎の虹の里、砂川市の希望学院等ございますが、メインとして入所の施設を持っているところがやっています。デイサービスをやりながら、その通所者の方の一部短期入所も受けるということを始めた施設もございますが、それに伴っての人員配置ですか施設整備も必要になります。通所型の施設全てで短期入所に取り組むというのは、やはりちょっと難しいかなと考えております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 わかりました。

続きまして、雇用の促進についてお伺いをいたします。平成25年度に滝川市障がい者計画が策定されていると思いますが、障がい者雇用の取り組みの現状について伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 障がい者雇用の促進でございますが、障がい者がみずから望む地域生活を営むためには、雇用と就業に対する支援は重要なものだと認識しております。一般就労につきましては、ハローワーク滝川や空知障害者就業・生活支援センターが主となり、各種制度の周知、関係機関との連絡調整を行っております。ハローワーク滝川管轄における平成27年度の障がい者の実雇用率につきましては、滝川市内に就労継続支援A型事業所が2カ所開設されたこともあり、2.34パーセントとなっておりまして、北海道の1.95、全国の1.88を上回る状況でございます。福祉的就労につきましては、相談支援事業所や市役所福祉課が窓口となっておりまして、例年2人前後の方が福祉的就労から一般就労へ移行しております。また、障がい福祉サービス利用者が一般就労を希望される場合、ハローワーク滝川の障がい者雇用登録を促し、他機関等への支援へつなげているところでございます。

市役所の障がい者の雇用状況につきましては、平成28年度、今年度においては市長部局13名、教育委員会3名であります、いずれも法定雇用率2.3パーセント、教育委員会については2.2パーセントを上回っている状況でございます。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 続きまして、聴覚、視覚障がい児についてお伺いをいたします。障がいの程度によって支援内容も当然違うと思いますが、その内容についてまず伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 障がい児向けの福祉サービスにつきましては、平成24年度から児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障がい児の通所支援がスタートしております。障がいの種別、程度にかかわらず、障がいのある児童などが利用することが可能となっております。聴覚障がいや視覚障がいに特化したサービスといたしましては、同行援護や地域生活支援事業メニューの一つであります手話奉仕員の派遣制度などの利用も可能となっておりますけれども、現在児童の利用はございません。また、聴覚障がい児の場合補装具等の支給が可能となっておりまして、直近では平成28年度に新規交付が1件、平成26年度に修理2件の実績となっております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 国で定める障がい児の支援というのとはまた別に、各自治体独自に支援をしているところもございました。これは、軽度の障がいを抱えている聴覚の障がい者だと思いますが、平成18年の厚生労働省の調査によると全国の聴覚障がい者は1万5,800人もいらっしゃるの

です。今部長の答弁では一人もいないということでしたけれども、視覚障がい者は4,900人ということで少ないので、聴覚については結構今後の取り組みの課題になるのではないかというふうにまず思っております。それで、高知市は独自のサービスを行っているわけですが、18歳未満の児童、両耳の聴力レベルが30デシベル以上とか、障害者手帳を所持していない軽度の方、それから医師が補聴器の使用を認めている、それから所得、納税額が46万円未満とか、そういう条件があって、そういうサービスをしているというところもまだほかに結構ございますけれども、今滝川市で直面しているそういう障がい者、また障がい児がないとしても、今後についてはそういうことも検討していくべきでないかと思いますが、見解を伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今ご質問にありました軽度の聴覚障がい児、その方に対する学習支援の一環としての例えば補聴器の支給ですとか、そういった制度を設けている市があるということは情報としては認識しております。滝川市におきましても、そういった他市の状況、また現在滝川市で聴覚で障がいの手帳を持っていらっしゃるお子さんは2名でございますが、対象は非常に少ないですけれども、周りの情報、また国の制度とも連携を密にしながら検討し、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 よろしくお願ひいたします。

続きまして、障がい児の学校の授業の支援内容について伺いたいと思いますが、今部長の答弁からはそういうお子さんはいないのかなというふうに思っていますが、あえてお聞きをいたします。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

ご質問にございましたような聴覚、視覚障がいを持ったお子さんにつきましては、現在のところ通常学級には在籍しておりません。ですが、学校では授業において、ユニバーサルデザインという言い方をしますが、誰にでもわかりやすく安心して参加できる教育環境というような考え方のもと、全ての子供にとってわかりやすく安心して参加できる授業環境づくりが進められております。

○議長 堀議員。

○堀議員 一人も対象者がいないということは本当にいいことだなと思いますけれども、全国的にはふえているような傾向にあるというふうに調査が出てますので、今後の滝川市においてもそういう軽度の障がい者に対しても学習支援等々取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

## ◎2、交通安全対策

### 1、自転車運転者について

最後になりますが、交通安全対策についてお伺いをいたします。自転車運転者についてですが、通告には本年と書いていますけれども、これは昨年の間違いました。昨年6月1日に施行された自

転車運転者に対する講習受講を義務づける改正道路交通法が施行されました。昨日、小野議員が子供の指導についての質問があり、答弁がございましたので、それは結構だと思います。

きょう私が特にお聞きしたいのは、一般市民、成人市民についてこの法律についてお伺いをしたいと思いますが、14項目にわたる違反運転というか、項目がございますが、その項目について成人一般運転者がどれほど理解しているかといったら、ほとんど皆無であろうというふうに思います。当然市でも取り組みを行っているのだろうと思いますが、他市の状況を見ますと、条例を設けてこの運動をやっている市もあるようです。また、自転車運転免許証を発行している自治体もありますが、すごい取り組みしているなというふうに思いましたが、いずれにしても自転車の運転が事故の中の20パーセントを占めるということで、安易に考えてはいけない事項だと思いますが、本市の取り組みを伺います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問にお答えします。

ご質問の改正道路交通法、自転車運転者講習の対象となる危険行為ということで、14項目ということでございますが、その14項目は信号無視、それから一時停止とか、あと歩道通行時の通行方法違反とか、あとブレーキの不良自転車運転、酒酔い運転、それから安全運転義務違反という中に傘差し運転とか携帯電話をかけながらとか、いじりながらとか、それから音楽などのイヤホンの使用というのがこの安全運転義務違反ということで計14項目ということで、これについてはご質問にありましたように一般的に注意しなければいけないというところもあると、これまでと同じようにと。ただ、新たにこういうことは気をつけなさいよといったところを注視して、市民周知していかなければいけないということではそう思っています。

ご質問の市民周知につきましては、昨年の法改正、施行にあわせまして、広報たきかわ6月号、自転車の安全利用に関する特集を組んで周知を図ったところです。また、ご承知のとおり、年4回の交通安全運動の中での啓発、また安全安心地域づくり市民の集いというイベントなどにおいても寸劇やチラシなどによりわかりやすく周知を図ったといったところも行っているところでございます。

それと、大人の理解ということで、先ほど申し上げましたとおり、一般的には14項目、皆さんこういうルールだというところではわかっているとは思うのですけれども、具体的にはいろんな講習をやっております。高齢者講習もやっています。各地区に行って講習もやっているのですが、ルールをただ学ぶのではなくて、事故の実態、原因、こういったものを視覚に訴えるとか、目で見て、先ほど視覚に訴えると言ったのですけれども、ダミー人形なんかを使って事故の恐ろしさを体感するような、そういう講習に心がけていくことが大切なというふうに思っています。

自転車運転免許制度ということで、これは各自治体や警察署で独自に発行するものでございますが、古くは平成14年に東京の荒川区がスタートしたということで、一定の講習、それから実技試験で交付しますと。基本的には自転車に乗るときの安全という意識づけということで、いろんなまちで取り組んでいることも承知しているところでございます。また、そういうことで事故も減少しているところもあるというふうに聞いております。特に高校でそういった自転車運転免許証制度

をやっていて、かなり効果あるということで聞いています。結構厳しくて、筆記試験とか実技試験で不合格者もいると、その免許証がないと自転車で登校してはいけませんということなど、非常におもしろいなということで、今後ともそういったものを参考にしながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 自転車の事故で損害賠償等々の事例もありまして、高校生が夜間携帯電話を操作しながら、電灯のないというか、そういう場所で歩行者に事故を負わせて、その損害賠償が9,500万円というような、これ日本で最高の裁判結果らしいですが、そういうことを踏まえて島根県の松江市では、結構自転車が普及しているところだと思います。自転車の保険を推進、啓蒙しているという実情がありました。こんなにお金、何も保険も入っていなかつたら通常は当然支払っていけないと思いますけれども、こういうふうな取り扱いについてはどういうふうにお考えなのか、見解を伺います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問にありましたように、年々自転車での加害事故ということで、最高額9,000万円とか、最近では4,000万円とか、かなりふえているということで、私ども昨年いろんな会議、講習会、私も参加させていただきましたが、保険について細かく市民の皆さんに説明した機会もございます。こういったことも必要ではないかなということで、今後も市民の皆さんにお伝えしていきたいというふうに思います。

○堀議員 終わります。

○議長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

○議長 日程第3、報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

なお、報告する内容は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第54期の事業報告でございます。

お手元の資料1ページをごらんください。1の事業概要ですが、主力事業であるゴルフ場が隣の砂川市のゴルフ場閉鎖の影響もあり、10年ぶりに2万5,000人を超える利用者を確保できたところです。また、賃貸建物事業においても、3施設において前年より入居率が増加したこともあり、全体的に大きく収支の改善が図られたところでございます。

続きまして、2ページ、3ページの庶務事項、4ページの役員名簿につきましては、お目通しをお願いします。

5ページは貸借対照表です。千円単位で申し上げます。資産の部、流動資産1, 696万2, 000円、固定資産3億3, 592万円、繰延資産1円、計3億5, 288万2, 000円となりました。負債の部ですが、6億3, 557万円となっております。純資産の部につきましてはマイナス2億8, 268万8, 000円となっており、負債、純資産合計につきましては3億5, 288万2, 000円となりました。

6ページをお開きください。損益計算書です。売上高1億1, 420万4, 000円、売上原価8, 322万円、売上総利益は3, 098万4, 000円となりました。販売費及び一般管理費は983万1, 000円で、営業利益が2, 115万2, 000円となりました。さらに、営業外収益が79万8, 000円で、営業外費用21万9, 000円となり、税金等を差し引きますと前年比58パーセント増の2, 152万4, 000円の当期純利益となりました。

7ページの株主資本等変動計算書につきましては、お目通しを願います。

8ページの附属明細書の1、資本金及び準備金の増減はありません。2、借入金の増減につきましては、前年より1, 000万円減少したところであります。

9ページの固定資産の取得及び処分減価償却費明細については、当期増加額が1, 163万7, 000円で、当期償却額が838万3, 000円で、期末の残高は3億3, 592万円となりました。

10ページは監査報告書でございますので、お目通しを願います。

続きまして、55期事業年度事業計画を説明申し上げます。11ページ、事業計画につきましては、前期54期と同様、滝川市からの受託事業とゴルフ場事業、賃貸建物事業を柱に事業を予定しております。

12ページの予定損益計算書ですが、第55期から市の委託事業として新たにパークゴルフ場の管理委託を受けることから、売上高が前年より1, 398万7, 000円増の1億2, 818万2, 000円を見込んだところでございます。当期純利益につきましては2, 031万7, 000円で、ほぼ前期と同額を見込んでおります。

以上で報告第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。日本共産党の清水雅人ですが、既に通告をしてありますので、その順で質疑をしたいと思います。

まず、5ページ、貸借対照表ですが、資産の部、固定資産、建築、構築物2億2, 232万3, 144円となっておりますが、この建物、構築物の概要です。新町学生会館、振興公社ビル等がほとんどだというふうに思います。土地、建物等でそれぞれ1, 000万円以上のものについてお伺いいたします。

2点目は、新町学生会館、振興公社ビル、つまり公社単独でとは限りませんが、公社所有ビルで予定をしている、または必要と考えている改修、整備費について、防水や壁塗装、配管交換などでお伺いいたします。

3点目は、市が貸与している緑町学生会館や西町ふれ愛ホーム、西町学生会館等で予定している、または必要と考えている改修、整備費等についてお伺いいたします。

また、これはちょっと通告はしておりませんでしたが、こういった公社の所有ビル、所有建物で耐震等に問題があるものはあるのかどうか確認をいたします。

6ページ、損益計算書ですが、売上原価が7, 489万7, 897円ということで、総額のみが記載をされております。概要について伺います。

2点目は、支払利息、営業外費用の支払利息が18万4, 312円となっておりますが、6億3, 900万円を北門信金、そして滝川市と、1年間の中で借り入れ先をかえて借り続けている金額に対して非常に低いというふうに思うのですが、その利息について、まず流れについて、4月1日を期首として、これは8ページです。期首残高は北門信金に対してあるわけで、また期末も北門ですよね、だから3月の例えば30日とかに市から北門に借換えをして、4月1日とかにまた北門から市に借換えをすると、そういうふうに思いますが、貸付金というのは1日単位で貸してくれるものと1週間や期間を決めて貸し付けを受けるもの、いろいろあるというふうに思いますので、そういうことについてもお伺いいたします。また、金利についてもお伺いいたします。なお、金利については、市からの金利ということで、北門信用金庫と公社の関係についてはお聞きをいたしません。

3点目は雇用についてですが、この売上原価の中に当然入っているわけですが、正社員とパート社員のそれぞれの人数についてお伺いいたします。

以上です。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、清水議員のご質問にお答えしたいと思います。

耐震構造の問題については、ちょっとお時間下さい。

まず最初に、建築物の概要ということで、振興公社が所有している建物は3つでございまして、まず市民ゴルフ場でございます。鉄筋コンクリートの地上2階、地下1階建ての652平米です。これは、残存価格とかということも申し上げたほうがよろしいでしょうか、それはいいですか。新町学生会館、これも建物のみの所有でございますが、鉄筋コンクリート地上5階建て、床面積は2, 196平米です。それと、公社が管理所有している緑町のビルでございますが、こちらが鉄筋コンクリート3階建て、728平米でございます。

あと、2つ目で新町学生会館、公社管理ビルなどで改修とか整備の関係でございますが、28年度に予定しているのが屋根の雪どめということを今考えております。

それと、3つ目で市が貸している緑町の学生会館と西町の学生会館でございますが、これについての改修の関係でございますが、公社のほうで今考えているのが、要望といいますか、市に対してこういった修繕の必要があるということを申し上げているのが西町の学生会館のエレベーターでございます。エレベーターの修繕が必要ということでお話を申し上げています。

それと、売上原価の概要でございますが、法定福利費とかも含めてでございますが、人件費が3, 348万9, 000円、あとその他の経費としましては修繕とか消耗品ということなのですが、こ

れが4, 107万4, 000円です。合計で7, 456万3, 000円となります。

あとは、雇用の関係でございます。雇用につきまして、嘱託社員とパート社員という区別になりますが、嘱託社員が4名、パート、季節雇用になりますゴルフ場の関係でございます。これが26名で、合計30名ということになります。

私からは以上でございます。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 私のほうからは要旨2の2点目の支払利息についてお答えをしたいというふうに思います。

まず、流れについてでございますけれども、短期貸し付けということで、市ほうの視点からのお話の申し上げ方になるのかなと思うのですが、市からは1年間お貸しをするという形で、4月1日から3月31日までということになります。それで、短期貸し付けですので、期末に、3月31日に金融機関から市に戻していただき、金融機関から借り入れるということになります。それで、翌年の4月1日に金融機関から戻していただき、また新たに市から借り入れると。平成27年につきましては、市からの借り入れ期間が平成27年の4月1日から平成28年の3月31日まで、金融機関からの借り入れは平成27年の4月1日、それと平成28年の3月31日の2日間ということになっております。

それから、利率についてでございますけれども、利率については、これは市と振興公社が協議の上決めているわけでございますけれども、振興公社につきましては行政の補完機能を一部持ちながら、非常に厳しい経営状況という中で運営をしていただいているということがございます。貸し付けをする側の考え方といたしましては、資金運用として一定の金額を大型定期あるいは国債などで運用するときに、これを短期的に運用する場合の利率を基本としておりまして、市からの貸付利率については0.025パーセントということになっております。それから、金融機関についてはお聞きにならないということでございましたけれども、これも公社と金融機関の間で協議をした上で利率が決められているというふうになっております。

以上でございます。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 残りの耐震構造になっているかどうかということのご質問でございますが、泉町にある市民ゴルフ場のビル、センターハウスといいますか、あちらは57年の建築でございます。新町学生会館については58年建築なので、いずれも新耐震基準に沿った建物になっておりますので、心配はないと考えております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 昭和57年、58年の建物ということで、築30年以上経過しているということで、これまで改修をされてきているというふうに思いますので、そんなに傷んでいないということなのか、28年度は屋根の雪どめをつけるということで、これは大きい改修とかということではないと思うのです。それで、ビルに私が言ったような防水や壁塗装、配管の交換、また雪どめというお

っしやり方したので、一部トタンの部分があるとすれば、トタンの張りかえということで、28年度はこれだけれども、今後5年とかの間にはやらないとだめだろうという、そういう改修、整備についてお伺いいたします。

以上です。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 市が管理しているもの、また公社が所有しているものも含めて、公社としては管理責任がございますので、専門家の目でさまざま目視でやったり、点検はしているのですが、特に5年以内に大きな改築工事あるいは補修工事が必要だというのは手元には参っておりませんので、5年以内の計画については詳細には把握しておりません。

以上でございます。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 1点だけ、先ほど清水議員の質疑の中で売上原価、人件費が売上原価のほうに入っているということで説明あったのですが、販売費及び一般管理費のほうで計上するのが当然ではないのですか、これ何か間違っているのではないでしょうか。グリーンズのほうを見ていただければわかるのですが、グリーンズのほうも一般管理費でちゃんと見ているのです。これどうなっているのですか。

○議長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 会計上の捉え方の問題と申し上げたら非常にあれなのですけれども、確かにグリーンズのほうは売上原価の中に商品仕入れしか入れていなくて、人件費等については一般管理費の中で全部経理しているというふうに伺っています。ただ、振興公社の場合は、当然ゴルフ場の運営なので、大変人件費のかかる事業ということで、そういった区別の仕方をしていまして、賃貸建物事業についても本当はそうなのですけれども、そういった経理の仕方の違いがあるということは私のほうでは認識しているのですが、それが会計法上誤りであるかどうかについてはこの場でははっきりと申し上げられないのですが、時間をいただければもう一度確認してまいります。

以上です。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 宮崎監査委員のご意見をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長 宮崎監査委員。

○監査委員 柴田議員の質疑に対しましての答弁の中で、それで正しいと思うのですけれども、企業会計上売上原価に入るのは、商品販売の場合は期首棚卸しプラス当期仕入れ引く期末棚卸しというふうになっておりますけれども、ここの場合の売上原価についてはグリーンズと違うところは滝川振興公社というのは不動産賃貸業とゴルフ場があるものですから、この2つを同じ会計に入れるときに、製品製造原価報告書というのがありますと、それは製造業でやるのですけれども、それを応用して、運送会社であれば運送原価ですとか、そういうことで別個に把握する考え方があります。恐らくこの売上原価というのは、ゴルフ場関係に係った経費を指しているのだと思います。減価償却費もゴルフ場関係についての減価償却を別建てして計上したものだと思われますので、売上原価

といいますか、正しくはゴルフ場原価というような形になると思いますけれども、そういう捉え方でやっていると思われます。逆かもしだれないですけれども。

(何事か言う声あり)

○監査委員 逆というのは、製品製造原価のように捉えるものを学生会館の家賃、地代に対する原価を別個に考えるときに、そういうふうに原価を分けて考えます、販売費及び一般管理費と。という方法がありますので、問題はないです。

○議長 本間議員。

○本間議員 1点だけお伺いいたします。

聞き漏らしていたのであれば、お許しをいただきたいと思いますけれども、実は今期損益計算書を見ていただければわかりますけれども、2, 152万4, 890円の当期純利益が出ております。それに減価償却費が832万2, 182円と6万1, 640円ということで、約3, 000万円、含み利益を含めて3, 000万円あるということになるわけですけれども、それで7ページの純資産の増加額が2, 152万4, 890円となっておりまし、あと貸借対照表の5ページを見ていただきたいのですけれども、短期借入金が1, 000万円減少しているということなので、いずれにしても約2, 000万円、多分二千百何がしたと思うのですけれども、資産の増加があるのではないかと思います。合っていますよね。あると思うのですけれども、主にどの部分が増加しているのかについてお伺いいたします。

○議長 本間議員の質疑に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 本間議員のご質問にお答えしたいと思いますが、54期の中でゴルフ場の運営するために機械器具類を購入しております、その合計に当たる。いろんな機械の一覧は持っているのですが、9ページに当期増加額1, 163万7, 200円というのがございまして、こちらに相当するものだというふうに理解しております。

以上です。

○議長 本間議員。

○本間議員 一応相当はしていないと思うので、そのほかの部分については、細かいこと聞いて申しわけないのですけれども、例えばほかの負債が減少したとか、そういうようなことで捉えていいのでしょうか。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 借入金についてですが、1, 000万円を返済したということで、借入金については返済ということで1, 000万円減額になっております。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第4号 株式会社滝川グリーンズの経営状況について

○議長　日程第4、報告第4号　株式会社滝川グリーンズの経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長　ただいま上程されました報告第4号　株式会社滝川グリーンズの経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

なお、報告する内容は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第21期の事業報告でございます。

お手元の資料1ページをごらんください。1の事業報告ですが、5月に滝川クラフトビール工房のオープン、11月にはレストランにおいても新たな事業者である夕桜がオープンし、滝川グリーンズと相互連携のもと、集客及び売り上げ増を図ってきたところであります。

主力事業の温泉部門については、事業計画に対して入浴者数はマイナス1万2,587人、売り上げはマイナス219万5,000円となったところですが、経費削減に努めながら、その結果今年度においては前年の赤字決算から、24万9,000円とわずかでございますが、黒字決算となったところです。

続きまして、3ページ、4ページの庶務事項ですが、お目通しを願います。

5ページ、株主名簿、6ページ、役員名簿につきましてもお目通しをお願いいたします。

7ページは、貸借対照表です。千円単位で申し上げます。資産の部、流動資産568万7,000円、固定資産316万4,000円、出資等3万円、計888万2,000円となりました。負債の部ですが、5,757万5,000円となっております。純資産の部につきましてはマイナス4,869万2,000円となっており、負債、純資産合計につきましては888万2,000円となりました。

続きまして、8ページ、損益計算書です。売上高1億6,257万2,000円、売上原価2,083万8,000円、売上総利益は1億4,173万4,000円となりました。販売費及び一般管理費は1億4,439万9,000円で、営業利益がマイナス266万4,000円となりましたが、営業外収益が323万5,000円で、営業外費用11万5,000円となり、税金等を引きますと24万9,000円の当期純利益となりました。

9ページの株主資本等変動計算書につきましては、お目通しをお願いします。

10ページの附属明細書の1、資本金及び2の借入金については、増減がございません。3の固定資産の取得及び処分減価償却費明細書につきましては、当期増加額が132万円で、当期償却額が47万5,000円で、期末残高は319万4,000円となりました。

11ページは、監査報告書でございます。お目通しをお願いします。

続きまして、第22期事業年度事業計画を説明申し上げます。13ページ、事業計画につきましては、昨年同様滝川市から滝川ふれ愛の里の指定管理を受け、温泉部門を中心に事業を予定しております。

14ページの予定損益計算書ですが、売上高が前年より193万6,000円増の1億6,450万9,000円を見込んだところでございますが、当期純利益ですが、43万5,000円を計

画しております。

以上で報告第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 グリーンズにつきましては通告をしておりませんので、大変申しわけございませんが、4点お聞きをしたいというふうに思います。

まず、1点目は、1ページで温泉部門について計画より1万2,587人の減ということで、近年1万人、あるいは5,000人超え、七、八千人、毎年減少しております、結局今年度の実績は13ページの22期事業計画書の21期の実績、ここでは22万513人となっています。かつて30万人にほとんど近いところまでいっていた、約30万人だったものが10年ぐらいでここまで減ってきたのかなというふうに思うのですが、最近5年間の入浴者数の推移をまずお伺いいたします。

2点目は、これは21期の計画書では8,000人ふやすという計画を持っていたのです。ところが、結果はただいまの1万2,587人、計画より1万2,000ですから、20期よりも私の計算では5,714人減っているのです。20期よりも8,000人ふやそうとしたけれども、結局逆に5,700人減らしていると。この理由、要因についてお伺いいたします。私は人数で聞いておりますので、金額というか、その他の経費節減だとかと今お話しされましたけれども、人数でお伺いいたします。

3点目は、13ページの事業計画書の中で1番の運営方針の中で一番大事な入浴者数をどうするのだということが文章で書かれていません。確かに目標はことし、27年度、入浴者数22万513人でした。これを22万2,500人にふやしましょうということで、増加をさせようという計画を立てているのですが、これが運営方針の中に書かれていませんというの、とにかく売り上げの半分近くを占めるわけですから、その考え方方が示されないというのは私は説明不足だなというふうに思いますので、来年度ふやす、そのふやせる根拠、どういった方針を持ってふやせるのかお伺いをいたします。

最後、4点目ですが、部長のご説明で最初ありました。20期よりも入浴者数はさらに減少したと、しかも大幅な減少です。計画よりも1万2,500人も減ったと、しかし経費節減等で、昨年500万円超の赤字を計上したのに対し、今回は数十万円の利益を上げたと、そういう説明をされたのです。つまり入浴者はこんなに減ったのに、赤字は経費節減でということで、その経費節減の主な内容について伺います。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。時間かかりますか。

(何事か言う声あり)

○議長 答弁に時間要するため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議 長 それなりにお時間がかかるということでございますので、ここで休憩にさせていただきます。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時46分  
再開 午後 0時58分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の株式会社滝川グリーンズの経営状況についての質疑で清水議員の質疑に対する答弁を求めたいというふうに思います。産業振興部長。

○産業振興部長 清水議員から株式会社滝川グリーンズの事業計画の関係でご質疑いただきましたが、まず1点目の過去5年間の利用者の実績ということでございます。5年前ですから、23年度の実績から申し上げます。利用者の総計ですが、26万7,533人、24年度が24万9,228人、25年度が23万4,236人、26年度ですが、22万6,227人で、27年度、21期でございますが、22万513人となっております。

2点目の20期との減少となった要因分析ということだと思いますが、20期と21期、前期と比べますと5,714人減少しておりますが、まず1つ背景として言えるのが管内人口の減少と高齢化があるというふうに認識しております。これはどこの温泉施設でも利用客の減に苦しんでおりますが、こういったことが大きな要因と考えています。ふれ愛の里で見ますと、この中の要因分析となるのですが、年間券を購入されている方は比較的高齢で、時間の自由な方といいますか、現役リタイアされた方が多いのですが、この方の利用が、延べ人数ですけれども、5,295人分減少してございます。これが一番大きな原因だというふうに考えております。

3つ目の22期の事業計画でどういった利用者増を図るかがあらわされていないということでございますが、グリーンズのほうにも確認をしているのですが、まず広報紙への折り込みでもっとPRをしようということで、広報紙への折り込みということで割引券つきのチラシを配布したいということで、計画として全戸配布という形で考えております。あと、特別回数券、割引料金の回数券の販売にもっと力を入れたいということですとか、あともう一つ、市民ゴルフ場とのタイアップということで、コンペのメイン会場といいますか、発表会の会場とか、そういったことで使っていただこうということで、既に1件の実績は持っております。あと、そのほか21期で好調でありました地ビールを中心とする販売、物販に力を入れたいということと、あとはコテージの利用がかなり伸びてはいるのですけれども、冬期間の稼働率をもっと上げたいということで、21期で売り上げに寄与していたこの部分について22期もさらに力を入れるということでございます。

あと、4番目の経費節減の内容ということでございますが、ふれ愛の里は電気料金のウエートが非常に大きいということで、さらなる照明等の消灯とか、そういった電気料金の節減と、あとパートさんの賃金について余り稼働率のよくない時間帯の時間調整を図るということで節減を図っております。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

#### ◎日程第5 報告第5号 監査報告について

#### 報告第6号 例月現金出納検査報告について

○議長 日程第5、報告第5号 監査報告について、報告第6号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第5号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、総務部の総務課、防災危機対策室、企画課、大学連携室、財政課及び公共施設マネジメント課を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成27年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では市税完納等確認の漏れ、予定価格調書の作成日誤り、成果品受け渡し書の不適切な保管、根拠条項の記載誤り、契約書に使用する印鑑の誤り、検収における担当職員と検査員の兼務などがあり、旅費関係では日当の支給漏れ、文書関係では事務決裁規定に基づかない決裁文書、受け付け、査閲印が漏れている文書などが散見されました。収入調定関係では、審査印の漏れている調定伝票が見受けられ、また算出根拠が誤った伝票も見受けられました。団体事務関係では、会則等が作成されていない、収入及び支出調書が作成されていない、立てかえ払いが散見するなどがありました。これらについては、関係規定等に基づき適切な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導及び要望をいたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当職員に是正または適正な処理方を指導いたしておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は一般財団法人滝川国際交流協会であり、監査の範囲は平成26年度及び27年度の事業及び財政援助に係る出納その他の事務であります。

監査の期間、監査の目的及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部

に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、財務書類関係では貸借対照表、正味財産増減計算書等、一部の帳票に記載の不備が見受けられ、給与、手当支給関係では関係規定の整備されていないものや様式の不備が見受けられ、旅費関係では押印漏れ、支給漏れなどがあり、また受託事業における旅費支給基準が統一されていないことがありました。会費収入関係では、領収書の控えがないものが見受けられるなどがありました。これらについては、関係規定等に基づき適切な事務処理をされるよう、団体に対する講評において指導または要望をいたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、監査意見といたしまして、前回平成23年度及び平成24年度について監査を実施したところであります。平成25年4月1日より滝川国際交流協会が北海道の認可を受け、社団法人から一般社団法人に変更となり、直近の平成26年度及び平成27年度を重点に監査を実施いたしました。初めに、一般社団法人への移行に伴い、必須財務諸表の点検を行ったところ、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、附属明細書及び財務諸表に対する注記のほか、必須ではないものの予算書の作成や現金同等物の残高確認に必要となる収支計算書も整備されていましたが、正味財産増減計算書及び貸借対照表等において一部の帳票と整合性が図られていないものが見受けられることから、経理事務の正確性、緻密性について改善検討していただくとともに、さらなるスキルの向上に努めていただきたい。また、各手当の支給に関し一部規定の不備が見受けられることから、関係規定の整備もあわせて実施されたい。前述のとおり、平成26年度の単年度決算において収支不足となったことから、平成27年度においては経費節減などにより黒字となったものの、積立金及び基金からの繰り入れが続いている、また事業収入のうち独立行政法人国際協力機構JICA及び滝川市などからの受託事業や補助金が半分以上を占め、会費収入も減少傾向にあることから、協会の自立を図るためにも会員の拡充による安定的な収入の確保に努められるとともに、今後も効率的な事業の見直しなど、より一層の経費節減にご尽力いただきたい。一般社団法人化により公益目的支出計画の作成が義務づけられ、計画の実施期間は9年で、平成34年3月31日までに公益目的財産額4,319万9,122円をゼロにすることとしています。平成28年3月31日現在の残高が2,993万627円となったところでありますが、今後も引き続きこの計画に基づき事業運営に努められたい。本年協会設立27年目を迎えますが、最近の世界情勢は無差別テロなど暗い影を落とす事件が各地で頻繁に起こっています。海外渡航の際は、石橋をたたいて渡るくらいの注意を怠ることなく、協会の目標である姉妹都市交流を初めとする諸外国との交流、協力事業を積極的に推進され、世界と結びついた地域社会の実現やグローバル社会に柔軟に対応できる人材を育成し、地域活性化の貢献に努められ、国際都市滝川の実現に向けて一層寄与されることを望みます。

以上で報告第5号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第6号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成28年5月分及び6月分の例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会

計の現金、預金、一時借入金などの出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでしたが、一部に改善検討が必要と思われる事項につきましては、目的地内旅費の算出において日当の半額を超える部分についての支給漏れがあったことから、講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第6号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号及び第6号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化を求める要望意見書

意見書案第2号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める要望意見書

意見書案第3号 無年金者対策の推進を求める要望意見書

○議長 日程第6、意見書案第1号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化を求める要望意見書、意見書案第2号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める要望意見書、意見書案第3号 無年金者対策の推進を求める要望意見書の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案3件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣であります。

意見書案第2号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、文部科学大臣であります。

意見書案第3号 無年金者対策の推進を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号、第2号及び第3号の3件は、いずれも可決されました。

#### ◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第3回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

#### ◎市長挨拶

○議長 以上で予定されました日程は全て終了いたしましたが、市長からの発言の申し出がございますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 本定例会閉会に当たりまして、議長にお許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げる次第でございます。

9月1日に開会をされました第3回定例会でございますが、本日までの15日間、議員各位におかれましては提出させていただきました各議案に対しまして精力的に、そして積極的に審査、ご議論賜り、ただいま本日はいずれも可としてご認定を賜ったわけでございまして、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。交わされましたご意見、また付されました意見、それぞれを参考にしながら今後の行政執行に当たるつもりでございますので、今後ともご指導、ご鞭撻いただきまことをお願い申し上げ、本定例会閉会に当たりましてのご挨拶とします。

ありがとうございました。

#### ◎閉会宣言

○議長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第3回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時17分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員